

平成23年 3月 予算特別委員会

平成二十三年予算特別委員会

予算特別委員会会議録第二号

日 時 平成二十三年三月九日（水曜日）

場 所 大会議室

出席委員（五十名）

委員長 山口ひろひさ

副委員長 飯塚和道

副委員長 すがややすこ

石川征男

大場やすのぶ

上島よしもり

小畑敏雄

穴戸のりお

下山芳男

新川勝二

菅沼つとむ

鈴木昌二

畠山晋一

山内 彰

板井 斎

市川康憲

岡本のぶ子

佐藤弘人

杉田光信

高久則男

高橋昭彦

平塚敬二

諸星養一

上杉裕之

風間ゆたか

重政はるゆき

中塚さちよ

中村公太郎

西村じゅんや

藤井まな

岸 武志

桜井 稔

里吉ゆみ

中里光夫

村田義則

桜井純子

竹村津絵

山木きょう子

吉田恵子

唐沢としみ

羽田圭二

大庭正明

田中優子

木下泰之

小泉たま子

あべカ也

稲垣まさよし

上川あや

ひうち優子

青空こうじ

出席事務局職員

議事担当係長 中瀬信彦

出席説明員

区長 熊本哲之

副区長 平谷憲明

副区長 森下尚治

世田谷総合支所 総合支所長 千葉信哉

北沢総合支所 総合支所長 安水實好

玉川総合支所 総合支所長 西澤和夫

砧総合支所 総合支所長 須田成子

烏山総合支所 総合支所長 河合岳夫

政策経営部 部長 金澤博志

財政課長 岩本 康

研修調査室 室長 野澤 永

総務部 部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

庁舎計画担当部	部長	峯田政和
危機管理室	室長	内田政夫
財務部	部長	霧生秋夫
施設営繕担当部	部長	中杉和明
生活文化部	部長	城倉 茂
スポーツ振興担当部		
	部長	山崎廣孝
環境総合対策室	室長	田中 茂
産業政策部	部長	杉本 亨
清掃・リサイクル部		
	部長	板谷雅光
保健福祉部	部長	藤野智子
梅ヶ丘整備担当部		
	部長	真野源吾
地域福祉部	部長	堀川雄人
子ども部	部長	堀川能男
世田谷保健所	所長	西田みちよ
都市整備部	部長	板垣正幸
生活拠点整備担当部		
	部長	春日敏男
みどりとみず政策担当部		
	部長	吉村靖子
道路整備部	部長	山口浩三
交通政策担当部	部長	工藤健一

土木事業担当部	部長	吉田 博
会計室	会計管理者	高山 博
教育長		若井田正文
教育次長		佐藤健二
教育環境推進担当部		
	部長	古閑 学
教育政策部	部長	萩原賢一
選挙管理委員会事務局		
	局長	杉野憲三
監査事務局	局長	柳澤正孝

本日の会議に付した事件

- 議案第一号 平成二十三年度世田谷区一般会計予算
- 議案第二号 平成二十三年度世田谷区国民健康保険事業会計予算
- 議案第三号 平成二十三年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
- 議案第四号 平成二十三年度世田谷区介護保険事業会計予算
- 議案第五号 平成二十三年度世田谷区中学校給食費会計予算

(総括説明、総括質疑)

午前十時開議

○山口 委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○山口 委員長 本日から、当委員会に付託されております平成二十三年度予算五件の審査を行うわけではありますが、さきに決定しております運営方針に基づき委員会を

運営してまいりますので、委員並びに理事者のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

さて、本日は、まず区長よりあいさつをしていただき、引き続き政策経営部長より総括的な説明を受けた後、各会派の質疑に入ります。

それでは、区長のあいさつをお願いいたします。

◎熊本 区長 おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成二十三年度予算は、三年ぶりに特別区交付金が増となるものの、特別区税は引き続き大幅な減収となるなど、かつて経験したことのない大変厳しい状況が続く中で、の予算編成となりました。

このような厳しい状況の中で、政策点検方針に基づき、聖域なく千七百四十五の全事務事業を点検、検証し、徹底した見直しを行い、約五十五億円の効果額を予算案に反映いたしました。その上で、この予算案では、施策の優先順位を一層明確にすることによって、安全安心を基本に、子育て支援、みどり33の推進、地域経済の活性化など優先課題に重点的に取り組むよう予算配分を行い、区政の一層の発展と充実を目指す予算といたしました。

詳細につきましては、この後ご説明させていただきますが、ご審議の中で委員の皆さんからいただいたご意見やご提案を踏まえまして、区民の皆さんがいつまでも住み続けたいと思っただけ「魅力あふれる安全・安心のまち世田谷」の実現に誠心誠意、全力で取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、長期間にわたる委員会でございますので、健康には十分ご留意いただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山口 委員長 以上で区長のあいさつは終わりました。

次に、政策経営部長より説明をお願いいたします。

◎金澤 政策経営部長 それでは、ご説明をさせていただきます。平成二十三年度世田谷区各会計予算案五件につきましてご説明申し上げます。なお、予算書及び説明書につきましては、平成二十三年度世田谷区予算・同説明書と平成二十三年度世田谷区予算説明書(別冊)の二分冊となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、厚いほうの冊子、平成二十三年度世田谷区予算・同説明書に基づいて説明をさせていただきます。

初めに、予算編成の概要についてご説明いたします。五一ページをお開きください。平成二十三年度の予算編成の基本的考え方でございます。

本年一月に閣議決定されました政府経済見通しによりますと、我が国経済は、リーマンショック後の危機を克服し、平成二十二年度の国内総生産の実質成長率はプラス三・一％程度となり、三年ぶりのプラス成長が見込まれております。また、平成二十三年度も景気の持ち直しを反映し、一・五％程度のプラス成長になると見込まれております。しかし、海外景気の下振れ懸念や為替市場の動向など、景気を下押しするリスクも指摘されております。

このような中、平成二十三年度における世田谷区の財政見通しは、三年ぶりに特別区交付金を前年度比で増額としているものの、特別区税は引き続き大きく減少する見込みで、これらの合計が三年前の平成二十年度と比較してマイナス百六十四億円と依然として低い水準にあり、引き続き区財政は極めて厳しい状況にあるものと見込んでございます。

一方、区は、保育サービス待機児対策などの喫緊の課題や、生活保護費等の社会保障関連経費の増加、学校など公共施設の改築・改修等整備経費の増加などの財政需要にも対応していく必要がございます。当面財政状況が大きく好転することが見込めな

い中、将来の財政需要や景気の変動に備えて、財政基盤をより強固なものにしていくことが重要な課題となっております。

これらを踏まえ、平成二十三年度の当初予算編成に当たりましては、政策点検方針のもと、すべての施策事業を点検し、必要性、有効性、優先度等の視点から事業のあり方を見直し、一層の歳出削減に取り組みまして、「いつまでも住み続けたい『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』」の実現のため、安全・安心を基本に、子育て支援、みどり33の推進、地域経済の活性化などの優先課題に重点的に取り組み、区政の一層の発展と充実を目指す予算として編成したところでございます。

次に、五二ページをお開きください。歳入予算及び歳出予算の基本的考え方についてご説明いたします。

歳入予算につきましては、債権管理の徹底や税外収入の確保など自主財源の一層の確保に努めるとともに、基金の活用は前年度以下に抑制することを基本といたしました。

歳出予算につきましては、厳しい財政状況の中で区民目線の優先課題に的確に対応するため、安全・安心まちづくりなど七つの分野に重点的に予算を配分いたしました。また、人件費や管理運営費、その他事務経費の削減に努めるとともに、政策点検の取り組みにより全施策事業を点検し、限られた財源を効果的、効率的に配分することを基本といたしました。各分野における主な重点項目の内容などにつきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

右側の五三ページをごらんください。今後の課題（目標）でございます。社会保障関連経費や公共施設整備費などの財政需要が引き続き増加することが見込まれる一方、景気悪化により大きく落ち込んだ区の歳入は、平成二十四年度以降も大幅な改善を見込めない状況にあります。こうした中、区の優先施策を着実に推進していくため、一層徹底した行財政改善の取り組みのもと、将来に向けた強固な財政基盤の確立に向

けて、十項目の課題、目標を掲げております。

続けて、五四ページをお開きください。各会計当初予算規模でございます。平成二十三年度の一般会計当初予算は、子ども手当や私立保育園運営、生活保護法に基づく保護費などの増があるものの、事業の進捗による市街地再開発や公園用地買収費の減などにより、二千四百八十九億四千四百万円、前年度比でマイナス〇・一％、一億五千万円の減となっております。

特別会計でございますが、国民健康保険事業会計については、保険給付費などの増により、七百六十八億三千百万円、前年度比で八・四％、五十九億六千四百万円の増となっております。

後期高齢者医療会計は、療養給付費負担金などの増により、百五十八億九千五百万円、前年度比で〇・八％、一億二千八百万円の増となっております。

老人保健医療会計は、旧老人保健法に基づく医療費支払いのための経過措置期間が終了いたしましたので、平成二十二年度末をもって廃止となります。

介護保険事業会計は、居宅介護サービス給付費などの増により、四百六十三億四千二百万円、前年度比で五・一％、二十二億五千六百万円の増となっております。

中学校給食費会計は、給食配食人数の増により、一億七千八百万円、前年度比で〇・四％、百万円の増となっております。

これら一般会計、特別会計を合計いたしまして、三千八百八十一億八千九百万円、前年度比二・一％、八十一億六千六百万円の増となりました。

続きまして、各会計の概要についてご説明いたします。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。五八ページをお開きください。

平成二十三年度当初予算総括といたしまして、平成二十三年度の財政計画をお示しております。右側、五九ページの第一表、平成二十三年度当初財政計画（一般会計）に基づいてご説明をいたします。

一般財源のうち、特別区民税は、前年区民所得の減少を踏まえ、千二十七億八千七百万円、前年度比で三・一%の減を見込んでおります。

次の地方譲与税から地方特例交付金につきましては、国や東京都の予算状況や景気の動向、平成二十二年度の交付実績などを踏まえ、それぞれ一定の増減を見込んでおります。

特別区交付金は、企業業績の改善により、交付金の財源となる市町村民税法人分収入等が増となることや、平成二十二年度における交付実績等を踏まえ、三百七十四億円、前年度比で一七・二%の増を見込んでございます。

その他の欄は、財政調整基金等からの繰入金の減額により、前年度比で二四・〇%の減となっております。

これらにより、一般財源の年間収入見込み額は千六百六十五億六千七百万円、前年度比では微減となっております。

特定財源につきましては、まず国庫支出金が生活保護費や子ども手当支給に係る負担金などの増額により、三百六十二億三千万円、前年度比で一・一%の増を見込んでございます。

都支出金は、都市計画事業の減に伴う都市計画交付金などの減額により、百六十一億三千七百万円、前年度比で三・一%の減を見込んでおります。

特別区債は、小中学校改築事業や公園用地買収事業、池尻複合施設用地取得事業などについて、九十四億九千六百万円、前年度比で一・〇%の増を見込んでおります。

その他の欄は、義務教育施設整備基金繰入金等の減額により、二百三十五億一千四百万円、前年度比で三・七%の減となっております。

これらにより、特定財源の年間収入見込み額は八百五十三億七千六百万円、前年度比で〇・一%の減となっております。

以上、一般財源と特定財源を合わせた年間収入見込み額は二千五百十九億四千四百

万円、前年度比で〇・一%の減となっております。

なお、当初予算が確定した後に生じる緊急の需要等に備えまして、前年度繰越金三十億円を留保したため、当初の予算計上額は二千四百八十九億四千四百万円となっております。

次に、六四、六五ページをお開きください。歳入予算を款別にお示ししたものでございます。

続いて、六六、六七ページをお開きください。歳出の款別予算額でございます。なお、予算額などにつきましては、百万円未満を四捨五入した概数でご説明をさせていただきます。

左のページの中ほど、性質別内訳でございますが、下から三段目の合計欄、太字の部分をごらんください。

まず人件費でございますが、給与改定に伴う削減の効果があったものの、退職手当の増や地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済費、さらに再任用短時間勤務職員の増などにより、四百八十五億五千二百万円、前年度比で九億六千三百万円の増となっております。

行政運営費につきましては、清掃分担金などが減額となる一方で、子ども手当支給経費や私立保育園運営費、生活保護費の増などにより、千六百六十八億八千万円、前年度比で六十九億二百万円の増となっております。

投資的経費は、池尻複合施設用地取得が増となる一方で、市街地再開発や公園用地買収などの大幅な減により、三百三十五億一千二百万円、前年度比で八十億一千五百万円の減となりました。

六九ページ以降には、歳入歳出それぞれを款・項・目別にお示ししております。後ほどごらんいただければと存じます。

次に、薄いほうの冊子、平成二十三年度世田谷区予算説明書（別冊）、こちらをお

開きいただけますでしょうか。これに基づきまして重点項目事業等をご説明申し上げます。

まず、六ページをお開きください。こちらに政策点検方針等に基づく取り組みについてお示ししております。これらの取り組みによる見直し効果額は、合計で五十五億三千六百万円となっております。

続きまして、二四ページをお開きください。重点項目でございます。なお、項目欄に記載している資料ナンバーは、九九ページ以降に掲載した重点項目説明資料の各ページの欄外に表示した資料ナンバーをお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

それでは(1)の「安全・安心まちづくり（生活安全・防災）」についてご説明申し上げます。

主な事業といたしましては、1の防犯カメラの整備助成では、安全確保や犯罪を抑制するために有効な防犯カメラの整備を引き続き進めてまいります。

2の消費者啓発の推進では、悪質商法や振り込め詐欺等による消費者被害の未然防止の取り組みを進めてまいります。

4の災害時地域助け合い活動支援では、災害時に備え、地域における災害時要援護者支援の取り組みを引き続き進めてまいります。

右側の二五ページをごらんください。6の豪雨対策の推進では、豪雨対策行動計画に基づき、河川や下水道の整備などについて取り組みを強化してまいります。

次に、二六ページをお開きください。(2)の「保育サービス待機児対策と子育て支援」についてご説明いたします。

1の保育サービス待機児対策では、平成二十三年度は七百名程度の定員拡充に向けて取り組み、2の私立保育園運営、3の認証保育所、4の家庭的保育事業などの拡充により、保育サービスの充実を図ってまいります。

右側、二七ページをごらんください。7の産後ケア事業では、産後ケアセンターの利用枠を拡充し、産後ケア事業を必要とするニーズの増加に対応してまいります。

8の子ども手当では、三歳未満の子どもに対して一人当たり七千円を増額し、月額二万円を支給いたします。

二八ページをお開きください。(3)の「世田谷型福祉のまちづくりと健康づくり」についてご説明をいたします。

1の高齢者見守り施策の推進では、民生委員によるふれあい訪問や身近な地域の見守り活動を行う地区高齢者見守りネットワークのモデル実施など、高齢者の見守り施策をさらに推進してまいります。

右側の二九ページをごらんください。9の高齢者肺炎球菌予防接種では、七十歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を新たに実施いたします。

一枚おめくりいただきまして、三〇ページでございます。10のヒブ・小児用肺炎球菌予防接種と11の子宮頸がん予防接種においても、それぞれワクチン接種費用の助成を新たに実施いたします。

続いて三一ページでございます。(4)の「世田谷みどり33と環境施策の推進」についてご説明をいたします。

世田谷みどり33に向けた取り組みとして、1の公園・緑地の整備では、(仮称)二子玉川公園などの整備を進めてまいります。

2の民有地の緑化支援では、保存樹木、樹林地の保護など、民有地のみどりを保全創出するための取り組みを推進してまいります。

4の家庭における省エネルギー機器の設置推進では、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)と潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)の設置を推進し、既存住宅の省エネ化を進めてまいります。また、この事業は、設置する区民の方々に区内共通商品券を交付することにより、地域産業の活性化にもつなげてまいります。

続いて三三ページをお開きください。(5)の「区内産業の活性化と文化・スポーツの振興」でございます。

緊急総合経済対策の一環として、1の中小企業への融資制度から4の雇用の促進・就労支援までの取り組みなどにより、区民生活の支援や地域経済の活性化を進めてまいります。

三四ページをお開きください。6の都市農業の推進と普及・啓発では、営農支援組織の設立支援など、都市農業の振興と農地の保全に取り組んでまいります。

右側の三五ページをごらんください。10の(仮称)子ども駅伝の開催では、子どもたちの体力向上を図るとともに、世田谷九年教育のグループ校の交流促進にもつなげてまいります。

また、11の東京国体に向けた準備では、平成二十五年度の東京国体の開催に向けて、計画的に準備を進めてまいります。

続いて、三六ページをお開きください。(6)の「交通ネットワークなど都市基盤の整備」でございます。

5の京王線沿線街づくりでは、駅前広場都市計画案の策定や地区街づくり計画案の策定など、駅周辺のまちづくりを推進してまいります。

6のバス交通サービスの充実では、経堂駅～八幡山駅までの間でコミュニティバス路線の実験運行を行ってまいります。

右側の三七ページをごらんください。7の自転車走行環境の整備では、自転車走行レーンを一カ所整備し、安全な自転車利用に向けて着実に取り組みを進めてまいります。

三八ページをごらんください。(7)の「地域に根ざした世田谷の教育」についてご説明をいたします。

1の世田谷九年教育の推進では、九年教育パイロット校での取り組みの実施など、

九年間を見通した質の高い教育を推進してまいります。

4の学校の適正規模化・適正配置では、船橋中学校と希望丘中学校の統合準備を進めるとともに、次のステップに向けた基礎調査を進めてまいります。

右側の三九ページをごらんください。9の学校の改築では、施設の老朽化等への対応を図るため、毎年二校の改築校を選定し、計画的に学校の改築に取り組んでまいります。

四〇ページをお開きください。これまでご説明をいたしました七つの分野のほか、(8)の「その他」といたしまして、1から3の歳入の項目につきましては税外収入確保の取り組みにより歳入を見込むものでございます。また、6以降は池尻複合施設の土地取得など公共施設整備に係る経費を計上しております。これらを合わせまして一般会計の重点項目といたしましては、右側四一ページの一番下の欄外にお示ししてございますとおり、総額八百五十億三千八百万円となっております。

次の四二ページ以降には、四特別会計における主な項目を掲載しております。各会計の予算額等につきましては、冒頭申し上げたとおりでございます。

なお、厚いほうの冊子、平成二十三年度世田谷区予算・同説明書の四三七ページ以降に、特別会計における歳入歳出の事項別明細や款・項・目別の内訳を掲載しておりますので、別冊とあわせて、後ほどお目通し願えればと存じます。

以上をもちまして、平成二十三年度世田谷区各会計予算案五件に関するご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○山口 委員長 以上で政策経営部長の説明は終わりました。

○山口 委員長 ただいまから総括質疑に入ります。

質疑者はネームプレートを質疑者席にお持ちいただくようお願いいたします。なお、持ち時間の終了五分前には予鈴と質疑者席の緑ランプの点灯でお知らせいたします。

さらに一分前には赤ランプの点滅でお知らせいたします。

また、質疑される委員の方は、マイクから離れ過ぎないようにお願いいたします。

続いて、理事者の皆様に申し上げます。答弁は簡潔、明瞭にお答えいただきますようお願いいたします。

また、予算運営委員会において、やむを得ない場合は理事者が席を離れることを認めると確認されておりますので、どうぞご無理をなさらないようお願いいたします。

それでは、総括質疑を始めます。

自由民主党、どうぞ。

◆上島 委員 おはようございます。それでは、自由民主党の質問を始めさせていただきます。

まず初めに、財政に関する質問をさせていただきます。

先ほど区長からのお話がありましたけれども、これまで経験したことのない厳しい財政見通しの中で立てた予算ということでもあります。実際、この間のいろいろなお話を聞いておりますと、当面の見通しの中で持続可能な自治体経営というものをどうやっていったらいいのかということ、これから短期間にしっかりと見きわめていかなければいけないという大変難しい時期にあると思います。

今予算案では五十五億円の削減効果を出したわけですが、一方では、百三十三億円の基金の取り崩しということで、たしか当初百億円に基金の取り崩しを抑えたいという思いで取り組んできたようですが、大変厳しい状況であるということには変わらないと思います。

それで、今後三カ年の財政見通しを、こちら予算説明書の別冊の五〇ページのほうで記載されておりますが、こちらを見ますと基金の取り崩しが、平成二十四年度になりますと七十九億円、そして、平成二十五年においては四十二億円と減少しているという見通しであります。一方で、財源不足がそれぞれ三十四億円、そして二

十九億円というふうに書かれております。

この予算案の中では、私立保育園運営費では十八億円の増、そして生活保護費が十三億円の増、障害者自立支援給付費が約七億円の増となっております、これだけでも約三十八億円。こういった扶助費といった民生費の伸びが顕著でありまして、これからこの辺はますます増加することが見込まれると思います。

この財政計画に、こういった経費の増加というものがしっかりと盛り込まれているのかどうか、見通しがちゃんと入っているのかどうか、また基金の繰り入れというものが縮減されるという要素、来年度が百三十三億円、その次の年は七十九億円、その次は四十二億円と縮減していく要素というものがどういうものなのかをご説明いただきたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 平成二十三年度から二十五年までの三カ年の財政見直しは、税制改正等による一定の歳入増を見込むとともに、歳出面では、二十三年予算案を基礎に、今後の財政需要の主な増減を勘案して見込んでいるものでございます。

具体的には、生活保護や自立支援給付費などの社会保障費につきましては増傾向、二カ年で二十億円程度が続くものと想定しており、また、保育施設の整備運営、二カ年で十九億円程度や、学校や公共施設の整備、さらに公園整備、市街地再開発等の大規模事業につきましては、現時点で想定している年次計画に基づいた事業費財政見直しに反映してございます。

一方、基金繰入金でございますが、特定目的基金は、道路や公園、公共施設等の整備といった、各事業の歳出規模に応じ繰入額を積算してございまして、義務教育施設整備基金からの繰り入れにつきましては、改築・改修がピークを超え、大幅な減額を見込んでいるところでございます。起債の活用に基金の繰り入れの抑制を行ってございますけれども、主な基金の二十三年末残高見込みでは、平成二十年度と比べ義務教育施設整備基金が五分の一で三十二億円、都市整備基金が二分の一の四十八億円の

状況となっておりまして、二十四年度以降、大幅な繰り入れが難しい状況が生じてきてございます。

財政調整基金につきましては、繰り入れの抑制方針のもと、この三カ年見通しでは活用を想定しておらず、ご指摘のとおり、二十四年度からの二カ年で六十三億円の財源不足が生じる一方で、平成二十五年末の基金残高が約三百億円という見込みを示しているところでございます。

◆上島 委員 一定の見通しのもと、計画を立てられたというのはよくわかるんですが、何と云っても、今後二年間で生じるこの六十三億円の財源不足の解消をどうやっていくのかというのが最大の課題だと思います。

実際、今年度の見直しもさまざま、いろいろな観点から行ってきて五十五億円の縮減ということでありまして、時間的に制約があったとはいえ、かなり努力されたの結果だったと思います。そこで、これからさらに今後六十三億円の縮減を行っていくというのは、これまでの工夫であるとか、もしくは手法で本当に乗り切っていけるのかどうか、私は実際は実現というものは大変難しいというふうに思っております。

いろいろ考えられるんですけれども、やはり検討していくべきは、一つは、サービス利用者の負担の適正化をもう少し深く見直していくこと。また、生活保護を初めとします特定の受益者への対応を強化していくべきということがもう一つ。そして、公共施設運営や公共サービス全体を経営の観点から、経営の視点から見直すという点。また、公共サービスでの民間参入、民間との協働というものをさらに促進していくこと。そして、五つ目として行政コストを見直す。こういった幅広い検討というものが私は必要だと思いますし、こういった作業に本気で取り組んでいかなければならないと思います。

言うなれば、今後は行政サービスのあり方を見直すというより、行政と区民との役割がどうあるべきかというかなり深い踏み込んだ議論をしていかなければいけない、

公共のあり方そのものを見直していくというかなり深い議論が今後必要になってくるというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 平成二十四年度以降についても、今お話にございましたように大変厳しい財政状況が見込まれてございますが、今後の財政不足を解消していくためには、まず、今回の政策点検において中長期の課題としたものにつきまして、引き続き徹底した見直しに取り組んでいくことが重要であるというふうに認識してございます。

その過程では、従来型の事業のあり方や受益者負担などについて議会の議論もいただきながら、区民の目線で抜本的に点検、検証いたしまして、首長と議会のコンセンサスのもとで新たな行政サービスの方向性を整理していく必要があるものと考えております。

また、このような行政サービスの検証や再構築に当たりましては、サービスの受け手である区民の皆さんに、行政の役割は行政コストに係る受益と負担のあり方などについて十分ご理解いただいた上で進めることが必要だというふうに考えてございまして、今後も区の財政状況や中長期的な課題につきましてわかりやすく情報提供を行ってまいりたい、かように考えてございます。

◆上島 委員 行政の役割であるとか、また、受益と負担のあり方について十分考えていかなければいけないという答弁だったと思うんですけれども、その行政の役割を果たすためのコストがどうかかっているかということも、やはり区民の方に伝えていかなきゃいけませんし、理解いただかなきゃいけないというふうに思っております。

例えば、今回、民生費の伸びの中でも一つ例にとれば、私立認可保育園、今まさに区を挙げてこの整備に取り組んできているところですが、子ども一人当たり諸経費を除きますと年間百八十万円かかっている、月十五万円かかっているということでありまして、このうち保険料などの収入を除いた区の負担を見ますと年間百万円か

かっているということでもあります。今後四年間で二千六百名の定員の増加という計画でありますので、区の恒常的な負担というものは年間二十六億円増加していくことになるわけでもあります。

これは現在の社会状況の中で、熊本区政の方針としてもこの保育待機児の解消というものは大切だと思っておりますけれども、そのコストのところをしっかりと理解していただくことも私は重要だと思っております。例えば、その中でもゼロ歳児などは一人月四十万円くらいの経費がかかっていると言われております。この数字を区民の方にお話ししますと、大概の方は信じていただけません。こういったコストについてもしっかりと区民に伝えていくと。私は、できる限り具体的に、もしくは個別的にこれくらいコストがかかっているんですということを区民に伝えながら、一緒になって、こういった厳しい財政状況をどう言ったら乗り切っていけるのかという議論をしていかななくてはいけないと私は思っております。

もちろん、これまで行政コストについては広報等を通じて一定の区民にお知らせするということはやってきたと思っておりますけれども、より個別に、また具体的に伝えていきながら、このサービスと負担のあり方を考えていくようにしていくべきだと思います。具体的にそういう取り組みを考えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 お話しのとおり、区が行っているさまざまなサービスについてどのくらいの経費がかかっているかということについては、余りご存知いただいていない状況はあると思います。今お話しのとおり、具体的な数字とかそういうものを掲げながらご説明していかないと、今後は区全体の経営の問題、あるいは区全体の財産の問題ということでございますので、そこらはしっかりやっつけていかなきゃいけないと思っております。

◆上島 委員 いわゆる企業会計を取り入れていくという話も大事だと思うんですけども、その一つのサービスにどれだけコストがかかっているかというのはやっぱり示して行ってやっていただきたいと思います。ただ、これは利用者の方の負担を考慮していただくという側面もありながら、もう一方で、事業執行の中身が問われるというんでしょうか、実際、その方法でお金のかけ方が正しいのかどうか、多分そこまで見られていくことだと思います。そういう意味では、行政にとっても厳しいことになると私は思いますけれども、そうやっていかないとこの財政は乗り切れないということで、この点については、ぜひとも実施に向けて前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、梅ヶ丘病院跡地の活用についてであります。

この跡地活用については、世田谷区の保健医療福祉の拠点という方向でこれまで検討がなされておりました、基本構想案もでき上がったところであります。先ほど来の財政状況の議論を踏まえ、本当に実現できるのか、また、実現すべきなのかという不安の声も聞かれますけれども、今後の安全安心の地域生活を実現していく上においては、区としてどうにか実現していくべきだと私どもは考えております。

そこで、このプロジェクトの実現に結びつけていくに当たって、やはり民間の誘致をどこまで進めていくかが大きなポイントになってくると思いますが、実際に何を誘致して、区はどこまで手がけていくのかという公民連携の図面を描くことが重要と考えます。この辺は、これまでも我が会派が主張してきたところですが、現在の段階でこの民間誘致部分のあり方についてどのように考え、また、今後どのように検討を進めていこうとされているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 この梅ヶ丘プロジェクトの実現に向けましては、基本構想案において、民間活力を積極的に活用することにより、サービスの水準を高める

ことが必要であるとされております。また、跡地に整備展開する機能につきまして、多様な交流の創造を切り口に、跡地利用の中心となる保健医療福祉の拠点機能との相乗効果、また、他世代交流の創出など、その選定の視点が示されております。

区といたしましては、基本構想策定後のプロセスにおきまして、こうした選定の視点を踏まえながら、民間事業者等の進出意欲に見合う、採算性の確保されるような事業形態について具体的に検討してまいりたいと考えております。

なお、東京都との用地をめぐる協議の前提といたしましても、民間にお願いする部分も含め、跡地全体のグランドデザインとなる構想を、区が責任を持って示すことが必要となると認識しております。

◆上島 委員 今ご答弁にあったとおり、民間誘致については採算性というのが大きな尺度となっておりますけれども、収益の上がりやすいものが区が求めているものと一致するかどうかという、またそうとは限りませんし、敷地内の施設全体の連関をどのように考えていくのか、その辺が非常に難しい判断になろうかと思えます。さまざまな施設が必要であることはわかっているけれども、それぞれの規模によってどれぐらいの区の財政負担が出てくるかどうかというのがなかなか私どもにはわからない。また、その辺の見きわめが難しいと思っております。

そんな中、東京都とは、まずは土地の取得の条件など、今後計画案を示しながら、より詳細に詰めていくという段階にあると思えますけれども、大事なことは初期投資だけではなくて、むしろ最も考慮すべきは、こういった保健医療福祉施設が今後もたらず長期的な財政負担の影響がどう出てくるのかということだと思えます。基本構想の策定に合わせまして事業の枠組みや財政見通しなどを整理すると伺っておりますけれども、一定の条件設定を行いながら、やはり試算を重ねていくことが重要だと思います。

この梅ヶ丘病院跡地におけます財政計画をできるだけ早く整理することが、実は、

今後の梅ヶ丘跡地活用の推進のかぎを握ると私は思っておりますけれども、その辺はいかがでございましょうか。

◎金澤 政策経営部長 政策点検結果とあわせてお示しいたしました当面の政策課題におきまして、大規模プロジェクトの例示といたしまして、お話にあります梅ヶ丘病院跡地と本庁舎の整備等を挙げて、現時点の認識を記載させていただいております。

この梅ヶ丘プロジェクトにつきましては、今お話もございましたけれども、今月末を目途に、施設機能等を中心とした基本構想のみならず、他の課題につきましても可能な限り整理をいたしまして、プロジェクト全体を一体的に議論いただける素材としたい、かように考えてございまして、東京都の協議に当たる前提がそのものと認識してございます。

先ほども申し上げましたとおり、平成二十五年度末基金残高三百億円という見通しの中で、用地取得経費概算百四十五億円から百七十五億円と見込まれる保健福祉の拠点整備の課題と、区民の生命、財産を守る災害対策本部機能を備える本庁舎等整備の課題につきまして、時期を同じくおのおのの方向性を見定めていく必要がある、かように認識してございます。

厳しい財政状況にございまして、区政の課題はもとよりこの二つだけの課題だけではございませんので、持続可能な自治体経営構築の観点から、常に区政全体のあり方と個別課題の方向性を一体的にとらえた検討、議論が求められるものと考えてございまして、梅ヶ丘プロジェクトにつきましても、ご指摘の点を十分踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

◆上島 委員 福祉関係については、国の制度改正など変化がこれからも予想される中で、大変見きわめていくのは難しいと思いますが、区民の期待するこのプロジェクトをよりよいもの、そして、何といたっても財政的な意味で禍根を残すことがないような形で、あらゆる想定をしながら着実に進めていただきますようお願い申し上げたい

というふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は、災害対策について伺ってまいりたいと思います。

本年二月二十二日にニュージーランドでマグニチュード六・三という大きな地震がありました。庭園都市と言われるあの美しいクライストチャーチの町が甚大な被害をこうむりまして、また、その中では日本からの留学生も多数犠牲となり、また、テレビを通じても震災の恐ろしさを実感した次第であります。被災者の一刻も早い救出、また収容と復旧復興を祈るばかりであります。

そこで伺ってまいりたいと思いますが、ニュージーランド地震の被災状況を見ておりますと、やはり建物の倒壊しているところと倒壊していないところというのが多く見受けられるわけではありますが、まず初めに、災害が起きたときの災害対策の拠点として、また、被災者の支援の場となります公共施設の耐震化というものが今どんな状況でありましたでしょうか、その辺、まずお知らせいただきたいと思います。

◎中杉 施設営繕担当部長 区の公共施設の耐震診断をこれまで行ってきておりまして、耐震補強が必要な施設については耐震補強を行ってきて、耐震化工事というものはほぼ完了しているという状態です。

ただし、一部他の所有者とともに共有しているような区分所有の建物というんですか、例えば奥沢区民センターなどの施設の一部については、今後、耐震診断あるいは耐震工事を行う予定の施設もございます。

◆上島 委員 大変重要なところだと思いますので、一日も早く一〇〇%を目指して進めていただきたいと思いますが、本日ちょっと伺っていきたいのは、マンションであるとか雑居ビルであるとか、区内のそういったコンクリートの建物の倒壊によっていろいろな問題が生じると思います。マンションの耐震化率を伺っていきたく思ったのですが、ちょっと時間がありませんので、特に沿道の建築物の耐震化というもの

が重要だと思えます。

これは当然避難する方々、ないしは救援物資を運ぶ上において、道路がふさがれてしまうとなりますと大変なことになります。クライストチャーチは比較的広い道が多い町でありますのでいいんですけれども、世田谷区の場合、狭いところでマンションやビルの倒壊が起きた場合に、そこが完全にふさがれてしまうと、それで高齢者や子ども等が逃げられなくなってしまうとか、火災に巻き込まれてしまうとかそういったことも懸念されるわけですが、特にこの沿道建築物の耐震化の現状はどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

◎板垣 都市整備部長 今回、今お話にありましたようにニュージーランド大地震によります被害状況を見ますと、耐震化されていない建築物が数多く倒壊してございまして、改めて建築物の耐震化の重要性を認識しているところでございます。

沿道の耐震化というお話でございしますが、例えば、世田谷区では沿道耐震化道路というのを指定しておりますが、これは東京都が指定します緊急輸送道路というのがまずあります。これは甲州街道ですとか、環七、環八などの幹線道路でございすけれども、それ以外で倒壊して建物が円滑な避難を妨げるおそれのある避難道路ですとか、避難場所に通ずる道路を沿道耐震化道路として区が指定してございます。

例えば、駒沢公園通りですとか茶沢通りというような、そういう道路になってございしますが、その沿道での耐震化ということでお話をさせていただきますと、平成二十年度の調査によりますと沿道耐震化道路沿いの建築物が約七千百棟ございしますが、そのうち、いわゆる耐震性に課題があると言われております旧耐震基準、五十六年以前に建てられた建築物が約四分の一から五分の一あるというようなことで我々は認識をしております。

◆上島 委員 実際にその耐震化はどのような工夫をもって進めていこうとされているのでしょうか。

◎板垣 都市整備部長 区としましては、東京都が指定しております緊急輸送道路、それから、区が指定してございます沿道耐震化道路沿いの耐震化を促進するために、非木造建築物に対します助成制度を平成二十年度に大きく改変いたしまして、沿道の分譲マンションにつきましては、一般のマンションに比べまして手厚く支援しているところでございます。

しかしながら、緊急輸送道路で申しますと、耐震診断が十件、また、耐震改修は今年度二件の申請がございました。また、沿道耐震化道路沿いの実績としましては、耐震診断助成が二件、それから、耐震改修工事助成は今のところ実績はないといった状況でございます。

そのため、来年度から、高さ十八メートル以上というような要件がございますけれども、これらの要件の緩和ですとか、あるいは耐震診断前からアドバイザーを派遣できるなど制度を拡充しまして、まずは一つでも多くのマンションに耐震診断を実施していただきまして、次のステップ、いわゆる改修等につなげていきたいというふうに考えております。あわせまして、パンフレットや「区のおしらせ」等での広報を初め、各地区における相談会の開催、建物所有者等への個別の働きかけなどの取り組みを進めてまいります。

また、東京都が緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた新たな規制誘導策というのを打ち出してございますけれども、これによりまして耐震診断の義務化等を来年四月から施行することになってございます。あわせまして支援策の拡充を打ち出してございますので、それらの支援策につきましては前倒しでやっていくと聞いております。

まずは緊急輸送道路沿道の耐震化を、東京都と連携しまして積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◆上島 委員 しっかり進めていっていただきたいと思うんですが、実際、実績を伺ったらその二件であるとか、また実績なしという、今そういったご答弁だったと思います。これからそれが実際二けたというふうにしっかりなっていくように、いろいろ工夫をされているように今伺いましたけれども、やはり広報も必要ですし、また、マンション等ですとコンセンサスをどう得るかという難しさがあるやに聞いておりますので、その辺に対する支援というものをさらに強化していただいて、この沿道の耐震化をしっかりと進めていくことが重要だと思います。

また、沿道耐震化道路というものが、区内を見ますと、私、地図を見せていただいたんですが、当然全区的なものではなくて、ここは少し大丈夫かなというところも、正直、地図を見ながら思いました。まずは今設定されているところを進めることが重要ですけれども、その進捗においては、さらにその沿道耐震化道路を区としても少し広げていけるように頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

最後に一つ、済みません、もう一つ災害についてなんですが、支援物資のことで一つだけ伺いたいと思います。

何か災害が起こりますと、全国から救援物資というものが届きます。個人からの善意に基づくものであったり、自治体から届くものであったり、いろいろだと思うんですが、実際個人からの救援物資については大変扱いが難しいというふうに言われております。新潟県中越地震でも、それを経験した長岡市では個人からの支援物資は受け入れないというふうなことをきちっと決めているそうであります。そうでないと、実際、災害時に大変な混乱を来すということで、そのような判断をされておるんですが、世田谷区ではその辺の整理がまだされていないのかなと思うんですが、区としてはいかにお考えでしょうか、お聞かせください。

◎内田 危機管理室長 地震等の災害が起きますと、被災した自治体には、お話しのとおり支援物資が数多く届けられます。大変ありがたいんですが、震災を経験

した自治体では、保管場所の確保、それから、開封ですとか仕分けの人材不足等さまざまな問題も生じてございます。

今お話しのありました長岡市では、個人からの救援物資を仕分けして配布することは難しいとの理由から、発災直後は原則受け取らないとしております。また、兵庫県の西宮市も同様であります。一方で神戸市などは、必要とする物資の内容、量、送付方法などをマスコミに情報提供し、個人からの救援物資を受け取るなど、自治体の対応もさまざまでございます。

現在、世田谷区の地域防災計画では個人からの支援物資を受け取るというふうになってございます。今後につきましては、被災者のニーズと個人の善意にいかにかたえるか、他の自治体の動向等も参考にしながら受け入れの是非も検討し、その結果を次期の地域防災計画に反映させてまいりたい、そのように考えております。

◆上島 委員 今、救援物資のお話でしたけれども、他の自治体を参考にして進めていっていただきたいと思えます。

最後にもう一つ、ボランティアの受け入れについても同じように、これは混乱を来す可能性がありますので、その辺のところは、ボランティア協会としっかりとまだ整理、体制が整っていないというふうにも伺っておりますので、その辺は、どうかしっかりと取り組んでいただくよう要望しまして、私からの質問を終わります。大場委員からの質問にかわります。

◆大場 委員 一般質問に引き続きまして、公共施設の省エネ推進について伺ってまいります。

平成二十年に省エネ法が改正され、昨年四月一日より、区役所も事業体として改正省エネ法の適用を受けることになりました。これにより、区の公共施設は毎年1%以上の消費エネルギー削減が求められ、今後の施設整備における省エネ設計は非常に重要になってまいります。

区はこれまで公共施設整備時にさまざまな省エネ設計に取り組んできたと認識しております。昨年の第四回区議会定例会における我が会派の代表質問で砧総合支所改築後の省エネ評価についてお聞きしたところ、改築後は、電気、水道、ガスの光熱水費は改築前と比べて減少しているとの答弁がありました。公共施設における省エネ設計の効果は確実に出ているものと思われまます。

一方、省エネ法で定められている消費エネルギー削減のための中長期計画について、区は昨年の十一月三十日に国に提出したとのことですが、毎年一％削減するには、区施設全体で省エネ推進に取り組む必要があると聞いております。このことから、公共施設については施設整備時に省エネ効果のある手法を積極的に採用し、さらに効率的に省エネを推進していかなければならないと考えます。

そこで、まず伺いますが、現在、公共施設はどのような考えで省エネ設計を行い、また、省エネ設計の具体的な内容はどのようなものか、お伺いいたします。

◎中杉 施設営繕担当部長 区では、平成二十年三月に施設整備時に求められる環境配慮の水準、これを確保するために必要な技術的事項を定め、区の公共施設整備においてCO₂排出抑制を効率的、着実に推進することを目的とした、公共施設省エネ指針を策定しております。

これまでに、主に新築・改築時においてこの指針に基づき省エネ設計を行ってきているところです。省エネ設計の進め方といたしましては、この指針に定められた建物の用途ごとのCO₂削減目標値を達成するため、具体的な省エネ手法について基本設計段階で検討いたしまして、実施設計段階でCO₂削減率を確認しているところです。

主な省エネ手法の具体的な内容といたしましては、自然採光や自然環境を積極的に取り入れることのできる建物のづくり方、建物自体の断熱性能の向上、また、設備的には太陽光発電や高効率照明、高効率機器の採用などがございます。

これまでこの指針に基づきまして、京西小学校、桜小学校の改築や用賀複合施設の

新築などで省エネ設計を実施しております。これらの施設ではさまざまな省エネ手法を取り入れまして、実施設計時に公共施設省エネ指針の目標数値を上回っていることを確認して、既に竣工してございます。

◆大場 委員 今のご答弁の中で公共施設省エネ指針に基づいて省エネ設計を行っているのは主に新築時と改築時ということでありましたが、厳しい財政状況の中で、公共施設の新築・改築というのはなかなか進まないのが現状であります。新築・改築される施設だけで省エネを進めていまして、区施設全体の省エネは余り進まないと思われまます。

そこで、新築・改築時だけでなく、改修工事や機器の更新改修時においても省エネ工事を行えば、区施設全体の省エネが進むと考えます。この点、区の考えをお伺いいたします。

◎中杉 施設営繕担当部長 公共施設省エネ指針は、新築・改築工事のほかに大規模改修工事も対象にしておりますが、これまでCO₂削減の目標値を目指して設計しているのは新築工事と改築工事でございます。

改修工事につきましては、外壁や屋根の断熱性能の向上、窓の気密化など省エネ効果の高い手法を採用することが考えられますけれども、改修コストも高くなるなどのかなり難しい面がございます。そのため、大規模改修工事や機器の更新改修工事においては、費用対効果に配慮しながら設計を行いまして、空調機などの設備機器については、できるだけCO₂排出量の少ない高効率の機器を採用するように、省エネに努めてまいっております。

今後は、これまでの実績を踏まえまして、大規模改修や機器の更新改修時においても省エネの対応をさらに確実にしていくために、省エネ設計の基準を明確にしていきたいと考えております。

◆大場 委員 今のご答弁で大規模改修や機器の更新改修時にも基準を定めて、公共施設の省エネに積極的に取り組んでいく考えを伺いましたけれども、公共施設は民間のモデルとなるよう省エネに努めなければならないと考えます。厳しい財政状況だからこそ、省エネ工事が進まないというのではなく、先日の一般質問で私が提唱しましたE S C O事業や補助金の活用など、知恵を絞って取り組むべきであると思います。今後、公共施設の省エネ推進に取り組む区の決意を伺います。

◎中杉 施設営繕担当部長 区は、改正省エネ法の適用を受けまして、区内最大の事業者として公共施設全体の消費エネルギーの削減に努める責任ある立場にございます。

これまで、環境マネジメントシステムによる環境活動に取り組んで、省エネルギーの成果を上げてきておりますが、区施設の省エネを進めていくためには、施設整備においても効果的に環境対策を推進する必要がございます。

公共施設は民間の手本となるように、区は率先して建物の省エネに計画的に取り組まなければならないと認識しているところです。次世代に向けて持続可能な低炭素社会を実現していくために、民間を牽引する公共施設としての役割を自覚しまして、これからも知恵を絞って公共施設の省エネ推進に努めてまいりたいと思います。

◆大場 委員 ぜひとも努めていただきたいと思います。

次に、本会議の一般質問でも質問のテーマとしてお伺いいたしましたが、世田谷の観光について何点かお伺いいたします。

本会議でもお話をいたしました。私は、平成十三年の第四回区議会定例会の一般質問以来、世田谷の観光をテーマに、さまざまな観点から幾度となく質問、提案をしております。観光都市世田谷にふさわしい仕掛けづくりとしてのイメージ戦略のありようや、まちづくりと連動させた観光振興策、また、スポーツや地域資源を活用した観光、さらには産業振興公社の役割や世田谷の魅力の発信の方策など、海外や他

都市の先進事例を紹介しながら具体的な提案を行ってきたところです。こうした具体的な提案が区の観光事業推進の起爆剤になってきたのではないかと感じているところでもあります。

さて、観光の振興策については、今議会の一般質疑の中で質問させていただきましたが、過日、区から報告のあった世田谷区観光アクションプラン「方針編」（案）が示されたことを踏まえまして、改めて質問してまいります。

これまでの世田谷区の観光は、平成二十年三月に観光基本方針という形で世田谷の観光のイメージを示しておりますが、具体的な取り組みということでは、今回は方針編ということですが、計画編をあわせた観光アクションプランに示されるものと期待を寄せているところでもあります。

私もこの観光アクションプランの方針編を見せていただきましたが、特に今回初めて世田谷の目指す観光について明記されました。要約すると、世田谷の目指す観光は、区内の観光資源や新たな発想から世田谷らしい魅力をつくり出して、これを多くの方々にPRして、世田谷を楽しんでもらったり、世田谷で楽しんでもらう、こうした観光事業の推進が経済効果や地域経済の活性化につながるというふうに結論づけているように思いますが、そのような受けとめ方でよろしいのでしょうか、お伺いします。

◎杉本 産業政策部長 世田谷の観光につきましてどう見るかということですが、例えば横浜や浅草などのように、主に観光地として全国的に有名で動いていくような観光地とはちょっと異なるように考えております。世田谷は良好な住宅地でございますが、観光で成り立つという都市ではなくて、むしろ住宅のよさを実感していただいて、区民の方はもちろん、来訪者の方から魅力と、一方で人が集まることによりまして区内産業が振興しまして、世田谷らしい観光になることを考えております。

そのため、観光アクションプラン方針編では、地域の歴史や文化芸術、産業、生活そのものを観光資源として活用しまして、区民や来訪者の方に世田谷を楽しんでいただき集客につなげる。さらに、区民や区内事業者、それから関係団体と一体になりまして世田谷独自のブランドをつくり出すことによりまして、経済的効果や地域活性化を目指していくことと考えております。

今後も地域経済の活性化や観光産業への広がりを考えてまいりたいと思っております。

◆大場 委員 確かに、観光地ではない世田谷にとりましては、世田谷の特性や世田谷ならではの魅力をつくり出して観光につなげていくことなんだろうと思います。

ただ、お話にもありましたが、観光推進の究極的な目標は、つまるところ、観光を通して地域や地域経済の活性化につなげていくことなのだろうと思います。自然や文化、歴史などの既存の資源の活用もそうですが、再開発事業や連続立体事業であったり、新たな産業の集積であったりと、世田谷の町の変化を取り込んで、観光を単に楽しむ場としてとらえるだけではなく、こうした移り変わりを積極的に観光産業につなげていく、こういった視点が必要ではないかと考えます。そうした意味も込められたプランとも感じますが、見解を伺います。

◎杉本 産業政策部長 ご指摘のように、観光産業をなぜやるかという、この世田谷のよさを見ていただくとともに、ここで地域の活性化、それから経済の振興を図っていくことが目的でございまして、重要な視点だと思っております。

昨日オープンしました二子玉川のライズとか、それから京王連続立体化の大規模な都市基盤整備の動きなどを踏まえまして、区民が興味を持ち、関心が高まるような観光事業を新しくつくっていくとともに、例えばグルメグランプリなど、民間企業との企画による大規模なイベントの新たな発想を得て、集客力を高め、地域経済の活性化につなげてまいりたいと思っております。

◆大場 委員 お話しの視点での取り組みを期待するところですが、世田谷の観光を推進するに当たっては、当然のことながら経済的な波及効果といった観点も求められてまいります。今後、プランの具体化の中で検討されることとは思いますが、観光産業を考えるに当たっては重要な要素でありますので、漏れることのなきよう要望しておきます。

それでは次に、世田谷の観光をどこが担っていくのかということであります。私は、世田谷の観光は、世田谷全体の中では既に進行している。ただ、区にせよ、民間事業者にせよ、観光的要素を持った取り組みを行っているとも思いますし、観光的意識のないままに進められているように感じております。世田谷の観光を推進していくためには、こういったことへの気づきとともに、こうした点の取り組みを線であったり面であったりの取り組みとしてつなぎ合わせ、こういったコーディネート機能が必要ではないかと考えます。

今回の観光アクションプランの方針編では、世田谷の観光事業は、区や産業振興公社、区内事業者、区民がその役割を意識しながら、区としての取り組みと産業振興公社との連携と機能、区民を含めた多様な担い手との連携ということで示されております。

まさに、それぞれがそれぞれの役割を果たしつつ連携していくことが大事なことであると思います。特に産業振興公社については、世田谷の観光の推進役として機能を果たしていくことが期待されるところであります。世田谷の観光の推進体制について、改めて区の見解を伺います。

◎杉本 産業政策部長 ご指摘のとおり、観光事業につきましては、区は独自で進めるというわけではございませんで、関係団体、それから区民の方のご協力を得て有機的に、また連携しながら進めていくことが大事だと思っております。

今回の観光アクションプラン「方針編」では、その推進役、まとめ役としましては、

産業振興公社が担っていくこととしております。その推進に当たりましては、関係団体の協力を得るために、観光事業推進に当たっての協議体をつくりまして進めていくことと考えております。今後もこの観光事業の推進体制の整備につきまして、区は産業振興公社とともに進めてまいります。

◆大場 委員 しっかりと進めていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、観光事業の具体的な行動計画は今後策定されることとありますが、ここで老婆心ながら、方針編の策定に当たっては、余りにもかたく縛られた計画になりますと、創造性や柔軟性を阻害する要因ともなりかねません。慎重かつ大胆な発想で計画されることを期待するところですが、今後の展開に関しましては、改めて区民生活で質問させていただきます。

私の持ち時間の最後に、環境について質問してまいります。

来年度、区は、区内のCO₂排出の四割を占めている民生家庭部門からの排出削減に向けた方策として、家庭における省エネルギー機器の設置推進事業を創設すると聞いております。

事業の内容はエコジョーズとエコキュートで合計千百件、購入価格のおおむね一割をエコポイントとして区内共通商品券を交付することで、これらの高効率給湯器の設置の促進を図るというものです。これによる直接的なCO₂削減効果は三百五十トンと見込んでいるようですが、区はこの推進事業を契機としてエコシティ世田谷実現に向けた環境と産業の連携による新しい仕組みづくりを行いたいとしています。そこでまず、このエコシティとはどのようなイメージのものなのでしょうか、お伺いいたします。

◎田中 環境総合対策室長 一般的には、二〇二〇年、CO₂二五%減、二〇五〇年、八〇%減の中長期目標の達成に向けた、低炭素社会づくりが各自治体の課題となっております。

国は、昨年十二月に「環境未来都市」構想のコンセプト案を示しました。その中で、将来ビジョンとして環境と超高齢化対応を切り口として、持続的に発展することができる、暮らしたいまち、活力あるまちを実現していくとし、環境、社会、経済という三つの価値が創造されるまちというものを示しております。

低炭素社会の実現ということからは、まず第一に省エネ、節約ということがテーマにならざるを得ないのですが、現在ご意見をお聞きしている懇談会におきましても、CO₂削減のみを目標に絞ることなく、文化、教育、まちづくりも含めた新しいライフスタイルが展開できることを目指すべきであり、さらに世田谷の強みを最大限に生かしていくことが大切ではないかとお話をいただいております。

緑豊かでゆったりとした中で暮らしができる、身近な商店街で買い物ができるなど、日々の暮らしそのものがシンプルで、かつ質が高く、子どもから高齢者まで含め日常の生活が豊かである、このような町の姿がエコシティ世田谷であるとも思われ、今後、具体の姿と、それに至るロードマップを実行計画などで明らかにしていくことといたします。

◆大場 委員 地球温暖化対策として地域経済の活性化を同時に目指すと。それも、それぞれが別々に進んでいくということではなく、車の両輪のような関係をつくり上げていくことが大切であるということですが、この車の両輪が進む方向が一定でなければなりません。

我が国は技術先進国として国際社会をリードしてきておりますが、このところ工場の海外移転なども始まっており、産業の空洞化なども一方では心配されます。地元の技術を地元で生かす、このような発想での仕組みづくりが大切な時代となっているのではないのでしょうか。環境と産業の一体化という点で、世田谷区内でのさまざまな課題もあろうかと思いますが、区はこの点、現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

◎田中 環境総合対策室長 世田谷は良好な住宅都市ということが特徴であり、その居住環境をいかに保存し改善していくかが課題であります。この面からは、必ずしも都市の発展に必要な地域内での産業との連携のあり方が明確でなかったとも思われます。

しかし、お話しのような、今後は環境改善と産業振興を高いレベルで両立させることにより世田谷の発展を目指すという立場からは、住宅都市そのものを環境と産業の観点から位置づけることが大切と思われまます。

その接点と一つになるのが区内四十五万戸を超える民間住宅であると考えます。財源に限りがある現在の状況の中では施策の選択と集中が求められますが、まずは住宅の省エネ化、エコ化に注視し、再生可能エネルギー、高効率給湯器の導入、建物の断熱性能の向上による建物のゼロエミッション化などを念頭に、一方で区民意識、意欲を高めていくとともに、他方で区内環境改善にかかわる事業者の活動を活発にしていく、このようなことが必要と思われまます。

◆大場 委員 事業者を活性化するというお話でしたと思いますが、区民に身近な産業として区内の工務店の活動というものが当面環境対策として力を発揮することは、産業の活性化という面のみならず、地域のコミュニティー再生の一つのきっかけともなることが期待され、まさに一石三鳥ということだろうと思われまます。

区民が安心して省エネ機器を設置する、または住宅の省エネ改築をお願いできる、そのような信頼と技術を備えた地域の工務店の育成こそが問われてくると思われまますが、区はどのようにしてこれを進めていこうとしているのかお伺いいたしまます。

◎田中 環境総合対策室長 特にこの事業がねらいとする既存の一般給湯器の高効率給湯器への取りかえにつきましては、地元の工務店の役割が多くなると思われまます。

区といたしまますは、現在検討中ですが、先進自治体の取り組みなども参考にしながら、各関係団体などと話し合いを持ち、エネルギー事業者等も含めまして省エネ住

宅に関する協議会等を設置しまして、区内工務店などに対して技術動向の情報提供を通じた技術力の向上に努める中でネットワークづくりを進め、区民への周知等に努めることにより、区民の側からの安心感に支えられた新たなビジネスチャンスの拡大などを想定してございます。

◆大場 委員 ぜひともよろしく願いいたします。

以上をもちまして大場やすのぶの質疑は終わらせていただきまして、[菅沼](#)つとむ委員にかわります。

◆[菅沼](#) 委員 世田谷の町会・自治会についてお聞きします。

世田谷区と町会・自治会は、一般質問でも言っていましたけれども、区のパートナーというふうにお聞きしています。その中で、世田谷区は町会に対してどういうふうな認識を持っているのかお聞きします。

◎城倉 生活文化部長 今、町会・自治会に対する認識ということなんですけれども、やはりだれもが参加可能な地域活動団体として地域まちづくりの中心的な役割を果たしているということで、地域コミュニティーの活性化に向けての区政の重要なパートナーであるというふうにご認識しております。

◆[菅沼](#) 委員 実際に部長のそのとおりだというふうに思います。

実際には、ちょっと調べたところによると、大災害時が発生した際の地域の安全確保と安否確認、災害時を想定した、小中学校を中心に地域の訓練ですとか地域消防隊の訓練、災害時の予防運動の支援、消防団の支援もやっていますよね。それから、町会の地域安全対策と交通安全対策、振り込め詐欺が今はやっていますけれども、地域安全パトロール、放置自転車クリーンキャンペーンですとか、青少年問題ですと、夏休み期間中の非行防止パトロール、夏休みのラジオ体操、盆踊り、子どものお祭りの協力、地域児童館の協力、福祉系ですと、社会福祉協議会の協力、民生児童委員の協

力、日本赤十字奉仕団の協力、高齢者の分で、健康づくり体操、歩行会、高齢者あんしんサポートだとか、共同募金、歳末助け合い運動、ごみリサイクルですと、分別ごみ、中古の衣料回収、リサイクル回収など、さまざまな区の一斉的に行っている事業をやっているというふうに思います。

その中で、本当に町会のほうは地域の区民のために一生懸命やっているというのは事実なんですけれども、余りにも仕事が多過ぎて、今、町会長のなり手だとかそういうのがなかなかいないんですよ。なぜかというと、町会長というのは本当にまじめで一生懸命やってくれて、自分の時間より、まず地域の町会の時間を優先し、その間に自分のプライベートの時間がある。だから、三百六十五日、地域の区民のために尽くしているというふうに思います。その辺は、区のほうでお願いすることや何かはもうちょっと絞れないのかお聞きします。

◎城倉 生活文化部長 今、委員からさまざまな取り組みを挙げていただきました。確かに区民生活の全般にわたる部分で主体的、また精力的に担っていただいているということで、本当に感謝申し上げているということがあります。

先ほど申し上げましたように、区政の中では重要なパートナーということを知っておりまして、やはり町会・自治会、区民生活の中ですべての分野にわたっているということもございまして、それで、いろんな協力もお願いしなければいけない、また協働してやっていかなければいけないという状況がございまして。

その中で今の負担の問題があります。それで、いろんな部分で確かに負担をおかけしているというようなところは、私ども町会総連合会の中での話であるとかいうところで伺っておりまして、いろんな事務、例えば一つ挙げられるのが回覧板のこともあろうかと思うんですが、そんなようなことについてはやはり精査もしていかなければいけないというふうに考えておりまして、何らかの取り組みは考えていきたいというふうに思っております。

◆ 菅沼 委員 実際には部長が言ったとおり、さまざまなところがある。だけど、これは全庁的な話だから、部長のほうと福祉もやっぱり全体で考えなくちゃいけない話。町会が活性化して動けば動くほど、区民も喜ぶし、世田谷もよくなるというふうに思っています。

今、回覧板の話が出てきました。町会で回覧板というのはワーストワンです。一番やりづらい。例えば、この中で回覧板の仕分けをやった人はいらっしゃいますか、多分いないと思います。実際に区だとかいろいろな所管から来ます。そうすると、右寄り、左寄り、大きさが違う、それを全部まとめてきちんと各会員のところに届けるわけです。それでよかれとしてやって、町会がある程度まとまったとき、日にちに間に合うように配るわけです。だけれども、送るほうはお構いなしにぼんぼん送ってくるわけですよ。

そうすると、みんな役員さんで一回分けて、町会の会員の回覧板をつくってやって、その後にもまた来るといふふうなところがワーストワンの一番のところじゃないかと思うんですけれども、その辺、全庁的にある程度絞り込んで、何日までに来たときにはやるとか、右寄りとか左寄りだとか、そういうものや何かはきちんと分けられないのか、その辺、いかがでしょうか。

◎城倉 生活文化部長 今、委員から話がありました町会・自治会の回覧板なんですけれども、昨年六月に区民意識調査をやっております。それで、回覧板に対する認識をちょっとお話しさせていただきたいんですが、区民に関する情報源について言いますと、情報源になっているという回答が二八%あったということで、「区のおしらせ せたがや」に次いで二番目の情報源になっているということがございまして、その意味で、区としても区民の皆様いろいろなことをお知らせする広報手段としては重要であるというふうに認識しております。そういうことですから、区のみならず、例えば警察であるとか、あるいは消防からの情報提供の手段としても利用されているん

だろうというふうに思います。

今お話があったとおり、やはり回覧板についても町会・自治会の活動の中で負担にはなっているというお話を伺っているところでございます。それで、区としましては、従来の取り組みなんですけど、これまでも町会・自治会の負担になっているということで、その軽減を図るために、依頼事項の精査であるとか、あるいは回覧文書のサイズの統一、そういうものについて庁内で課長会を通じて周知してきたという経過がございます。ただ、不十分である部分もあろうかと思えます。

それで、今後なんですけれども、やはり周知徹底する中で、再度依頼事項については全庁的な精査に向けて取り組みたいということと、あと、広報板などそのほかの周知手段というのでしょうか、こういうものについての有効活用も考えたいということ、あわせて、他の関係機関にもそこら辺の話について呼びかけていきたいというふうに考えております。

◆ 普沼 委員 例えば一例を挙げると消費者センター、区民のために、さまざまなこういう犯罪がありますよ、こういう犯罪がありますよということを知らせることは悪いことではないんです。だけれども、実際にはばさっとそのまま会長宅まで送ってくるというのが現実なんです。だから、消費者センターとしたら、区民のために被害を受けないようにと送るのはいいんですけれども、その辺は配る身になって考えていただきたい。だから、やっていることが悪いというんじゃなくて、全庁的にある程度きちんとまとめて、例えば月末までにやったら、次の十五日までやりますよというようなことをやっぱり徹底していただきたいというふうに思います。

それで、一つ提案があるんですけれども、実際には町会で区民のためによかれといっただけで配っている、お知らせをしているわけなんですけれども、どうしても町会に持っていけばただで配ってくれるというような考えがあります。その中で、例えば一枚何円かいただいて、それも町会の収入にしてやると。世田谷区も税外収入の確保を一生懸命

やっていますよね。そうすれば配るほうもある程度遠慮しながら、本当によって町会のほうに持ってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、部長、その辺はいかがですか。

◎城倉 生活文化部長 この回覧板については、先ほど申し上げましたように、広報をさせていただくに当たっては非常に重要なツールであるというような状況がございます。片や、今委員のおっしゃったような課題もあろうかというふうに思いますので、今おっしゃった点も踏まえまして、今後いろいろと検討していきたいというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 それと、町会で一番心配なのは事故だとかけがなんですよ。大概町会というのは、法人格を持っている町会もありますけれども、ほとんど個人ですよ。そうすると、何か事故だとかけががあったときに、それは全部個人ですから、町会長が負わなくちゃいけない。地域のために一生懸命働いて、事故や何かがあったとき、負わなくちゃいけないというようなことが現実にあるわけです。

世田谷区として町会は区のパートナーというふうに意識づけをするのなら、やっぱり町会・自治会の活動保険というのは、それはきちんと区で担保してあげなくちゃいけないというふうに思いますけれども、その辺のお考えはありますか。

◎城倉 生活文化部長 町会・自治会については今お話に出ておりますし、また、私のほうからのご答弁申し上げたところなんですけれども、区民生活の全般にわたってさまざまな活動をしていただいているということがございます。

その中で町会・自治会の活動保険につきましては、今回、政策点検方針に基づく取り組みの中でもお示しさせていただいたんですが、さまざまな活動を日々安心して行っていていただく環境をつくっていく、そういうことを整備していくことが大事だろうと。そういうことによってまた地域活動が促進していくし、住み続けたいと思うような地

域社会が実現するであろうということで、活動保険に関する経費を来年度予算案に計上させていただいております。それで、今後よりよい関係もつくれるんだらうなというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 本当は保険というのは、事故があっちゃ困るわけなんですけれども、実際に保険があると、逆に言うと事故が少なくなるというのが多いんですよ。だから、その辺を含めてパートナーの保険をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。区立小中学校の土曜日の授業についてお聞きします。

二十四年度から第二週の土曜日に授業をするとありますが、二十三年から四年にかけての今の現状をお聞きします。

◎ 萩原 教育政策部長 区立小中学校では、これまでも月曜日を振りかえ休業日としまして、運動会ですとか学校公開などを土日に実施いたしまして、保護者や地域の方々に直接教育活動に参加していただいていたところでございます。

こうした中で、平成二十二年一月に都教委より、学校週五日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から、確かな学力の定着を図る授業の公開ですとかセーフティー教室、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業などを内容として、各月二回を上限として土曜日の授業を実施できるという通知がございました。区教育委員会ではこの通知を受けまして、地域とともに子どもを育てる教育を推進するとともに、区立小中学校が一体となって世田谷九年教育の推進のために、全体に責任を持つためにも土曜日を活用して、児童生徒に学習機会を積極的に提供するよう各学校を指導してきたところでございます。

今年度、土曜日の授業を実施した学校は、小学校三十四校、中学校十七校ということで、回数は各学校により異なりますけれども、年間二、三回程度実施している学校が多いという状況でございます。二十三年度につきましても、地域の状況に応じまし

て、今年度と同様、各学校の判断で土曜日の授業を実施することができる旨を学校に連絡しております、実施回数は今年度よりふえる見込みとなっております。

◆ 菅沼 委員 お話を聞きまして、土曜日の授業が多くなるということになります。多分二十四年度から第二週の土曜日は授業があるというふうに思いますけれども、その中で二十三年度もやっていくと。実際に同じ土曜日、二十四年度から第二週の土曜日に授業があるのなら、今から二十三年度も含めて各学校に合わせるお願いはできるんですか、していただけるんですか。

◎ 萩原 教育政策部長 区立小中学校の校長会からは、開かれた学校づくりを推進して、また授業時数を確保するなどの観点から、区立小中学校が一斉で毎月第二土曜日を原則として、土曜日の授業を実施するようにしてほしいという要望をいただいております。また、小中学校のPTA 連合協議会等からも、確かな学力の定着を図るなどの観点から、土曜日の授業の実施について要望をいただいているところでございます。

土曜日の授業の実施につきましては、現在、児童生徒が土曜日に地域のさまざまな行事ですとか地域のスポーツクラブに参加し、地域の方々との交流を深めていることや、土曜日に部活動の練習や大会、試合などが実施されていること、また、教職員の週休日の長期休業中などへの変更、事務職員や学校主事の勤務体制などさまざまな課題があることを踏まえまして、今後、小中の校長会と検討組織を立ち上げまして、区立小中学校の土曜日の授業の一斉実施に向けた課題整理ですとか実施回数などについて、今後さらに検討を進めまして、二十三年九月を目途に、二十四年度以降の方針をまとめていきたいと考えているところでございます。

◆ 菅沼 委員 ご説明はいただいたんですけども、二十四年度から第二週をやる、それで二十三年度の後半から合わせるという話なんですけども、実際にはもうやっている学校もあるわけですよ。だから、逆に言うと、ここにありますがけれども、東京都の教

育委員会の土曜日における授業の実施にあるように、学校、地域連携にきちんと協力しなさいよとある中で、さまざまなものを各学校ごとだとかブロックごとでやったら、結局、地域が子どもたちのためにいろんなイベントだとかいろんなことを土曜日にやろうとしても、例えばこっちの学校が土曜日授業をやっていて、こっちが休みになるということがあるわけですよ。

それは地域によっていろんなことがあると思います。だけれども、同じ休むのなら、教育委員会として初めからきちんと第二土曜日のほうに、基本的にはお願いできませんでしょうかというお話です。いかがでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 お話しのとおり、各学校がそれぞれ地域の状況等に応じまして、土曜日、日曜日の授業あるいは活動をやっている状況がございます。そうした中で、区教育委員会としましても、全区的な一定のルールといいますか基準を整理しまして、課題も整理いたしまして、全体的に推進していこう、そういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

その中で、今お話しがございましたように地域の理解も必要でございますので、地域の方、あるいは保護者の方などにもさまざま意見を伺いながら、実施に向けて、この秋には全体的なルール、基本的なルールみたいなものをまとめていきたいというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 各区立の小中学校では、今、来年度の年間予定をつくっているのかな、そのくらいの時期になるわけでしょう。だから、そのときに、秋だなんて言わないで、四月からお願いしていただかせませんかということを行っているんです。お願いよ、強制じゃないよ。

◎萩原 教育政策部長 実は二十三年度の年間の学校のさまざまな事業計画については、既に年明けぐらいにある程度整理されているところがございますけれども、学

校の状況に応じて土曜日授業に向けてさらに進めていけるように、地域の方にも、あるいは学校にもいろいろと検討といいますか、協力を働きかけていきたいというふう
に考えております。

◆ 菅沼 委員 どっちみち休むんだから、きちんとお願いして、その地域の行事だ
とかいろいろあるけれども、基本的にはこれをお願いできませんでしょうかと言って、
相手が地域にいろんなイベントだとかあったときに、これがありますからって、それ
はしようがない話ですが、同じ休むのなら、きちんと各学校に言っていただきたいと
いうふうに思います。

それから、さっきご説明の中で土曜日の授業を月二回まで休めるよと、こちらのほ
うにもありましたよね。その中で、区のほうとしても月二回まで授業をやったらいか
がでしょうか、その辺の見通しはいかがでしょう。

◎ 萩原 教育政策部長 今の段階では、学校の状況等から月一回、第二土曜日という
ことが、学校のほうからも希望として出ておりますが、学校週五日制という趣旨を踏
まえつつ、それに学校のそれぞれの取り組みもあると思いますけれども、二回を上限
として、地域に開かれた学校づくり、あるいは確かな学力の定着という観点から最大
限取り組みが進めるよう、区教育委員会としても取り組んでいきたいというふう
に考えております。

◆ 菅沼 委員 ここにあるように、確かな学力の定着を図る、道徳教育の地区の公
開講座やセーフティーネットの教育をするという話であります。

それで、なぜかという、この間も一般質問で出ていたように、今度、小学校に英
語が入って、道徳教育の授業が足りるとか足りないとかありましたよね、教育長。そ
の中で土曜日を月二回やれば、子どもたちにも余裕ができてくる、それから先生方も

余裕ができてくる。その分だけそういう授業が入るんじゃないですか、その辺、教育長、いかがですか。

◎若井田 教育長 学校週五日制につきましては、試行も含めて既にもう十五年ぐらいたっておりますけれども、世田谷区におきましては、週休日となった土曜日に地域の中で子どもたちを受け入れていただきまして、地域とともに子どもを育てるということを地域の方も喜んでやっていただいております。

そういう伝統の中で、地域の中でさまざまな行事が行われている現状がありますので、まず地域の方々に週一回土曜日、毎週第二土曜日に授業が始まるということをかかり早目にお知らせしないといけないということがあります。第二に、教員の週休日の振りかえを考えますと、月二回というのはどういう課題があるかということも整理しなければならないと考えております。そのほかに部活動の問題、また、事務職員や学校主事の勤務の問題、さまざまな問題につきましてやはり検討する必要があると考えておまして、校長会とも協議の上、ことしの九月を目途に結論を出したいというふうに考えております。

ただし、来年度につきましては第二土曜日ということで、その方向で調整するという前提のもとで検討していきたいということで、校長会とも了解をとっているところでございます。その検討の中で月二回の土曜日授業実施ということも話題には出して、校長会と一緒に検討していきたいと思っております。

◆ 菅沼 委員 そのとおりだというふうに思いますけれども、実際には、教育長が言ったように何年前は隔週の土曜日をやっていたわけですよ。それで、地域のイベントといっても、早目に学校が決めていただければ、それは地域が調整するわけです。

そこでお聞きしますけれども、土曜日の振りかえの休みは、夏休み、冬休みに土曜日の振りかえができるようになったんですか、その辺、いかがでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 教職員が土曜日、日曜日に出勤をいたしまして授業等に従事した場合は、お話しのように長期休業中を原則として振りかえの休日をとれるようになっております。

◆ 菅沼 委員 実際には、学校五日制が学校の中で入ったときに通達があって、夏休み、冬休みはだめですよ、要するに近くの休みに振りかえなさいという話になったんですけれども、教育長初め皆さんのおかげで夏休み、冬休みへの振りかえがオーケーになったわけです。

だから、実際には今はどのような夏休み、冬休みになっているかということ、はっきり言うと、子どもたちがいないのに、先生は出かけなくちゃいけないわけです。学校五日制だから、子どもたちがいないのに月曜日から金曜日まで行かなくちゃいけない。それで、その中で何をやっているかということ、研修をやったり、何かごちゃごちゃやっているみたいですが、実際にはそこのところを月二回休めれば、それを振りかえれば二十日ぐらいになるんですよ。

そういうふうになれば、隔週の土曜日やっていた先生の場合は、社会科の先生だったら、自分でいろんなところに行って勉強したいとか、化学の先生なら、どこかの研修を受けたいとか、実際に夏休みにやっていたわけですよ。だから、先生方も喜ぶし、生徒も学力が上がるし、ゆとりができるんだから、月に二回は休むべきだと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 教員は職業柄、土日に出ても、そのすぐ近くになかなかお休みをとれないわけですが、長期休業中を有効に活用して、今お話があったような研修もそうですけれども、部活の指導ですとか補習ということも出てくるとは思います、さまざま取り組んで、教員の資質の活用機会にも使いたいというふうに思っております。

◆ 菅沼 委員 いろいろな区でやって、授業が必要あるかないか、それから、国で事業仕分けをやっていましたよね。その中で一番もったいないのは、普通の公務員と違って、学校の先生というのは夏休みと冬休みに長期休暇があるわけですよ。そこに子どもたちがいないのに出て行く、それほどもったいないことはないと思います。それで、子どもたちもゆとりができるし、そんなのはやって当たり前だと思うし、二十日間やったら、先生方も自分たちの夏休みにほとんど出てこなくていいわけです。その辺を含めて考えるべきだというふうに思います。

時間がなくなったので、次に行きます。世田谷区の外郭団体についてお聞きします。

トラストまちづくりを含め四団体は公益財団法人の手続を行っています。その公益財団法人の給料体系は各財団で決めるとありますが、そのような実態でしょうか。

◎金澤 政策経営部長 各団体で決めております。

◆ 菅沼 委員 実際には、職員を含め、私たちも含めて、人事委員会勧告でやって、議会の承認を得て、それで決まるわけです。実際に公益財団法人を含めて新しくなったところは、自分たちで給料をやって、それでおまけに費用弁償が六千円だったのが二万円になるわけですよ。それで、これは本当にだれがチェックするの。要するに財団に全部丸投げでお願いなの。こういうことや、給料の問題、費用弁償のこと、それから、同じ財団でも一生懸命やっているところと第二の役所みたいところがあるよね。それを一回つくっちゃたらもう手がつけれないのか、その辺はどうなの。

◎金澤 政策経営部長 今のお話の中には、いわゆる経営層の方々と一般社員、従業員の問題があると思います。

公益法人に移行する際に、役員のほうは今までは評議員ということだったので、費用弁償しか払っていなかったんですね、無報酬なんです。今度は評議員というのは、名前は一緒ですけども、経営にかかわるといことなので二万円ぐらい払っており

ます。あと、多くの団体で一般従業員のほうは、区のほうは勧告に基づいて区の職員の給与を改定しますが、基本的には区の職員と同じ給与体系でやっていて、あくまで各団体の判断でその給料を決めていると。

◆ 菅沼 委員 私の時間がなくなりました。次に行きます。

◆ 畠山 委員 先日、ファクスの通信で子宮頸がんの予防ワクチンと小児用肺炎球菌とヒブワクチンについての情報提供があったし、昨今、マスコミで非常に心配されている小児用肺炎球菌・ヒブワクチンを同時接種することで死亡するケースが全国で五件発生したということで、極めて深刻でして、私ども心配な事態になっております。

ただ、実際にはこのワクチン、細菌性髄膜炎などの発症ですとか重症化を防ぐためには非常に効果が高いワクチンなわけですので、国の対応方針を待っているということですが、区の二十三年度からの事業として予算計上しているわけですから、この両方のワクチンの接種の効果などについてどう評価して、また、今後どうやってこの事業を進めていくのかお伺いいたします。

◎西田 世田谷保健所長 小児用肺炎球菌・ヒブワクチンにつきましては、委員ご案内のとおり、ともに百カ国以上の国で既に接種が行われており、WHOを初め世界的に有効性は確認されております。

我が国においては昨年十月、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会から厚生労働大臣に対して、これらのワクチンを定期予防接種に位置づける方向で検討すべきであるとの意見書が提出されました。これを受けて、国の補正予算に基づく接種促進事業が全国自治体で開始されている、あるいは開始が予定されているものでございます。

区では現在、四月一日からの事業開始を予定しておりますが、既にご案内のとおり、現在、一時的に使用の見合わせとなっております。国では昨日、医薬品等安全対策部

会安全対策調査会及び子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会の合同による検討が行われており、その結果、二週間後をめぐりに開催される検討会で最終結論を出すことになったと聞いております。

区といたしましては、こうした検討を踏まえた国の対応方針が示されましたら、改めて区としてのワクチン事業の対応方針を定めてまいりたいと考えております。

◆畠山 委員 子どもの命を守るということで、ヒブにかかったお子さんが年間大体六百人ほどいて、そのうちの五%が非常に悔やまれる残念な死亡という、年間に約三十人のお子さんの命が奪われるような緊急の事態でありますから、これはしっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。

同時に、子宮頸がんの予防ワクチンについてですけれども、国内唯一の製造販売業者がことしの六月から七月をピークにして整えてきた。ところが、ことしに入ってから需要が急増して、供給が不安定になっている。しかも供給が安定するのはことしの七月ごろということであって、特に現高校一年生が漏れなく接種を受けられるかが心配な状況になっている。

そこで、子宮頸がん予防ワクチンについてですけれども、供給が不安定になっているということですが、それに対して世田谷区としては在庫はどのような状況なんでしょうか。

◎西田 世田谷保健所長 区内の供給状況につきましては、直近の二月から三月の初めにかけて約千三百本が区に供給されたと聞いております。これには任意で接種を受ける方の分も含まれており、すべてが区の事業対象者用となるものではありません。

区は三月七日には、今年度の接種対象者である現高校一年生、約三千人に対してご案内と接種票をお送りいたしました。したがって、区としては既に事業者に対して区内医療機関へのワクチンの早急な供給を働きかけるとともに、東京都を通じて国に安定供給の指導をお願いしているところでございます。

◆畠山 委員 その安定供給をしっかりと要望する中で、補正予算で計上したこの高校一年生について年度内に、年度内ということは三月三十一日までですけれども、助成はこれが条件になっている。きょうが三月九日なわけですから、あっという間に三十一日になってしまうという状況の中で、これが供給不足になって接種が間に合わない。仮に三十一日までに間に合わなかった場合はどのような対応を考えているのでしょうか。

◎西田 世田谷保健所長 今般、国が定めております事業実施要綱では、現高校一年生が四月以降も公費助成の対象となるためには、三月中に一回の接種を受けることが要件となっております。しかし、現在ワクチンの供給が不安定になっているという現状から、区では東京都を通じて国に対して、ワクチンの不足により接種を希望する区民に不利益が生じることがないように速やかな対応を求めているところでございます。厚生労働省からは三月七日付で、現高校一年生については、四月以降に第一回を接種した場合でも、当分の間、事業の対象とすることなどを方針とする事務連絡が届いております。

区といたしましては、厚生労働省から今後具体的な対応について通知が出されましたら、改めて現高校一年生全員に通知をお出しする予定としております。あわせてホームページ等による情報提供を行うとともに、区内約三百五十の接種医療機関のご協力を得て、接種希望の区民に対する説明に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◆畠山 委員 三十一日となるともう残り二十二日後ですし、この四月以降もきちっと対応していただけるという話ですから、その辺もしっかりと情報連絡を伝えてください。これはやはり子どもの命がかかっていることでありますので、現政府が余りにもあやふやな状況なわけですから、課長通達のほうが大臣よりも強いような状況なわけですので、一刻も早くしっかりと対応していただくように、これは子どもの命がか

かっていることですから、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、税外収入の確保について伺ってまいりたいと思います。

この税外収入についても、我が党でもしっかりこの点について提案やいろいろな予算の要望をしていますけれども、区の厳しい財政状況下で、今年度とすると、実際に増大する社会保障、また、新たな区政の課題に対応するためにはしっかりとした財源を確保していかなければならない。税外収入の確保の取り組みについて、本年度の区のねらい、具体的な区の取り組みの基本方針などについて、初めに伺います。

◎金澤 政策経営部長 税外収入の確保につきましては、特別区民税の税収が落ち込む中、安定的な財源基盤の確保策の一環として重要な取り組みであるというふうに認識してございます。この取り組みは、まさに収入確保策ということでございますから、当然のことながら、導入に当たりましてかかった経費といただけるお金、要するに費用対効果の見きわめ、利益が上がらなければまずいわけですから、その見きわめが重要であります。

本年度、区では庁内横断的な体制を組みまして、自動販売機の設置による公有財産の有効活用、公有財産の貸し付け、使用許可、ネーミングライツの導入、適正な利用者負担の導入、区有駐車場の有料化、以上の五項目について、目的、基本的な考え方、対象、手順等を指針としてまとめてございます。

この指針と昨年八月に改定をいたしました世田谷区の広告掲載ガイドラインに基づきまして、各事業所管で具体的な検討を進めまして、二十三年度当初予算には約三千八百万円の歳入を計上しているところでございます。

今後でございますが、二十三年度予算に計上した収入確保の取り組みの進行管理を着実に行うとともに、具体化に至らなかった取り組みにつきましても導入していくことの検討を進めてまいりたいと考えております。

◆畠山 委員 具体化に取り組んでいくということで、今年度の予算書によると自動販売機の設置場所の貸し付けで二千八百万円、有料駐車場の公有地の貸し付けで三百三十万円、これはいずれも歳入の予算計上されているわけですし、自動販売機の設置場所の貸し付け、また、昨年度の大蔵第二運動場の空きスペースの入札したところ、確かに世田谷区としては大きな収入をしっかりと得ているという状況にあるわけですから、この辺の二十三年度の予算で見込んでいる内容をまず教えていただきたいということと、これをしっかりと拡充していただくことについての取り組みを教えてください。

◎霧生 財務部長 区の庁舎等の建物、敷地に余裕がある場合に自動販売機を設置する場合には、原則として競争入札を行い、貸し付けにより自動販売機を設置していくこととしております。二十三年度はこの指針に基づきまして、自動販売機設置で約二千八百万円、有料駐車場への貸し付けで約三百三十万円の歳入予算を計上しております。

自動販売機につきましては、この四月からの設置に向けまして、ことしの一月十二日、二月九日と二回の一般競争入札を行いました。また、駐車場用地の貸し付けにつきましては、下馬まちづくりセンター隣接地等の入札をこの五月ごろに予定しております。今後も指針に基づきまして公有財産の有効活用を進めてまいります。

◆畠山 委員 当面利用予定のない土地をコインパーキングの事業者へ貸し出すことを見込んでいる話もありましたし、区内にこうした利用できる空き地がまだあるという状況なわけですから、道路事業に協力するために引っ越しを余儀なくされる方々のためにこの場所の広さなどもいろいろと必要だということは十分理解するんですが、空き地になっているものがあるわけですから、当面の間、長い間ではなくても、これらを暫定的にもっとコインパーキングなどの用地として貸し出して、税外収入の

確保にしっかりと結びつけるような必要があるわけですが、現在、これに対してどのような取り組みを持っているのでしょうか、方針等も教えてください。

◎山口 道路整備部長 道路代替地、お話にありましたように、道路事業に協力していただいた方々の生活再建に資する、それが目的でございます。

そうは申しましても、今お話にありましたようになかなかお客さんがいない場合、長期期間というお話もございましたけれども、そういうところは有効活用を図るということをご認識しております、例えば代替地の隣接者の建築工事の足場ですとか、水道工事の資材置き場、一時的な使用になりますけれども、こういうものにお貸ししております、今年度では二十件、約二千万円の収入を得ております。

お話しのコインパーキングへの活用でございますが、これは契約期間の問題ですとか解約条件、こういう問題もございしますが、これらも工夫をいたしまして入札を行って、一カ所貸し出し中でございます。これは年間約七十万円の収入を得ております。来年度につきましても新たに二カ所入札をして、コインパーキングになるように準備を進めているところでございます。今後とも引き続き有効活用を図っていきたいというふうに思います。

◆畠山 委員 具体的に年間七十万円を生んでいるところですか、ことしでは二十件で二千万円の税外収入を得ているわけですから、土地の有効活用という部分では大いに生かされている部分ですので、しっかり拡充に取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

最後に、税外収入に絡めて一つ新しい施策といいますか、フィルムコミッション、世田谷区の財産を有効に活用するという観点から、我が世田谷区にはまだこのフィルムコミッションがないと。実は調べてみましたところ、東京都と二十三区、全部の区に聞いてみました。そうしましたら、東京都と八区ほどが既にこのフィルムコミッションに取り組んでいて、積極的に自分の区が持っている地域の文化財産を広報しながら

ら、なおかつ収入を得るような仕組みづくりをしっかりとやっている状況にあると。

いろいろとマスコミ等の話を聞くと、この世田谷区でぜひもっと撮影をしたい、世田谷区の土地をもっと有効に活用したり、公園や風光明媚で世田谷区という土地自体が撮影に非常に適しているというような声も多く聞くものですから、やはりフィルムコミッションをしっかりと設置してルールづくりをちゃんとする。確かにフィルムコミッションの使用料などの取り決めのところでいろいろとまだ課題はあるわけですが、ぜひともこのフィルムコミッションの設立に向けて検討していただきたいわけですが、雑駁にちょっとご答弁をお願いします。

◎杉本 産業政策部長 今回のフィルムコミッションのことにつきましては、ご指摘のとおり、世田谷は魅力があふれる町でございますので、現在行っている観光の事業の内容に含めまして、税外収入等の観点も含めまして、今後も進めて検討してまいりたいと思います。

◆畠山 委員 以上で総括領域の自由民主党の質問を終わります。

○山口 委員長 以上で自由民主党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開議

○山口 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党、どうぞ。

◆市川 委員 それでは、公明党区議団の質問をさせていただきます。

区長がおられるわけですが、二期八年間、四月末まで任期はありますが、区

長がおられますので、区長にいろいろとお伺いさせていただきたいと思います。

一応都知事選挙でも何人かの候補が名乗りを上げていらっしゃるわけですが、その中で、石原知事につきましては、最終的にまだ結論が出たという形ではないようですが、この三月一日の日経で、石原都政十二年で幕、やるべきことをやった、このような見出しで報道されているわけです。区長もこの二期八年間で区長独自の施策をいろいろ推進されてきたと思いますが、それは後半でちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

まず、先ほども自民党さんから、平成二十三年度予算に対する質疑がいろいろございました。特に二十三、二十四、二十五年度を見通していきますと、財政状況は大変厳しい状況になっていくであろうということから、国の経済情勢をどのように見ていくかということが重要になってくるのかなと思うんですね。

予算書の予算編成の基本的な考え方という部分がありますけれども、この冒頭部分の説明書きのところでは、国の考え方、国の経済見通しを中心にずっと述べられているわけですね。それを参考にされている。世田谷区の予算といえども、国、東京都、区、これは当然連携しているわけですから、区独自ですべての歳入歳出を決められるわけではないわけですね。

そこで、世田谷区の今回の予算編成に当たっての経済見通しとして、一月二十四日に閣議決定された経済見通し、それから、昨年六月十八日に閣議決定された新成長戦略をもとにして、今後の我が国経済の状況を予測し、一定程度の先を見通した予算編成となっていると。ただ、経済は我が国のみで動いているわけではない。グローバルな経済関係性の中で成り立っているのです、その意味からいえば、国と区も今後の経済動向に大きく影響されていくであろうと。

後でこれも述べていきたいと思いますが、私どもは現在の政府、政権を信じておりません。したがって、本来であれば、私どもが持っているシンクタンク、こう

した方々の力をかりて、区独自の経済予測を立てる必要があるのではないか。国際情勢というものは日々刻々と、テレビを見ていればわかりますけれども、チュニジアに端を発した政変、これはエジプトを巻き込む、またさらなる拡大の様相を呈している。結果として原油価格の高騰を招き、デフレとインフレが同時進行で進む、このように見る識者もいるわけですね。

自立した自治体を目指すのであれば、こうした政府のデータを参考にしつつも、区独自の経済見通しに着手してもいいのではないの、このように思うわけですがけれども、区当局はどのようにこの辺を考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 お話ありがとうございました私どもの予算編成の基本的考え方におきまして国の経済見通しに触れさせていただいておりますけれども、国は毎年、予算案の決定とあわせてこうした経済見通しを発表されておきまして、国のさまざまな施策と連動しているものであることから、国庫支出金の計上も含めまして、自治体の予算編成の際には基本的事項として踏まえる必要があるというふうに考えてございます。

また、区の歳入予算の算定に当たりましては、景気に連動する特別区税などにつきまして、過去の税収の傾向のほか、年齢別人口や勤労統計による賃金指数により給与所得の増減を推計し、また、産業活動指数や消費者物価指数などによって営業所得を推計するなど、景気にかかわるさまざまな統計情報などを勘案してやっております。

お話にございましたとおり、世界の政治経済情勢は日々大きな変化を続けている状況でございます。今後、区民生活に、あるいは区の財政にマイナスの影響が生じることを憂慮するというふうに思っておりますけれども、一自治体としてその膨大な資料を入手して、これを整理しながら経済見通しを確立するということについては困

難な部分もございますので、区としてのノウハウの蓄積、区の中の資源の活用など、そういったことをちょっと検討してまいりたいと考えております。

◆市川 委員 直近のG20、財務省・中央銀行総裁会議では、世界経済の状況、現状について、次のように判断をしているわけです。世界経済の回復は一様ではなく、下方リスクが残る。ほとんどの先進国で成長は緩やかで、失業率は高どまりをしている。また、成長率については一・五％程度で、今後三年間は停滞するとも指摘されている。

振り返って、我が国は、加速度的な財政悪化と世界も見放す政治の混乱による政策の対応のおくれが、一二年以降の成長率を一％程度に低下させる懸念がある。これは二月二十三日付日経の記事であります。私が言っているわけではございません。言うまでもなく、国政は目を覆うばかりの混乱状態で、政治と金をめぐる問題は外務大臣にまで飛び火をして、結果として辞任をするという、こうした状況になったわけでございます。

こうしたことを考えますと、国民はある意味では新政権に対して希望を抱いていた。しかしながら、その希望は失望に変わり、そして、現在では絶望へと国民の期待を裏切ってきた、この現政権の責任は大変重いと云わざるを得ないと私どもは思っております。

そこで、区長にもお伺いしていくわけですがけれども、政権交代のきっかけとなったマニフェスト、選挙公約について何点か伺っていきたいと思うわけです。

まず区長にお伺いしたいと思いますけれども、政治家にとってこのマニフェスト、選挙公約というものはどのような意味を持つのか、そのお考え。また、区長は今期をもって勇退されるわけですがけれども、選挙公約として掲げながらも、八年間の区長職にあって実現できたこと、あるいは実現できなかったこともあろうかと思いますが、この八年間を振り返って悔いは残っていないのか。

一年半前の衆議院選挙で歴史的な政権交代が起きたわけですがけれども、これは続け

てずうっと言った後で区長にお伺いしますが、政策集、マニフェストが交代劇の大きな要因になった。ただ、国民はよく見ているわけですね。財源の裏づけもないままの、ある意味では人気取り政策と見破って、参議院選挙では民主党は過半数に届かなかった、現在の政権の支持率も二〇%を割り込む、こうした事態になっているという新聞報道もあります。

そこで、政権交代した際の民主党のマニフェストも含めて、区長はいかなる評価、判断をしているのか、ご自分自身の八年間を含めてご感想をお伺いしたいと思います。

◎熊本 区長 マニフェストについてのお尋ねですけれども、市川委員もそうですし、私の場合もそうですが、政治家が選挙に出る場合は、それぞれやっぱり公約というものを掲げて、そして、選挙民の方々はそれを見ながら選択されるのが普通だと思っております。

それで、その公約というのは選挙民との約束事ですから、約束を実現するために努力していくというのは当然のことだと思いますが、その約束が財源なくしての約束であつたら、これは実現できるわけではないわけでごさいます、まさに今そういうところに来ているんだと思い、信なくば立たずじゃございせんが、やっぱり国民から信頼が得られなければ、政治というのは成り立っていかないことだと思っているわけでごさいます。

私は、八年前に立候補するときには、区政の流れを変えますということを申し上げながら当選させていただき、この八年間でいろいろとありますけれども、職員を初め皆さん方のご理解とご協力をいただきまして、一〇〇%とは言い切れませんが、ある程度の公約は実現することができたと思っているわけでごさいます。

例えばすぐやる課の実現、また二十四時間パトロール、区民の安全と安心が区政の最優先課題だということ掲げて取り組んだのが二十四時間安全パトロールでございますし、また、あの当時、私は世田谷区の基盤整備がおくれているということで、

基盤整備を進めていきますということも公約の中に掲げたわけで、その一環として、道路整備がおくれているということに力点を置きながら、道路整備のスピードアップということも実現しました。

それから、みどり 33 に関連して、大きな緑が失われている起因としては、やはり農地が失われてきていることにあると思って、都市農地の保全ということも、今はまだ実現しておりませんが、いろんな方面を通じながら都市農地の保全については努力をさせていただいているわけでございます。

それから、子育て支援の課題など、当面待機児の問題等を含めて解決するための施策に取り組みつつあるわけでございまして、一期、二期の間、申しあげましたようにパーフェクトとはいきませんが、ある程度公約は実現してきていると思っているわけでございます。

マニフェストについてのことですが、マニフェストでは財源は国費で賄うということだったわけですが、それが地方に負担を求めたり、また、市町村がん検診事業、それから妊産婦健康診査、子宮頸がんなどのワクチン接種助成などの政策が、今日、世田谷区など地方交付税が交付されていない団体には財源が来ないことになっていることを見まして、地方の首長としては、まことに残念なことだと思っているところでございます。

それもこれもですけれども、いろいろ含めまして、まずは景気回復が第一だと私は思って、前から申し上げているんですけれども、なかなかそれが回復しない。その要因は、先ほど委員からもおっしゃられましたそれらのことが原因で景気回復もなし得ない現状を、まことに残念な現状だと認識しているところでございます。

◆市川 委員 いずれにしても、大変厳しい、また難しいかじ取りが求められる、こういう時代だと思うんですね。確かにどの政権がかじ取りを担ったとしても大変難しい時代であるということとはよく承知しております。しかしながら、やはり政権公約、

約束事ということで、国民との契約だということまで当初おっしゃっていたマニフェストですから、そういう意味では、やっぱりきちっと守るべきことは守る。守ることができなければ、守れなかったということをしちっと明らかにして、国民の理解を得て、それで施策、政策を推進していくことが筋ではないのかと。

その一つのけじめのつけ方というのはいろいろあろうかと思いますが、そういう意味では、政治家にとって、また政党にとって、また政権にとってこのマニフェスト、政権公約というのは非常に重要なものである、こういう位置づけだと思います。今区長がおっしゃったとおりだと思います。

もう一つは、大場区長から熊本区長におかわりになったときに、予算を骨格予算にすべきではないのかと。新たな年度が始まるんですから、そのときには新しい区長さんが誕生する。その新しい区長さんが誕生しても、もうおやめになった区長さんが完璧な予算をつくってしまったら、じゃ、その新たに誕生した区長さんはどんなことができるんですか、どういう区長としての権限を発揮することができるんですか、こうしたやりとりをちょっとしたことを思い浮かべているんですね。

そうすると、今回もそうですけれども、現熊本区長が中心となってこの二十三年度予算というのは編成されている。四月以降はどなたが就任されるかわかりませんが、新区長が就任されるわけですね。そうすると、新区長と今回編成された予算との関係性、位置づけ、これはどんな関係になるのか教えていただけますか。

◎金澤 政策経営部長 今回ご提案申し上げます平成二十三年度の当初予算は、熊本区長のご指示をいただきまして、依然厳しい経済状況の中で、区民生活に停滞を来さないことを基本とし、安全・安心施策、子育て支援、みどり33の推進、地域経済の活性化などの優先課題に着実に取り組む予算ということで編成をさせていただきました。

今回の予算案に盛り込みました諸施策は、世田谷区の実施計画等に基づく区の継続

的な取り組みに加えて、この間の議会におけるさまざまなご議論やご要望等を反映して、区政の一層の発展と充実を目指したものでございまして、現下の厳しい区民生活環境の中で、区が基礎的自治体としての責任を果たしていくための予算であるというふうに思っております。

お尋ねの来年度以降につきましては、新たな実施計画など区の施策体系に応じた予算編成を行っていくものというふうに考えておりまして、また新しい体制のもとで、その時々状況に応じて適切な対応が図られていくことになるというふうに考えております。

◆市川 委員 ある程度の新区長さんの裁量で施策が展開できるだけの余裕というか、財源的なそういう措置は考えられているということだと思います。新区長さんはそれなりの考え方をお持ちだと思いますので、その辺の区長さんの考え方が反映できるようなある程度の余地を残しておくということが僕は前提だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、町場の声としてよく出ている声を幾つかちょっと確認したいんです。これは選挙管理委員会に聞きたいんですね。四月が近づいてきて、政治活動がかなり活発化してきています。そういう中で、選挙管理委員会というのは公平公正を旨とする、こういうことですね。だけれども、やっていいこと、やってはいけないこと、いろいろあるわけですが、これはどうなのと思うことが多々あるわけですね。

具体的に聞きますよ。まず、例えば個人名が書いてあるのぼり旗をよく掲げている方々がございます。これは許されるんですか。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 現在のところ、氏名等が記載された書類の掲示につきましては、例外的に認められておりますのは、まず、立候補予定者等の事務所ごとに掲示される立て札、看板の類、次に、ベニヤ板等で裏打ちされていない一定の

ポスター、三番目として、政治活動のための演説会等の会場において開催中使用する掲示物に限られております。

お話しの氏名入りのたすき等を例えば街頭演説等で使用されているケースにつきましては、それについては演説会における使用とは異なるものでございますので、法定外の文書掲示として規定に抵触するおそれがございます。

◆市川 委員 今、のぼりとお伺いしたんですが、たすきもだめなんですね。改めて聞きますけれども、今、たすきのお話もちょうと出たんですが、もう既に選挙本番のようにたすきをかけていらっしゃる姿を見るんですね。これはたすきはいいんですか、たすきは。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 たすき、のぼりにかかわらず、氏名の入ったものについては掲示の制限がございますので、先ほど申しましたように、名前が入っているものについては（「個人名はだめなんだろう」と呼ぶ者あり）個人名の入ったものにつきましては街頭演説では使えないということでございます。

◆市川 委員 これは罰則はあるの、罰則。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 これにつきましては規定上は罰則も設けられておるものでございます。

◆市川 委員 じゃ、こうした事例を現認、確認した場合にはどうすればいいんですか。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 公選法に違反する事案の連絡先につきましては、まず選挙違反の取り締まり機関である管轄の警察署ということになりますが、公選法の規定についての照会とか、特に文書類の掲示に関する違反につきましては、撤去を命ずる権限のある選挙管理委員会も連絡先となります。連絡を受けました選挙管理委

員会では、管轄警察署の協力を得て現場確認を行って、違反の是正に努めているところでございます。

◆市川 委員 要するに選管はもっと頑張らなきゃだめですよ。選挙管理委員もそう、公平公正を旨とするのが選挙管理委員会なんだから、しっかり頑張ってください。

こうしたルールを有権者の皆さんはわからない、知らないんですよ。ですから、よくわかるように広報してくださいよ。寄附をしちゃいけないとかということだけじゃなくて、こういうことはしていいこと、悪いこと、一般の有権者がわかるように広報してください、これはどうですか。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 選挙に関する選挙人の意識というものに対して周知を図っていくのは、選挙管理委員会の役割としてございます。例えば、今お話のあった氏名の記載された文書類の掲示に関しましては、先刻の立候補予定者説明会でも協力をお願いしたところでありますし、近々、都知事選に向けた政治団体のポスターの撤去をお願いする際にも、また重ねてそうしたことのないように協力を依頼する予定でございます。選挙の公正に向けて、あらゆる機会を通じて周知に努めていきたいと思っております。

◆市川 委員 以上で質問者を交代します。

◆飯塚 委員 先ほど、自民党の畠山委員のほうからもありましたけれども、初めに、ワクチンの公費助成についてお伺いをいたします。

日本は、これまでワクチンで予防できる病気があるにもかかわらず対応がおくれ、世界からワクチン後進国と指摘をされ続けてきました。救えるはずの命が救えない、我が党は、こうした状況を打破する一歩として、また、医療費の抑制にも大きくつながるワクチン接種助成事業を、これまで何度となく提案、質問をしてまいりまして、区はこのたび、平成二十三年度当初予算に子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、

小児用肺炎球菌ワクチン、また、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成事業を予算に盛り込まれました。区長の英断を高く評価させていただきます。

私ども公明党は、これまで国民の命を守ることこそ政治の最優先課題ととらえ、国会議員、そして地方議員の強固なネットワークを生かし、ワクチン助成の実現に向け全力を挙げてまいりました。その結果、厚生労働省の調査結果では、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の三種類のワクチンについて、接種費用の助成を三種類とも実施する市区町村が全体の八五%を超える千四百八十九自治体に上ることが明らかになりました。これらのワクチンは、いずれも予防接種法の定期接種の対象ではなく、接種費用は原則として全額自己負担となっていました。このため、予防接種を受けたくても経済的な理由で断念する人もおり、こうした状況を変えようと取り組んできたわけでございます。

〇七年四月にはがん対策基本法を制定し、十年後のがん死亡率を二〇%減らすことを明記しております。その計画の大きな突破口となったのが、公明党の強力な推進で導入されました子宮頸がん検診の無料クーポン配布事業であります。がんの撲滅を目指す日本対がん協会が同事業導入の政策効果を検証したところ、検診受診者が大幅に増加したことに加え、特に子宮頸がんやその前段階の症状である異型上皮の発見率が大きく向上したことが明らかになりました。

それによりますと、子宮頸がん検診の受診者数は、クーポン導入前の〇八年度が約百二十七万人であったのに対し、導入された〇九年度は約一五%増の百四十六万人、このうち、がんになる前の状態である異型上皮が見つかった人は、〇八年度は三千六百八人に対し、〇九年度は五千十九人となり、統計をとり始めた一九七四年以降最高になりました。また、子宮頸がんの発見数についても、〇八年度より二百七十四人ふえ、九百四十七人となり、増加率は四〇%に上っております。

今回の検証結果について同協会の塩見事務局長は、異型上皮での発見率が最高値を

示したことに着目、子宮頸がんは異型上皮から徐々に進行していくため、この段階での超早期発見が伸びた意義は大変大きく、処置も容易で、生存率もほぼ一〇〇%と高く、また、治療によって妊娠、出産の機能も維持できると強調され、この政策を継続すべきであると指摘されております。

そこでお聞きいたしますが、この子宮頸がん予防ワクチンと公費助成に向けて、これまでの世田谷区の間緯、また、区民に今後どのように周知を図られていかれるのかお伺いいたします。

◎西田 世田谷保健所長 これまでの間緯と区民への周知というご質問ですが、昨年三月に世田谷区議会として、ヒブ（H i b）ワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチンへの公費助成、定期予防接種化を求める意見書が国に出され、国においても厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において定期予防接種化に向けての検討がなされているところです。

また、国は、昨年十一月に成立した補正予算により、接種事業を行う区市町村に対し財政支援を開始しました。区としても、これまでの区議会でのご議論、ご意見を踏まえ、国の助成制度を活用し、ワクチンの接種費用助成事業を実施するため、関連経費を本定例会に提案しているところでございます。これらのワクチンは、子どもの健康を守る上で大切な予防接種であることから、事業の実施に当たっては漏れなく対象者及び保護者の方に知っていただく必要があると考えております。子宮頸がん予防ワクチンについては対象者全員に、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては生後二カ月のお子さんに接種票の郵送を予定しております。

あわせて、予算成立後は速やかにホームページに掲載し、高齢者肺炎球菌ワクチンを含めた「区のおしらせ」特集号を四月中旬に発行するとともに、医療機関に掲示するポスターを作成し、区民への周知に努めてまいります。

◆飯塚 委員 区民への周知を図っていただきたいんですけども、昨日、高校一年生の保護者の方から問い合わせがありました。きのう、多分各家庭に区からのお知らせが行ったと思うんですけども、その中で、実は子宮頸がん予防ワクチンの高校一年生は必ず三月三十一日までに一回接種をしてくれということが明記されているんですね。ただ、三月三十一日というのはあと二十日余りしかないので、三月三十一日までに接種ができないと、これはどうしても無効になるのか。はがきによると三月三十一日となっているので、それとも二十三年度、いわゆる四月以降でもというその辺を大変心配している声があるんですが、その辺はどのように対応されているのかお伺いしたい。

◎西田 世田谷保健所長 現在、ワクチンの供給が不安定になっているということがわかりまして、厚生労働省から三月七日付で、現高校一年生については四月以降に第一回を接種した場合でも、当分の間、事業の対象とするということで事務連絡が届いております。また具体的な対応について通知が厚生労働省のほうから参りましたら、改めて現高校一年生全員に通知をお出しする予定としているところでございます。ですから、三月三十一日までに打てないお子さんに対しても対応はされるというふうに認識しております。

◆飯塚 委員 従来ですと、一回一万五千元が五千元でできるわけですので、この予防接種が広く区民に利用されればと思います。

ただ、この問題で若干課題が残るんですけども、現民主党政権はこのワクチンの交付金制度を二十三年度末としている点であります。厚労省は厚生科学審議会の予防接種部会においてワクチンの定期接種化に向けた議論を進めているものの、国の補助事業が期限切れとなる二〇一二年以降については具体的見通しは未定と。これでは、国の補助がなくなれば公費助成を打ち切らざるを得ない事態になる可能性も出てくると思います。

ワクチン接種は、やはり継続してこそその効果が大きいのではないのでしょうか。そういう意味で、二十四年度以降について事業継続が強く求められますが、区のお考えをお伺いいたします。

◎西田 世田谷保健所長 これら三ワクチンの接種促進事業につきましては、議員お話しのとおり、国は二十二年度及び二十三年度の緊急促進事業としているところでございます。二十四年度以降の事業のあり方につきましては、現時点では国において決定されていないことから、区としては国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

◆飯塚 委員 このワクチン接種で七三%、また、検診を受ければ一〇〇%防げる、そういう意味でこの予防接種の意義は大変大きいと思うので、世田谷区でも、今後ともぜひとも力を入れていただきたいと思います。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。

この課題についても二年間にわたり幾度となく提案をさせていただいてまいりましたが、ようやく二十三年度より区独自で予防接種費用の一部、助成額四千七百十五万四千円が計上され、これは大いにまた評価をする次第でございます。

この問題につきましては、前にも申し上げましたけれども、肺炎は主に細菌やウイルスなどの病原微生物を肺に吸い込んだり、高齢者では食事の際に飲み込みがうまくできず、食べ物や唾液の雑菌を肺に誤飲したりすることで肺に炎症を起こす病気でもあります。肺炎は、単に肺の炎症だけではなく、体全体に菌が回ると死に至る大変恐ろしい病気でもあります。

世田谷区内でも毎年五百人以上の方が亡くなっており、主要死因の上位を占めております。高齢者にとって肺炎の予防は大変重要であり、体力のあるうちに肺炎球菌の免疫をしっかりとつけておけば、肺炎に仮にかかっても重症化しない、また、肺炎にかかり入院等すれば、五十万円以上医療費がかかるとも言われております。接種により

患者が減れば、医療費が抑制される効果も期待されるわけでございます。

区は、高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業を、今後区民にどのように周知を図っていくのか、また、今後のタイムスケジュール等についてお伺いいたします。

◎西田 世田谷保健所長 委員ご指摘のとおり、肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎球菌による肺炎の重症化を予防し、ひいては医療費の抑制にも効果があるという認識でございます。

本定例会におきまして予算案を提案しております高齢者肺炎球菌予防接種助成事業につきましては六月から開始する予定でございます。区民への周知につきましては、まず四月初旬から区のホームページへ掲載、医療機関へのポスター掲示を実施する予定でございます。また、四月中旬に発行する「区のおしらせ」特集号に新たな予防接種に関する記事を掲載し、エフエム世田谷の番組でもこの事業について放送する予定でございます。

接種費用助成の周知とあわせてワクチンの効果についても、区民へ十分周知してまいりたいと考えているところでございます。

◆飯塚 委員 ぜひ周知を図っていただきたいと思っております。

ワクチンに関する課題の最後でございますけれども、おたふく風邪、水ぼうそうワクチンについて伺います。

この二種類のワクチンは任意予防接種であり、一歳から就学前の子どもが対象になっておりますが、公費助成をする自治体が多くなっていると聞いておりますが、現在、国の検討状況についてお伺いをいたします。

◎西田 世田谷保健所長 国の厚生科学審議会予防接種部会は、昨年八月にワクチン評価に関する小委員会を設置し、現在、予防接種法上の定期予防接種として位置づけられていないヒブワクチンなどの六疾病のワクチンについて、定期予防接種とするべ

きかどうかなどの検討をしております。おたふく風邪や水ぼうそうワクチンもこの検討の対象となっております。本年一月十八日に開催された小委員会では、おたふく風邪や水ぼうそうのワクチンについても定期予防接種化するべきであると評価しております。

小委員会はこの三月に、これまで検討してきたヒブ、肺炎球菌、子宮頸がん、水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、ポリオ、百日ぜきの八疾病のワクチンの総合的な評価を盛り込んだ報告書を取りまとめ、予防接種部会に報告の予定と聞いております。

◆飯塚 委員 今言ったおたふく風邪、水ぼうそう、二十三区内でも多くの区が取り組みをしていると聞いているんですけども、どのぐらいの区が助成をされているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

◎西田 世田谷保健所長 二十三区の状況でございますが、おたふく風邪ワクチンは九区で、水ぼうそうワクチンは十区で助成を実施し、また、実施を予定しております。世田谷区の周辺では、杉並区、渋谷区、中野区、品川区といったところが助成を実施しております。それらの区では一回当たり三千円から六千円の公費助成を行っている聞いております。

◆飯塚 委員 九区、十区でやっているということですので、世田谷区でも、水ぼうそう、おたふく風邪に関してもそろそろ検討を開始してはどうかと思うんですけども、その辺の区のお考えがあればお伺いしたいと思います。

◎西田 世田谷保健所長 これらのワクチンの有効性につきましては区でも十分認識しておりますが、公費助成につきましては、現在、国の厚生科学審議会の予防接種部会で定期予防接種化の検討が進められておりますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

◆飯塚 委員 命に境界線はありません。ワクチン接種の地域格差を解消して、恒久的な制度を構築していただきたいことを強く要望しまして、次の質問に移ります。

次に、都市型軽費老人ホームについて伺います。

○九年三月、群馬県渋川市の高齢者施設、静養ホームたまゆらで墨田区民ら十人が犠牲になった火災事故では、所得の低い単身高齢者の受け皿が都内にはほとんどないという問題が表面化しました。

厚生労働省は、火災事故を受け、二十三区内などに限り、軽費老人ホームの基準を緩和した都市型軽費老人ホームの開設を認めました。この緩和策を見ますと、個室面積の最低基準を軽費老人ホームの二十一・六平方メートルから都市型は約三分の一の七・四三平米と、また、定員は二十人以下で、施設長の兼務などを認め、小規模施設を必要最小限度の人員で運営できるのが特徴になっております。

二十三区や武蔵野市、三鷹市の一部、横浜市、大阪市などに限り、都知事などが許可すれば民間の参入も認められると。世田谷区においても初の都市型軽費老人ホームが本年九月をめどに開設予定であると聞いておりますけれども、この整備等に係る補助はどのようになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

◎堀川 地域福祉部長 区におきましては、都市型軽費老人ホームの整備促進のために、国交付金及び東京都補助金を財源といたしまして施設整備に関する補助を行っております。新築等の場合には定員一人当たり三百万円、また、既存建築物の改修の場合は一人当たり二百十万円の補助となります。国や都の補助金等を活用しておりますので、区の負担はございません。

また、利用者本人の利用料の低廉化を図ることを目的とした運営費補助がございます。この運営費補助は、施設がサービスの提供に要する費用につきまして、利用者負担額を差し引いた額を東京都が運営事業者へ直接補助を行うものでございます。

◆飯塚 委員 続けてお伺いしたいんですけども、この一番の課題はその入居者の費用ですね。月にどのぐらいになるのか、または入居者の入居基準はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

◎堀川 地域福祉部長 まず利用料につきましては、ご本人の所得、あるいはまた各施設での設定料金にもよりますが、所得の低い方の場合はおおむね十二万円から十四万円程度と想定されます。これは食費、住居費、光熱水費、サービス費のすべてを含んだ費用でございます。

それから、入所の基準でございますが、東京都において入所に関する指針を策定しております、六十歳以上の方でその施設が整備されている区市町村に住所を有する方、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安のある方、家族による援助を受けることが困難である方などの要件がございます。

また、区市町村が都の指針に基づいて地域の実情に応じた指針を定めていくことができることになっておりますので、区におきましては、今後、入所手続の詳細等につきまして、世田谷区の指針を検討して定めてまいりたいと考えております。

◆飯塚 委員 今後、恐らく待機高齢者の増が大いに見込まれかねない、その辺が危惧されるわけですけども、やはり区として拡大に向けた積極的な取り組みを求めていきたいと思いますが、今後の事業展開についてお伺いします。

◎堀川 地域福祉部長 現在のところ、平成二十二年度から二十四年度にかけて合計で百二十人分の整備を目指しております。今年度の事業者募集につきましては、一カ所、定員二十人分のご応募がございましたが、来年度予算につきましては、新規の定員六十人分と、今年度からの継続分二十人分、合計八十人分を計上させていただいたところでございます。

また、先日、この都市型軽費老人ホームの整備を検討中の事業者五法人からヒアリ

ングを行いました。今後の事業展開につきましては、こうした事業者の方々のご意見やご要望も生かしながら、公有地の活用、また事業者募集の時期や方法等について改善を図りまして、手法としましては、他の介護保険事業所などの併設なども含めまして、多様な整備手法がとれるよう工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

◆飯塚 委員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

私の最後の質問になりますけれども、これは代表質問でも触れさせていただきましたが、生活保護受給者に関する諸課題についてお伺いしたいと思います。

世田谷区の生活保護受給者数の推移を見ますと、平成二十年秋以降の経済・雇用状況の悪化等に伴い、二十二年十二月現在、保護世帯数六千九百八十四世帯、保護受給者数八千六百四十名と大幅に増加をしております。十八年三月と二十二年十二月を比較した伸び率では、例えば高齢を理由にした方は一三〇・八％、それに対し、その他失業等の雇用等の理由が二八四・八％と大きく伸びております。

せんだって、実はテレビ報道で埼玉県的生活保護の受給者に対する取り組みが報道されておりました。ある四十歳ぐらいの青年です。現在、生活保護を受けている。仕事は失業、そして家でこもる。生活保護対象ですけれども、そういうとき、専門の指導員の方がその家庭まで訪問し、その方の悩みを聞いたり、仕事の状況を聞いたり、そして、その方の場合はヘルパーの二級の資格を取って、そして介護施設に勤めるようになって、失業、いわゆる生活保護から自立できた。埼玉はそのきめ細かな制度によって年間百五十人の方が生活保護から自立した、こういうのがテレビ等で報道されておりました。

世田谷区はその辺、世田谷区も努力はされていると思うんですけれども、現況はどのようになっているのでしょうか。

◎堀川 地域福祉部長 世田谷区における就労支援の実績につきましては、昨年度、平成二十一年度は百八十二名の方が就労に結びついておりまして、内訳としまして、

常勤で二十五名、パート等が百五十七名で、そのうち生活保護が廃止となり、自立に至ったのは十一名の方となっております。今年度につきましては、平成二十三年一月末現在で百四十一名の方が就労されており、常勤二十四名、パート等が百十七名でございます。そのうち十三名の方が生活保護が廃止となり、自立となりました。

◆飯塚 委員 やっぱ若い方が生活保護を受ける、こういうことはあれですけども、どうしても容易に流されて、そういう場合は、将来のためにも一生懸命仕事につけるように努力すること。それに対する、区としてもさらなるきめ細やかな支援対策が求められると思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この問題の最後に、国の平成二十年度の予算ベースの保護費の総額を見ますと、生活扶助八千五百五十七億円、住宅扶助三千七百億円、医療扶助一兆三千六十三億円となっております。世田谷区の平成二十三年度当初予算における生活扶助、住宅扶助、医療扶助の金額と生活保護に占める医療費補助の割合はどのようになっているのかお伺ひします。

◎堀川 地域福祉部長 二十三年度当初予算案では、生活保護費といたしまして百八十億六百二十二万余円を計上してございまして、生活扶助が五十九億円、住宅扶助が三十九億円、医療扶助が七十六億円となっておりまして、扶助費全体に占める医療扶助の割合は四二・五％となっております。

◆飯塚 委員 医療扶助も大変多く、四二％を占めると。国は、この生活保護受給者にジェネリック、いわゆる後発医薬品の安全性や品質の認識が進んだことにより、同じ効能の後発医薬品があるのに新薬を使う場合、主治医の意見を聞いた上で後発医薬品を使うよう、受給者に理解を求める方針を決めた、このように聞いておりますけれども、区の現況、また、今後どのように対応を図っていかれるのかお伺ひいたします。

◎千葉 世田谷総合支所長 医療扶助の必要な被保護者数の増加に伴い、医療扶助費の支出額というのも年々増加してきておりまして、診療内容の確認や点検などの強化への取り組みは、以前にも増して重要になっているものと考えております。

ご質問のジェネリック医薬品の利用につきましては、ジェネリック医薬品の普及状況の検証や利用に向けた受診者の意識の向上も必要でありますため、今後とも利用促進に向けた意識啓発や指導等に努めてまいります。

◆飯塚 委員 以上で私の質問は終わります。

◆板井 委員 初めに、財政の見える化についてお伺いいたします。

区長は、二十三年度予算の編成過程で、区政の中長期的に見据えた社会経済状況の変化に対応できる強固な財政基盤の確立が必要だとの考えのもと、政策検証委員会の提言を踏まえて政策点検方針を策定し、すべての事務事業の聖域なき点検を行うよう全庁に指示したことについては大変評価をしております。

しかし、今回、この世田谷版事業仕分けを行うに当たっての前提である財務諸表等の数値が明らかにされておらず、政策点検方針は大義名分のもとに、主観的な判断によって結果が左右するのではないかといった危惧もしております。

そのために、我が党は、財政健全化への取り組みが急務の中、公会計改革が無駄削減への切り札となると考えております。具体的には、単式簿記・現金主義から複式簿記・発生主義へ転換することであります。

おさらいですけれども、複式簿記とは、お金の出入りだけではなく、その原因と結果もとらえる手法です。具体的には、一千万円の収入があった際、それが預金を崩したのか、また借金したのかを記入、その結果、資産や負債の状況も知ることができます。来年度予算ではこの基金の崩しが百三十三億円で、区債の発行が九十五億円となっておりますけれども、発生主義とは、現金の受け渡しがなくても取引があった時点で会計処理を行うため、将来発生する経費などの把握が可能であります。これを

踏まえ、企業では事業年度ごとに複式簿記によって資産や負債の状況を示すバランスシート、貸借対照表などを作成し、財務状況を念頭に置きながら経営戦略を立てています。

その意味からも、世田谷区の公会計についても複式簿記・発生主義へ転換することが重要と考えますが、改めて区の見解を求めます。

◎高山 会計管理者 現行の公会計制度でございますが、明治以来の単式簿記・現金主義に基づいておりまして、お話しのとおり、この制度ではトータルのコスト計算、費用対効果を把握することはできません。そのため、複式簿記・発生主義の考え方を活用した新たな公会計制度を導入することにより、自治体経営の透明化、区民への説明責任の充実を図っていくことが重要な課題であると認識しております。

区の財政見通しが非常に厳しい環境にある中、安定した財政基盤を確保し、区政の重点課題や財政需要に的確に対応するため、複式簿記・発生主義の考え方を活用した新たな公会計制度を導入することは、自治体経営の根幹にかかわる改革であると考えております。

◆板井 委員 この明治以来の単式簿記・現金主義を扱っている国というのはもうほとんどの国ではない、日本か北朝鮮かと言われているぐらい、そういった今の状況であります。

この本格的な新しい公会計制度を導入し、各事業別の経営状況や、フルコスト、資産、負債、費用、収入をつまびらかにすることによって、事業の中身の議論が深まり、無駄の発見に大きく寄与することが期待されておりますけれども、我が党のさきの代表質問で、今年度より会計室に会計制度担当係長を新たに設置したとの答弁がありました。設置のねらいと、この一年間の成果を確認したいと思います。

◎高山 会計管理者 区では、平成十一年度の決算より、毎年国へ提出しております決算統計のデータを活用いたしまして財務諸表を公表しております。加えて、関係所管によります公会計制度改革検討委員会を設けまして、公会計改革の推進に向けた課題の共有、整理を図ってきたところでございます。

今年度は、東京都や町田市、杉並区等先行して実施する自治体がふえていることを踏まえまして、新たな公会計制度の導入の促進のため、会計室に会計制度担当係長を設置いたしております。

担当係長のもと、関係所管の情報共有、課題整理を進めるとともに、公認会計士を交えた研修会、来年度導入を計画しております新宿区の担当副参事を招いて、導入する際の実務上の課題や解決方法等についての勉強会、こういったものも開催してございます。

さらに昨年十一月には、石原都知事や橋下知事もご出席されておりました東京都・大阪府の公会計制度改革シンポジウムに私も参加いたしましたが、この会では、公会計改革白書、こういったものもまとめられておりまして、非常に参考になっております。

いずれにいたしましても、今後、具体的な検討や課題整理を進めてまいりたいと考えております。

◆板井 委員 具体的な検討や課題整理を進めているということで、少しずつは進んでいるのかなという気がします。

今答弁にありましたけれども、町田市は来年度導入を目指して、複式簿記・発生主義の有効性を踏まえ、〇八年十一月に公認会計士や都職員を外部アドバイザーとして招き、新公会計制度導入検討委員会を立ち上げ、資産評価や新公会計システムの変更作業に加え、職員に対する複式簿記の研修を図っていると伺っています。簿記というと三級程度の知識が必要だというふうにも言われております。また、大阪府では東京

都と連携し、先ほどのような新会計制度に向けての取り組みがスタートしております。

この新会計制度に備えるべき条件というのは六つあると言われております。一つは住民に理解しやすいこと、二つ目は活用しやすいこと、三つ目が民間企業との比較が可能なこと、四番目は信頼できること、五番目としては実用性が高いこと、六番目は国際的な基準との整合性がとれていることと言われております。

そこで、無駄を削減するには、事業の内容や業務のプロセスを分析し、どこにどのような費用がどれだけかかっているのかを明確にすることから始めるのが当然であると思います。すなわち、行政コストの見える化が重要であります。事業に係るコストを把握する原価計算は、民間企業では当たり前ですが、それが無駄削減や業務の改善を通じた行政の効果的運営を大きく阻害しております。そのため、よく聞く言葉として、歳出一律カットなどという粗雑な手法が横行することになると思います。

このたびの事業の見直しに際して事務事業の政策点検を行っていますが、まさに行政の仕事の単位は事業であります。千七百余りの事業の見直しが行われておりますけれども、そこで、事業ごとのフルコストの見える化をしていったらどうかと提案します。

事実、二十一年度決算には施設別の行政コスト計算がなされ、施設種別ごとにコストや利用者負担が表記され、コストや負担の関係がよくあらわされているかと思いません。

事業の見直しに当たっては、この際、全事業において点検作業を行い、客観的な判断材料とするべく、行政コストの公開が必要かと思えます。見解を求めます。

◎金澤 政策経営部長 区では、平成十一年度の決算より企業会計手法によるバランスシートを作成しておりまして、十三年度からは全体の行政コスト計算書のほかに、順次テーマを設定いたしまして、スポーツ・文化施設、保育施設、自転車駐輪場、子ども関連事業などの施設、あるいは事業別の行政コスト計算書を作成して公表してき

たところでございます。区民利用施設の施設別行政コスト計算書については、平成十六年度以降、継続して作成してございます。

行政コスト計算書は、保育事業のように民間の類似している事業とコスト内容を比較したり、それから、区民利用施設について、利用者の負担割合を検証することにおいて非常にすぐれておりまして、これまで設置要領見直しの際に、比較検討の資料として活用してきてございます。

区の施策事業には、公共施設の管理運営のほか、扶助費等社会保障のサービス給付など、さまざまな事業がございまして、コスト分析になじまない統一的な活用に課題のある事業もございまして、今後、事業や使用料の見直しなどに当たり、区民にわかりやすく理解をいただく観点から、事業別行政コスト計算書の一層の活用について検討してまいりたいと考えております。

◆板井 委員 事業別の行政コスト計算書の一層の活用ということですが、既にいろんな区でそうした行政コストの見える化について取り組みをしているところがあります。

きょうは杉並区の例を紹介しますが、杉並は活動基準原価計算、通称ABCという管理会計の手法を用いて図書館ABC分析を行い、業務管理、サービス、調査・相談、資料の四業務に大分類をし、さらに、これを貸し出し、返却、レファレンスなどの二十八の活動に分けて、各活動のコストをもとに、貸し出し、返却や予約など一単位当たりのコストも算出していると伺います。

そう言っても何のことかわからないと思うので、実際、パネルにしてみましたけれども、わかるかわからないか、ちょっとあれなんです、要するに一冊の本を借りるときにどういったお金がかかっているのかというのを表にしている。そういうふうにして、これは事業コストを明らかにしているんです。

例えば、予約受け付けには、以前は一冊に当たって七百五十九円かかっていたもの

が、今百七十二円になっていますよと。貸し出しや返却、こういった業務で、二〇〇五年は本を貸したり返却したりする業務に一冊二百十七円かかっていたと。それを改善するべく、二〇〇九年には、一冊の貸し出し、返却については三十八円で済んでいると。こういうように、それぞれが行政コストを明らかにすることによって、一体どこに無駄があるのか、改善していかなきゃいけないのか、そうしたさまざまなところを客観的に数字に置きかえて示していくと。レファレンス、相談業務なんかは一冊当たり一万一千九百八十四円というすごいお金がかかっているわけですけども、こうした図書館のそれぞれの仕事に対して行政コストを割り返していく。この手法はいろんなところにあります、例えば出張所が行っているさまざまな証明書類の発行についても同じようなやり方をして、一枚発行するのにどのぐらいのお金がかかっているのかということもできます。

これを世田谷区でも行っているように出張所単位で、それぞれ規模も違うでしょうけれども、そうしたところをこうした行政コストを中心とした割り返しをすることによって、言葉ではなくて、客観的に数字に置きかえてやっていける。先ほど行政コストになじまないというのもありましたけれども、それは確かに認めますが、そういったことがない限りは、私たちにとって、また区民にとっても、どれだけのコストがかかっているのか、どの事業が無駄で無駄じゃないのか、また、この事業はお金がかかってもやるべきだ、そういった判断基準が得られると。そうしたことで、こういったこともできるし、また、これは他区との比較もできる。世田谷はこうだけれども、杉並はこうだと。

また、千代田区については、それぞれの予算書の中でそうした行政コストを明確にして、区民の皆様にお知らせしている。例えば食事サービスは、千代田区の場合は一食当たりのコストは三百九十一円ですよということで書いております。また、紙おむつ代については、予算の一点に、利用者がこれによって何名利用されるのかという利

用者の目標も書いている。だから、結果的にそれが決算においてどうだったのか、目標に対して結果をあわせて決算で明らかにしていく、そういった手法をとっている。ですから、この行政コストを明らかにしていくことが大変重要なことだと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

関連して、この新公会計手法の改善は、政策点検方針に基づく当面の政策課題でも、中長期の視点に立って課題として掲げられております。新たなシステムを入れるにも経費、時間がかかるとは思います。代表質問の際には、実施計画等の策定に合わせてという答弁だったんですけれども、どのような期間のイメージを持っているのか。また、経費をかけるからには事務改善の効果も考えられなければならないと思いますが、改めてお伺いします。

◎高山 会計管理者 今お話しのように、政策点検方針に基づく取り組みについては、当面の政策課題にも掲げましたとおり、公会計改革に向けた具体的な検討、課題整理を引き続き進めてまいります。

例えば、現在、支出命令件数というのは、支出命令は年間十八万件を大きく超えておりますし、こういったもののペーパーレス化とか事務改善の必要性も私ども感じてございます。

いずれにいたしましても、財務会計システムの入替えのタイミング、費用等を考慮いたしまして、次期の基本計画、実施計画の策定に合わせて、平成二十三年度には一定の方向性を見出せるよう、検討する考えでございます。

◆板井 委員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

政策点検方針による事務事業の見直しの点検項目の一つに適正な利用者負担等の導入というのがあります。そのことについてお伺いします。

先ほど言いましたように、導入の是非については、その根拠が乏しく、判断に苦し

みます。区は、利用者に行行政サービスに対する負担を求めるに当たっては、維持管理経費や事務経費等を算定の基盤とすることから、経費の抑制を行うとともに事務実施手法の見直しなどを行うなど、効果的、効率的に実施できる手法を検討した、そういうふうに書いてあります。本当にそうなのかなというのは、先ほどの疑問の一つであります。

また、新たな利用者負担を求めていく場合や現行の利用者負担額を変更する場合など、利用者負担の考え方を区民にわかりやすく説明し、周知し、理解を求めるとも伺っております。どのように進めるかということについては、今後注視していきたいと思っております。

そこで、きょうは、特定健康診査、長寿健康診査に五百円の利用者負担、総額五千万円と伺っておりますけれども、盛り込まれたことを取り上げたいと思っております。

今回利用者負担をお願いする方は十万人に及び、一番影響が出る事業であります。しかし、区民にその負担をお願いする前に、行政としてやるべきことをやったのかという観点から質問します。

初めに、特定健診、長寿健康診査の一点単価の問題について聞きます。

十九年度までは基本健診でありましたけれども、一点単価は、平成十一年度は十四円八十銭、それ以降、十二年度は十四円二十銭、十三年度は十四円、十四年度は十三円七十銭、十五年度は十三円四十銭、十六年度は十三円、十七年度は十二円となっております。いろいろな努力で下がってきたということは今述べたとおりでありますけれども、実際、この健診単価というのがそもそも疾病による医療費の単価より高いということ考えたときに、一点十円で行うべきであり、区はそのことについて余計に出費しているというふうに考えます。

これまで区は、毎年健診を委託するに当たり、協議事項の一つとして、地区医師会と契約に当たり話を取りまとめてきましたけれども、平成十七年度に一定の健診の性

格や実施体制の確保などの観点から、一点単価に対する基準を設けたとも伺っております。二十年度からの制度改正が行われておりますので、その後どのような契約になっているのか。

また、十八年九月の議会答弁で労災の単価を準用しているとも答弁されておりますけれども、労災と健康診査とは全く質が違うと思いますが、単価の見直しについて見解を伺います。

◎藤野 保健福祉部長 ただいまお話にもございましたけれども、平成十九年度まで実施してまいりました基本健康診査、このときの委託単価の設定の状況を申し上げますと、平成七年度から十一年度まで一点当たり十四円八十銭でありましたものを段階的に単価の見直しを行って、平成十七年度以降、一点当たり十二円としていたものでございます。

その後、平成二十年度からは特定健康診査というのが開始されております。この診査につきましては、区としては基本健康診査とほぼ同じ健診項目で実施することといたしまして、その際、他自治体とも共通の項目につきましては一点当たり十円、区独自に追加して実施します項目につきましては十二円としたところでございます。これによりましておよそ一億七千万円の財政効果がございました。

お話しの単価の見直しでございますが、厳しい財政状況にありますことも踏まえまして、引き続き検討してまいりたいと存じます。

◆板井 委員 ただいま健診の委託単価の基準、労災等の基準というのはちょっと答弁がなかったんですけれども、私は明らかにその答弁は間違っていると思います。労災と健康診断というのは全く別物です。それを答弁に使ったということは非常に過ちだったというふうに意見として言うておきます。

特定健康診査等に、来年度予算で言うと二十一億四千万円計上されています。今十

二円、仮の話ですけれども、これが一円安くなった場合、削減効果は幾らになるんですか。

◎藤野 保健福祉部長 一円減額した場合の効果でございますが、約一億円ということで、二十一億四千万円が二十億三千万円ほどになるというふうに算定しております。

◆板井 委員 区民に負担を求めているのは五千万円、今一点下げると一億円経費が下がる、おつりが来るわけですよ。今回、そういった努力をされてきたのかということが最大のテーマなんですけれども、二十三区の状況を見てみると、世田谷が一番高いわけですよ。ほとんど一点十円になっているところというのはもう十四区あるわけですね。その中で世田谷区が一番高いというのは、これはなかなか区民の皆様に五百円上げるということに対しての説得力に欠けるんじゃないか。本当に努力したんですか、努力して一点十円に限りなく近づけたんですか、そういったことが問われると思うんですよ。だから、私たちも努力したけれども、区民の方もお願いするという、そういう話ならばわかるけれども、なかなか今の答弁ではそう聞こえてこないと思うんですね。

時間もあと限られてきているので、まとめに入ろうと思うんですけれども、先ほど言ったように丁寧な説明を求めるということに対しては、今回、十万人の方にも影響する話ですので、より本当に丁寧な説明。ただ、一方で受診率が逆に下がるのではないかと。皆さんの努力でせつかく三九%近くまで伸びているものに水を差すのではないかと。そのことが、これは努力目標というか、数値目標というか、達成していきやいけない目標は決まっているわけですね。それに水を差すのではないかとこの気がするんですね。

それで、我が党はさきの代表質問で利用者負担に伴う見返りとして、特定健康診査の診察状況に関するアンケートで、土日、夜間の実施を求める意見要望が多かったことを踏まえ、健康診査実施医療機関名簿に日曜日や平日の実施している医療機関の表

示を行うべきではないかというふうに考えております。それについて、区の見解を求めます。

◎藤野 保健福祉部長 今お話しの健診の対象者にお送りしております医療機関名簿には、所在地ですとか連絡先、健診している内容等についてご案内させていただいているものでございます。現時点では、お話しの土日・夜間実施の有無、あるいは実施時間についての表示はしていないところでございますが、今後につきましては、土日・夜間実施等の医療機関名に何らかの印をつけるなど、利用者の方にもわかりやすいものになるよう工夫していきたいと存じます。

◆板井 委員 このような用紙が送られているわけですが、中を見ると、本当に医療機関名と所在地と電話番号と受けられる検査項目は書いてありますが、土日なのか夜間なのか、時間は何時までやるのか、そうしたことの情報が無いというのは今おっしゃったとおりなので、やっぱり何らかの工夫をしていただいて、せめてもの利用者へのサービスの向上ということで、これはできる話ですので、取り組んでいただきたいし、ましてや、そういったことで関係の医療機関にもお願いしていただいて、利用者の利便性を高める努力もあわせてしていただきたいと要望しておきます。

あと時間がわずかなので、三番目の質問で用意してきたことを一つ質問します。先ほど午前中もありましたけれども、省エネ給湯器の設置に商品券ということなんです、一番目は、先ほど他会派の答弁でお答えしたのではしょって、これは結局、四十五万円とか八十万円する給湯器、ある意味では太陽光発電よりは安いけれども、それでもまだまだ高いという声があるんです。これを普及するというので、借りやすいとか、手を挙げやすい、いわゆるローンなどを借りやすい工夫が考えられるのではないかという声があるんですが、今回、そうしたことの工夫というのはあるんでしょうか。

◎田中 環境総合対策室長 現在の私たちの給湯器の補助事業については、耐用年数が十年ないし十五年ということで、その買いかえについてご支援申し上げる、そのきっかけづくりとなるものとして考えてございます。今お話に出ましたローンにつきましては、事業者において設定されているとも伺っておりますけれども、その周知なども含めまして、より皆様方が導入しやすい工夫などについては積極的に取り組みたいと思います。

◆板井 委員 あと、この事業とリンクするのかわからないのかわかりませんが、先ほどリフォーム助成、エコ住宅、エコリフォーム助成というのかな、よくわかりませんが、今後、環境のPRということでは住宅リフォーム助成みたいなものもぜひ検討していただきたいと思っております。

以上で公明党の総括質疑とさせていただきます。

○山口 委員長 以上で公明党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後二時五十分開議

○山口 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民主党、どうぞ。

◆藤井 委員 区長、八年間、区長職をご勇退なされるということで、お疲れさまでございました。重要な職責ということだと思っておりますけれども、退職金が出るということで、ちょっと退職金についてお伺いさせていただきたいなど。もちろん区長、副区長、教育長、特別職には全部退職金が出るということなんですけれども、すべての特別職を合わせてお幾らぐらい退職金が出るのかお伺いしたいと思います。

◎堀 総務部長 退職金についてですが、これは世田谷区長等の退職手当に関する条例に基づきまして計算させていただきます。勤続年数四年ということで条例上の計算をすれば、区長は約二千三百五十九万円、副区長が約千二百六十一万円、教育長と常勤の代表監査委員が約八百二万円でございます。

◆藤井 委員 他の区では減額するという議論がいろいろと起こっているところもありますけれども、もちろん今期に減額するということは多分できないと思いますが、区長ご自身としては、この退職金の額というものはどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

◎平谷 副区長 大変恐縮ですが、一応予算担当なものですから、予算担当の立場から申し上げますと、いずれにしましても、ただいま総務部長が申し上げておりますように、私ども特別職の給与に関しましては第三者機関である報酬審の答申を受けての対応と。これは藤井委員ご案内のとおり、退職手当に関しましては条例に基づく対応と、こんなふうなことで対応させていただいている、こういうことでございます。

◆藤井 委員 もちろん条例で決まっているということはわかるんです。財政が大変に厳しい状況であるということを考えて、もちろん副区長でも区長でも、どちらでも構わないんですが、そういった金額というものが議論的に、これは多過ぎるんじゃないかなという議論が起こっているところもありますので、今後の後進の方々に対しては、こういった減額の議論があったほうが良いと思っていられるかということを知りたいんですけれども、いかがですか。

◎平谷 副区長 基本的に人件費、どういうことを言いたいかということ、例えば行政全体の改革というテーマという問題意識であるとするれば、個別具体の各論の議論もあるでしょうけれども、それぞれの制度としてのありようも含めてご議論いただくのが望ましいんじゃないか、こんなふうに思います。

◆藤井 委員 特別職の退職金、もちろん重責ということはよくわかるんですけども、私が区民の方からいろいろお伺いしていると、やはりちょっと金額が多いんじゃないかなという話をよく聞きますので、今後、区議会でも、来期も今期もあわせて議論をして、この財政が厳しい状況ですので、私は個人的には減額していくことが必要なんじゃないのかなということを意見させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

区のホームページについてお伺いをしていきたいと思います。

先日の福祉保健常任委員会でユースミーティングの子どもたちの意見という欄がございまして、子どもたちが世田谷区に関して意見を言うということがありました。その中で、子どもたちが自分たちにとって区のホームページが大変に見づらいとか、自分たちに関係するところをどうやって探したらいいかわからないとか、あとは、自分たちは携帯電話を使うんだけど、携帯電話からなかなかホームページが対応しないだとか、そういったことがユースミーティングの報告で多く上がってきました。

この子どもたちの意見に対して、世田谷区はどう思っているんでしょうか、お伺いします。

◎金澤 政策経営部長 青少年の関係の資料を私も見させていただきました。その中でユースミーティングの方々から意見が出ているというお話は承っております。

携帯電話だとか、あるいはスマートフォンだとかというご指摘もあるんですけども、まず、そちらからお話ししますと、区はホームページについては情報伝達手段の一つで非常に重要だと思っております、平成十四年に携帯電話版のホームページを開設しております。特に保育情報だとか子育ての情報なんかを提供してまして、これはいろいろ見ていただいていると。それから、十八年度についてはイベント情報やサービス情報もやっているという状況でございます。

ホームページ全体は今全部リニューアルしようということで、二十三年度にやる予

定でございます。今回の予算案の中に予算を出させていただいておりますが、その中で携帯電話のこと、先ほどお話に出ました青少年の方々の見やすさということも加味した上で、ホームページの改定をやっていければというふうに考えてございます。さらに、スマートフォンなんかについても、位置情報だとかというのは出てきますので、そこらのこともよく考えてやっていきたいということで思っています。

ただ、一方、私なんかも少し年寄りの部類に入ってきていますが、私どもなんかは余り赤だとか黄色だとかというのが出ると見つらくて困っちゃっているんですね。だから、そういうところも含めて、高齢者の方々にも、あるいは若い方々にもわかりやすく、区はそういったホームページを提供していければいいと思っております。

◆藤井 委員 子どもたちだけじゃなくて、今、お年寄りという話も出ましたけれども、総じて多くの意見を聞くと、どうしても今の区のホームページは見にくいであるとか、携帯電話で見ること自体はできても、全く情報をつかむことができないということは、年齢層でいっても、本当に多くの皆さんからこういったご意見をいただいているので、ぜひともそういう見やすいところを考えていただきたいと思うんです。

子どもたちが自分たちが参加できるイベントが全然わからないというところは本当に重要な意見だと思いますので、イベント情報とかもわかりやすくしていくべきだと思うということを言いながら、次の観光の視点を取り入れるという話に話を移していきたいんです。

ホームページ、いろんな行政のホームページがあると思うんですけれども、今の世田谷区のホームページというのは、本当に文字情報、HTMLデータがずっと並んでいるような状況で、やっぱり文字の情報が大変に多い。もちろん世田谷区の人たちが見てわかりやすくすることも当然に必要ですけれども、世田谷区の外から来る人たちが世田谷区に魅力を持ってもらうというページにもしていかなきゃいけないんじゃないのかとすごく大きく感じます。

例えば行政、日本じゃないですけども、パリのホームページとかを見てみますと、パリでやっているイベント情報がずうっと並んでいて、本当にパリに行ってみたくなるなという情報が並んでいて、また、ホームページもすごく見やすいようになっています。

そういった観光の視点をホームページにもっと取り入れていくべきだと私は思っています。今まで観光課をつくれと言ったこともありましたが、その実現がなかなか難しいということで、ホームページに観光的な要素をもっと入れるべきだと思うんですが、そのあたりについてはどういった考え方でしょうか。

◎金澤 政策経営部長 お話しのとおりだと思っております。現在取りまとめております観光アクションプラン「方針編」というのがございます。その中で三つの柱がございまして、その中の一つが発信ということなんです。多様な観光資源を通じ、世田谷の魅力を知ってもらう、訪れてもらう契機としてのさまざまな情報を、ホームページなどで効果的に発信するというところでございます。

それで、これまでも支所ごとのホームページでは、その地域の特色や歴史、見どころマップなんかを掲載してございますけれども、各所管が主催しているイベントにつきましては、区の魅力なんかを伝えてイベント参加を集めているという状況がございます。

ただ、お話がありましたように、少し探しづらいとかそういったご指摘もありまして、先ほども申し上げたとおり、現在、ホームページの再構築に向けまして、ホームページ全体のあり方や情報構造などについて検討しているところでございます。

今後のホームページにつきましては、観光という視点は非常に大事だと思いますので、その視点を取り入れながら作りかえていきたいと考えております。

◆藤井 委員 今、政策経営部からのお答えだったんですけども、観光という面を考えると、やっぱり産業政策部も本当に大きく縦割りじゃなくて、手を取り合って、

しっかり考えていかなければいけないと思います。産業政策部の産振のほうで「世田谷さんぽ」というホームページがありますけれども、あれもまだまだとても見づらい、地域の発信情報も弱い、私は見えていてちょっと感じました。

「世田谷さんぽ」という散歩をしながら見てもらうようなホームページにもかかわらず、まだスマートフォンとか携帯電話には対応していない。こういったところは、やっぱり産業政策部のほうも改善していかなければいけないと思うんですけれども、産業政策部のほうはいかがでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 観光ホームページ、公社のほうの「世田谷さんぽ」でございますけれども、世田谷の見どころや地域のイベントなど、先ほどご紹介いただいたように、区民目線で発信して、区内外に気軽に楽しんでいただけるようにつくって、現在、産業振興公社が運営しているところでございます。

この「世田谷さんぽ」は、平成二十年七月から運営したんですが、特色としましては、区民の方々がブログといいますか、区民の方々が見どころとかお店を紹介していただくということをやって、これまで千五百件以上の地域の情報をいただいているところでございます。

それはスマートフォンなどの新たな情報機器にGPS機能をつけたりとか、その場合にはソフトの変換とか、今、スマートフォンについては三つの会社等があるんですけれども、そこでの統一とかがまだできていないなどの課題がありまして、なるべく持ち歩いて、わかりやすくその場で使えるようなページ設定にしたいと思っておりますが、今後、利用者の利便性の確保とか情報提供のあり方、それから、対費用効果についても課題を含めまして、産業振興公社とも連携してまいります。

◆藤井 委員 「世田谷さんぽ」に関しては、まだまだ知名度が低いんじゃないのかなとすごく感じるんですけれども、これも世田谷区のホームページとしっかりリンクして、産業政策部と政策経営部が独自につくるんじゃなくて一緒につくっていくこと。

政策経営部が今ホームページをつくり直そうと言っていましたけれども、そのときに政策経営部だけに任せるのではなくて、産業政策部のほうもしっかりと意見交換をしながらつくっていただきたいと思います。

次に、外郭団体の質問をさせていただきたいと思います。

外郭団体に関しましては、私、去年の代表質問でも、内部留保を抱えている団体が多いということで、内部留保分は補助金をしっかり削減するべきだというお話を本会議場でさせていただきましたけれども、今回、外郭団体の補助金の見直しで、多くの外郭団体の内部留保分の繰越金は補助金を見直すということで、これは本当に評価できる部分であると思います。

今後の補助金に関して、世田谷区としてはどういった展望を持っているのかお伺いします。

◎金澤 政策経営部長 お話ありがとうございましたように、外郭団体の補助金につきましては、平成二十一年度から二十二年度は四億九千二百万円、二十二年から今回ご提案している二十三年度予算の間では一億七千九百万円の削減となっております。見直しの内容といたしましては、各団体の基金や繰越金、団体の収入等を活用して、区からの補助金を削減したということでございます。

短期的にはこうした手法による補助金の削減ということになりますけれども、各外郭団体は各団体の改善計画の中でも、経営の透明性の向上の観点から、基金や繰越金の運用、活用について、引き続き活用策を明確にする取り組みを進めているところでございます。

長期的な展望という点では、さまざまな分野で専門性を生かしながら、地域に密着した事業を展開している各外郭団体が経営の効率化や自主財源の確保に努め、経営基盤を確立していくことと存じます。

今後とも外郭団体の自主自立に向けまして、政策点検方針の観点なども踏まえまし

て、外郭団体の役割を検証し、外郭団体への財政支出を初めとする支援、関与のあり方などについても不断の見直しを進めるとともに、各外郭団体に対して必要な指導調整を行ってまいりたいと考えております。

◆藤井 委員 今後見直しを進めていくということだったんですけれども、今回の補助金の削減というのは、多くの部分がこの内部留保の部分を削ったということで、もちろん苦労はあったとは思いますが、そこまで難しい作業ではないのかなと。今後は、これをさらにコストカットしていくことを考えなければいけない状況になってくると思うんです。

その中で、世田谷区も全事業を見直してきたわけですから、外郭団体の全事業もやっぱり見直すというか、しっかり点検しなければいけないと思います。

例えば、民間に移せる事業がないのかとか縮小できる事業はないのかということ、しっかりと事業仕分けを導入して考えていく必要があると私は思うんです。民間に移せる事業はないのかなと思って、僕もいろいろ外郭団体を見ているんですけれども、例えばトラストまちづくりで駐車場を運営しているところが幾つかあります。こういったところは、必ず絶対に外郭団体じゃなきゃいけないというところはあるんですか。例えばトラストまちづくりの駐車場事業とか、どうですか。

◎板垣 都市整備部長 今、トラストまちづくりのお話が出ましたので、その監督の所管ということで、私のほうで答えさせていただきますが、財団世田谷トラストまちづくりの駐車場の運営につきましては、違法駐車対策ですとか、あるいは地域の活性化ということ、また、地元要望も強かったこと、また、駐車場条例によります附置義務などから、建設時に当時設置したものでございまして、この間、財団が自主事業として運営してきているものでございます。

民業圧迫というようなお話がありましたけれども、駐車場の料金等につきましては、

市場価格等を踏まえ利用料金を設定して運営している状況にあると認識しております。

◆藤井 委員 今回の答弁を聞いても、絶対にトラストまちづくりがやらなきゃいけない理由があるのかなというのはまだちょっと疑問なんですけれども、あとは、例えば産業振興公社の福利事業の施設の調査、一年間で十九施設を調査したというところもあります。もちろん福利厚生は大変重要だと思いますけれども、その規模は常にこの規模でいいのかということも考えていかなければいけないですし、廃止することはできなくても、経済状況が大変厳しいですから、少しは縮小ということもしっかりと考えていかなければいけないと思います。

このことに関しては質問しませんけれども、外郭団体の全事業に対して、第三者機関も入れて事業仕分けを提言したいと思うんですが、そのことに関して、区の考え方はいかがでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 ご案内のとおり、昨年度、世田谷区としては、検証委員会から提言をいただいて、全事業点検を区長のご指示のもとで行ってまいりました。外郭団体につきましても、貴重な区の税金が投入されたりしている状況にありますので、やっぱり不断の見直しが必要だというふうに考えてございます。

これはあくまで外郭団体がみずからの経営についてどう判断するかということの自主的な判断によりますけれども、自分たちがやっている事業は今のままでいいのか、あるいは逆にもっと発展させるべきなのか、そういうことについてはやはり考えていていただきたいと思っておりますので、そういったことについての指導調整も行っていきたいと思っております。

◆藤井 委員 どうしてもこの外郭団体の全事業に事業仕分けということを行っていただきたいと要望します。

次に、ワクチンについて質問をしていきたいと思うんですけれども、このことに関しては、午前中から午後に各会派も意見を言っています。その続きということで、昨今、さまざまな死亡事例とかも出てきまして、安全の問題に対して疑問が呈されていますけれども、仮にこの事業がすべて安全だったとしたらという仮定で質問をしたいと思います。

先ほど飯塚副委員長からの質問もありましたけれども、二十三区でさまざま格差があるということも、私、二十三区の中で大変に格差があるんだなということを今調べさせていただいて、世田谷区とお隣の渋谷区でも任意とするワクチン接種助成に対して差があるんです。

一歳から七歳までの子どもたちに任意のワクチン、例えばヒブですとかB型肝炎、小児用肺炎球菌ワクチン、水ぼうそう、おたふく風邪、こういったものをすべてやると大体十六万六千円ということになります。世田谷区のほうは七万五千円の負担で、逆に渋谷区は、これは二万八千円の負担で済むんですね。大体この差額が四万七千円、約五万円の差額がありますけれども、こういった差額があるということに対して、世田谷区はどういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

◎西田 世田谷保健所長 お話しのとおり、定期の予防接種についてはすべて公費で賄われております。また、今回、国の補正に盛り込まれた三種のワクチンにつきましては任意の予防接種でございますが、国の制度として都道府県に基金を設け、一定の条件のもと、助成事業を行う自治体に対して二分の一補助をするということで、その公費助成額は、各自治体がそれぞれ判断して事業化を図るものであるため、区によって異なる状況ということでございます。

当区といたしましては、子どもの健やかな成長を考える上で、一人でも多くの子どもが予防接種を受けることが望ましいとは考えております。今般、定期予防接種においても材料費等の負担をお願いできることになっていることや、厳しい財政見直しの

もと、政策点検方針に基づく全事業点検を行う中で、区は、今回新たに導入するこの三種類のワクチンは約三割程度の自己負担をお願いして、接種促進を図るものとしたところでございます。

◆藤井 委員 お隣の渋谷区と世田谷区で五万円ぐらい差があるということで、これは最終的には本当は二十三区で格差がないように、例えば東京都に提言していただくかそういったことも含めて要望していただきたいんですけれども、時間がないので、この質問の続きは福祉領域でさせていただきたいと思います。

中村委員と交代します。

◆中村 委員 では、まず財政のことからお伺いたします。

この間、区は政策点検方針に基づく全事業点検をやったわけですが、五十五億円の効果額が出たということが書いてあります。一方で補助金等々の削減状況を見ると、一見すると四十億円ぐらい減っているな、頑張ったなというふうに見えるんですが、よくよく中を見させていただきますと、二子玉川の事業が終わることで、そのほとんどがそもそも必要ないお金が減っているだけとか、そういうようなことが見受けられます。

改めてこの五十五億円の内情を聞きたいんですが、今回効果額のあった五十五億円というものは、今年度、そもそもやらない、工事とかそういったものでなくなったのではなくて、そもそもの経常経費として圧縮させて、これから基本的には恒久的になくなっていく予算なのかどうかということをお教えいただけますか。

◎金澤 政策経営部長 今回、効果額で五十五億円という数字を出させていただきました。それで、千七百四十五の点検を行いまして、その結果については、お手元のほうにお出ししたものでございます。

その中で、例えば対象者が減って自然減になったとかそういったものについて、じ

や、効果額なのかと言ってしまうと、それは何となく違う話だと思いましたが、私どもとしては、いわゆる身を削ったとか絞ったものについて誠実に積み上げた結果が五十五億円なんだろうというふうに思っています。

◆中村 委員 誠実な対応の結果が五十五億円だということです。

一方で、今回の事業点検の中身を全部読ませていただいたんですけども、二十二年度と二十三年度の比較、それと二十四年度以降という形で書かれているんですが、残念ながら、見直しが間に合わなかったかどうかわかりませんが、今年度は費用、経費が同じで、来年度以降は見直してまいりますというような文章があるものが結構あるんですね。そうすると、この五十五億円をまず前提としてことし削られます。再来年度は当然これはない前提として、見直しが間に合わなかったものに関しては、さらにそこから二十四年度も削られるという見通しなんだと思うんですけども、その辺はどの程度見込まれていらっしゃるんですか。

◎金澤 政策経営部長 今回の二十三年度に向けての五十五億円は、前に中村委員とここで議論をさせていただきましたけれども、ちょうど予算編成の時期の九月からおおよそ五カ月から六カ月ぐらいの間にやったという中身で、そういう意味では、短期間の中で予算編成と同時進行で見直しを進めたという中身でございます。

それで、二十四年度以降については、二十四年度以降の課題ということで出させていただいておりますけれども、それについてはすべて課題で出させていただいていますが、何をやるにせよ、具体の検討は必要でございます。したがって、その具体の検討。それから、例えば相手がある話だとかなんとか出てきますから、そういうところをどうしたほうがいいのかというのは一定程度時間がかかる。そうすると、二十四年度、二十五年度に向けてやっていかなきゃいけないんだろうと思っております。

それで、目標というお話でございますが、幾らを目標にして何を削るとということよりは、今あった事業についてスクラップ・アンド・ビルドみたいな形でやっていくの

かどうか。もう既に時代状況から合わないものはやめて新しいものに変えていくとか、やり方を工夫するとか、そういうことが出てきます。

したがいまして、この額を目標に何を削るんだということではなくて、それぞれの事業について、今この事業はそれでいいのかどうかということを見ていくんですけれども、ただ、一つの指標として財源不足が、私どもの財政見通しで二カ年で六十三億円ということでございます。やっぱりこれは何とかしていかなきゃいけないなと思っておりますので、六十三億円が目標値だと言うつもりはないんですけれども、それなりの考え方を持ってやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

◆中村 委員 まさに今おっしゃったように、今回の見直しは結構タイトな中でやられたというところでありまして、また、ほとんどの項目が少々の削減と、そしてその後のものもありますので、最低この五十五億円以上、目標が決まらないのは当然そうだと思いますけれども、五十五億円以上、六十数億円の財政が足りないという指標もありますから、二十四年度の目標に向けてそれ以上のことをやっていただきたいというのがまず大枠の話です。

今年度出てきた政策点検、事業点検の中身に入らせていただきますけれども、まず、すごくわかりづらい項目としてあるのがやっぱり調査の委託費なんですよね。確かに区としてある政策をやろうというときにいろいろなデータが必要で、集計をするのは確かに不可欠だとは思いますが、ただ、一方で調査というものの実態、先ほど出ました費用対効果というものがすごくわかりづらいものになっているというのが率直な感じなんです。

二十三年度でいいと思うんですが、まず年間の調査委託費、研究委託費の総額がもしわかれば教えてください。

◎金澤 政策経営部長 予算案の冊子のほうに入っていますが、二十三年度は四件で、二千百万円でございます。

◆中村 委員 そうなんです。この別冊に書いてあるのが、去年は七千五百万円をやったのが二千百万円ということです。

一方で、私が調べさせていただきました、資料もいただきましたけれども、数多くの調査がされています。これは時間もないので言いますが、出していただいた調査というキーワードにヒットする調査委託だけで、随契で八千万円、入札を行っているものでほぼ同額の一億円、計一億六千万円程度です。これは調査という言葉が入っているものしか今回拾えていないんですけれども、それ以外でも、例えば全事業点検の企総領域の、まさに一ページ目にありますが、せたがや自治政策研究所の運営に係る調査研究等々にも一千四百万円かかったりするわけですし、恐らく膨大な金額がこうした調査委託、研究委託という形で出されているんですよ。

入札をされているのであればまだしも、やっぱり随契が行われていますと。資料でいただいた先ほどの八千万円だけにおいても、いろいろと同じ会社は何個も落としていたり、随契で契約をされていたり、見る限り、確かにそれぞれの調査は独自の部課から要請を得て、契約を得てやっているんですけれども、基礎情報としては、ほとんど同じようなものがほかの部署間でも調査に出したりしているわけですよ。もしこれを一からやられているんだとすると、まさに縦割りの弊害かもしれないですが、ゼロからの情報を別の部署間で別の会社、もしくは同じ会社に調査を委託している可能性が出てくると思うんです。

この実態はまだ正直見えてきません。ただ、少なくとも随契で年間最低八千万円が出ていて、その中には同じコンサル会社に出ているということを考えると、先ほど費用対効果もありましたし、透明性、まさにこれをもって新しく世田谷区が政策としてこれを打ち出したんですよというのがわかりやすければいいんですが、人口動態なん

てというような情報も含めて、ほかの部署間でも汎用できるような調査に関しては、それこそ一回やったらどの部署でもその調査に基づいて独自でやるのか、そこは前提として、ほかの調査に委託をするのか、その最初のステップスリーぐらいまでは飛ばすのかわかりませんが、そういったような横のつながりという形でやっていかないと、こういう調査というものに関してのお金は一向に減っていかないんじゃないかと思うんですけれども、お考えはいかがですか。

◎金澤 政策経営部長 先ほどの予算のやつに入っているのは調査研究委託という項目でございます。今のお話はそれとは別の調査ということなんですが、実は研究ということがないんですね。調査というのは、例えば測量なんかも調査だったり、駅の乗降客数を調べるといった、それも調査だと思うんです。どちらかというところ、見解を出してもらおうということよりは、実際に調べるという意味の調査の部類の仕事が多うございまして、もちろん多少違うのもあるんですけれども、そういう意味で、人口を使って膨大なデータを集積して、その結論を出すといった意味の調査であれば結構たくさんあって、お話しのとおり、なるべくそういうのは共通してやればいいんですが、なかなか難しい面もあります。そういうことで、実情的にはそういうことであるというふうにご理解をいただければと思います。

◆中村 委員 とにかく最低限懸念をするのは、複数年度にわたって、ある部署とあるコンサル会社さんがずっと契約しているようなことも見受けられるようですし、そうした効果というものと、本当にこれから財政も厳しくなるわけですから、調査というもののわかりやすさ、まさにサービスを構築するための第一歩なわけであって、そのお金自体はサービスとして還元されるわけではないお金ですから、これだけ大量に金額が出ているので、その辺はより精査を、そしてわかりやすく透明性を確保していただきたいなと思います。

ちょっと時間がないので、次に行きます。

企画総務領域に行きたいんですが、私、あした企画総務も出てくるので、教育領域の全事業点検の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1527の小学校のとびなわの購入ですね。一・三・五年生を対象に毎年購入していますが、これを変えていきたいと思っています。二十三年度、二十四年度以降の取り組みとして考えますということなんですけれども、聞くところによると、小学校は一・三・五年生、二年ごとに縄跳びが一本支給されますということです。その額、毎年一万八千本買っていますということです。

隔年、二年ごとに同じ子に支給されるわけですがけれども、実際の縄跳びの長さは二・五メートル、二・七メートル、三・〇メートル、ほとんど変わらない長さで、今の耐久性は、少なくとも僕の常識からいけば、二年で全く使えなくなることはほぼないと思うんですが、このあたりはどのようにお考えですか。

◎佐藤 教育次長 今お話がございましたように、跳び縄、いわゆる縄跳びでございますけれども、縄跳びにつきましては、リズム感やバランス感覚、あるいは持久力などを鍛えるという点で効用がある。そんなことで、さまざまなスポーツの基本道として取り入れられている。このため、区教育委員会では、子どもたちの基礎体力づくりの一環として、子どもの成長に合わせて、小学校一年、三年、五年の児童を対象に跳び縄を、教育委員会が毎年一括購入しまして、区立小学校全校に教具として配備しているところでございます。

区教育委員会としましては、その縄跳びにつきましては、子どもたちの体力の維持向上だけではなくて、クラス単位での教科の指導、あるいは運動会等の学校行事などにおきましても一定程度の効果的な指導などが各学校で行われている、そういう面もあると認識しております。

◆中村 委員 済みません、二年ごとに全員に支給される縄跳び、耐久性も含めて考えたときにどういうふうにとらえられているんですか。それが健康に役立つとかは関係ないと思います。お願いします。

◎佐藤 教育次長 どうも失礼しました。それで、区教育委員会としましては、この政策点検の中にこれはこういう形で書かせていただいたんですけども、縄跳びの購入につきましては、必要性あるいは有効性、優先度の観点から見直しが必要ということ判断させていただきまして、平成二十三年度に配布の必要性を含めましてそのあり方を検討して、二十四年度には必要な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆中村 委員 要は、今年度は予算がふえているんですよね。ただ、この事業点検を見ると、見直しの必要な取り組みを進めますというふうに書いてあります。先ほど言ったように単純に間に合わなかったのかもしれないけれども、どの情報を見ても、ここまで支給する必要はない。買いだめをしておくのかわかりませんが、確かに壊れたらその都度渡せばいいと思うんですが、こんなに細かく買うものではなくて、ちゃんとそういう体制で、そもそもお金がないからとか、景気が悪いからとかそういうことじゃなくて、こういうものは備品を含めてほかのものもあるかもしれないので、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

次に、保健室の薬品になります。千五百五十四万円、小学校保健衛生事務の保健室維持管理各種検査用品等ということで八千五百万円計上されております。単純に考え、このまま字面で受けとめると八千五百万円分の保健室用品が買われていると。今六十四校なので、毎年一校百数十万円、月にすると十万円以上かかっているような計算になるんですが、まず、これは医療品なのかどうか、医療品が幾らなのかということをお教えいただけますか。

◎佐藤 教育次長 平成二十三年度の区立小学校、六十四校ございますけれども、その保健衛生事務の予算八千五百万円でございます。その内訳としましては、一つには、児童のけが等に対する災害共済給付の掛け金が三千万円ございます。それから、プールの消毒剤が一千四百四十万円、それが大きいです。そのほかに保健室の医薬品、医療機材が八百四十七万円、消毒用石けんが六百八十三万円というふうになっております。

◆中村 委員 多分医薬品、医療機材が八百四十七万円、消毒用石けん、手洗いするところの石けん水の六百八十三万円で、毎年ほぼ一千五百万円ぐらい出ていると思うんです。

その毎年の医薬品、けがをする子どもが出るでしょう、ばんそうこうもあるでしょう。大きなけがは病院に行くなり何なりすると思うんですけれども、こうしたものの買いつけ方、それは各学校に任せているのか、それともある程度年の予算で何個、ばんそうこう何枚とか、包帯は何なのかわかりませんが、買って各学校に支給しているのか、もしくは足りない場合はどうされるのか、余った場合は返還をされるのか、その辺を教えてくださいませんか。

◎佐藤 教育次長 お尋ねの医薬品、医療機材費は八百四十七万円ということですが、これは学級数あるいは児童数に応じて予算の配分を行っております。一校当たり年間平均大体十三万円、月平均ですと一万円強、児童数が平均五百人ですから、一人当たり年間二百六十円程度というふうになります。

その中身につきましては、お話にございましたように、傷テープとか頭痛薬等の医薬品、あるいは体温計などの医療機材等、あるいは児童のすり傷、打撲、捻挫等のけが、あるいは頭痛、腹痛などさまざまな症状に対応する応急処置を行う際に必要となり、需要に応じて計画的に学校で補充しております。

また、手洗い場やトイレの消毒用石けん、これは六百八十三万円でございますけれ

ども、これは児童数に応じて予算の配分を行っておりまして、一校当たり年間平均十
万円強、児童数平均五百人にしますと、一人当たり年間百九十円ということで、日常
的に消耗するものですので、適宜計画的に補充等を行っているということございま
す。

それで、足りなくなった場合等でございますけれども、これにつきましては、学校
の養護教諭が備えつけの医薬品、医療機器や消毒用石けんの使用状況を把握して、毎
年、これまでの実績を踏まえて計画的に補充を行っております。

各学校によって児童の軽度のけがや風邪の症状の違いなどありますけれども、残額
が生じた場合は執行残として残していると。一方、学校から予算配分額をふやしてほ
しいという場合もございます。原則追加配分は行っておりませんが、特別な理
由により不足が生じる場合は予算の追加配分を行っております。ちなみに、二十一年
度は三校から歯科用医療機材等で追加配分を行っているところでございます。

いずれにしましても、今後ともより一層これまでの実績などを検証しながら、政策
点検に基づき経費の精査、配分の仕方などにより、経費の削減に努めてまいりたいと
考えております。

◆中村 委員 要は医薬品が足りなかったら困るわけですから、過去に要求が来て、
原則はしないとか、もしくは執行残があった場合もあるということで、それは当然そ
うですよ、医薬品なんですから、その年によって変わってくるわけです。ただ、それ
を毎年毎年予算を決めて、さっきも言っていましたけれども、マンネリみたいな形で、
各学校に預けっ放しで、それが予算使い切りで、もしかしたら余っているかもしれな
いのを買いためていっているかもしれませぬ。もしくは、足りないにもかかわらず、
我慢をしているかもしれませぬ。

これからは、今の財政状況がそうかもしれませぬが、弾力的なお金の使い道という
か、予算のつけ方というもの、もしくは最初に予算を積み上げていく中では、当然一

定額に決めなきゃいけないけれども、そこから先の追加とか、もしくは戻してもらおうとか、そのあたりをやることで、よりスリム化した財政になっていく。これは末端といったら失礼ですけども、こういう小さなことから、ぜひそういう体制をとっていただきたいと思います。

済みません、時間がないので、最後、一点だけ、教職員住宅です。教職員住宅のお話も聞かせていただきました。1595番です。現状は世田谷区の教職員住宅に八千百万円が出ていますということです。結果として六十二世帯が入っていらっしゃるわけです。教員同士でご結婚されている場合には、もう少しそれ以上の数の教員が入れているのかもしれませんが、六十二世帯に八千万円を使っているということでありますけれども、金額もさることながら、一方で六十二というのはすごく中途半端な数字だと思います。

なので、まず需要がどの程度あるのかということと、本当に必要だという声があるのであれば、ふやす方向があるのか、もしくはこれはもう削減をしていく方向なのか、そのあたりをお伺いします。

◎萩原 教育政策部長 現在の教職員住宅は、東京都が主として教職員の住宅難に対処するために設置したものを区教育委員会が移管を受けまして、その後、当該教職員住宅が老朽化したために、その代替施設として、昭和五十七年以降確保した経緯がございます。ただ、時代の流れ、変化もございますので、こういった教職員住宅のあり方については今後検討していきたいと考えております。

◆中村 委員 おっしゃるとおり、時代の流れはいち早く察知をしていただきますようお願いいたします。財源はもう待ったなしです。いよいよ全事業点検もやっています。二十四年度に見直しを行うという記載もたくさんありますけれども、ぜひ二十四年度には最大の効果を、二十五年度に向けて見直しますという項目が出てこないように、ことし一年間、ぜひ全力でこの厳しい財政に挑む削減をやっていただきたいと思いま

す。

重政委員にかわります。

◆重政 委員 私のほうからは、一般質問で申し上げました、いわゆる不明中学生についてお伺いしたいと思います。

平成二十三年の一月に産経新聞にこの問題が出まして、学齢期の子どもが姿を消し、就学が確認できないケースは、単なる手続ミスを除いて、一家や親子による夜逃げ、死亡後に遺体が確認できないなどさまざま考えられる。いずれにしても異常な事態にあることが推測できる。これは新聞記事でございますけれども、この報告に当たりまして、ちょっと繰り返しますと、十九ある政令指定都市中十七市が誤った認識のもとに報告をしていたという事実も、その一般質問の中で申し上げたことでございます。

そもそもこの調査は、文科省が学校基本調査、毎年五月一日に全国一斉に行うものの中の一つの項目だと思うんですけれども、この学校基本調査というのはどういうものか、ちょっと教えていただけますか。

◎佐藤 教育次長 この学校基本調査につきましては、我が国の学校教育に関する重要な調査の一つでございます。昭和二十三年度から毎年実施されている。この学校基本調査の調査票につきましては、全体で五種類、おおむね三十七項目から成っております。そういった内容で、今回の一年以上の居どころ不明者数もその中の一つとなっております。

◆重政 委員 この学校基本調査の中のいわゆる行方不明小中学生の報告についてでございますけれども、これは世田谷区ではどのような認識のもと調査をされておられたのでしょうか。

◎佐藤 教育次長 世田谷区教育委員会では、この学校基本調査の一項目であります一年以上居どころ不明者数につきましては、日本国籍を有し、世田谷区内に住民登録

がある学齢期の児童生徒が入学後にいなくなり、その後の居どころが一年以上の間確認がとれず、不明となった児童生徒というふうに解釈させていただいています。これは世田谷区はずっとこのような解釈でございます。

◆重政 委員 今ご答弁の中で入学後という言葉がございましたけれども、それは文科省の言っている、この学校基本調査の一つのいわゆる行方不明小中学生の数の報告の認識に当たっていますか、正しいですか。

◎佐藤 教育次長 先ほども申しましたように、文科省の調査の項目が一年以上居どころ不明者数ということで、これは新聞報道にもございましたけれども、これについてのさまざまな解釈が伴っている状況があるわけですが、世田谷区としましては入学後ということで解釈したということでございます。

◆重政 委員 文部科学省には、これも新聞に出ているわけでございますけれども、一年以上行方不明の状態が続いた児童生徒の学齢簿は別の簿冊で管理することになっているということで、その学齢簿にある一年以上居どころ不明者数を報告せよということになっているんですが、この学齢簿というのはどういうものですか。

◎佐藤 教育次長 学齢簿につきましては、これは通達で示されておりました、また学校教育法令の中でもこれは示されておりますけれども、その学校教育法令では、区の市町村教育委員会は、区域内に居住する学齢児童生徒について、その就学義務の履行状況を把握するため、住民基本台帳に基づいて学齢簿を作成しなければならない、この施行令第一条に基づいて管理しているものでございまして、世田谷区の教育委員会におきましても、これに基づきまして学齢簿を作成し、義務教育期間の修了するまで管理しているというものでございます。

◆重政 委員 そうすると、その学齢簿なんですからけれども、文科省は学齢簿の中で一年以上行方不明の状態が続いた児童生徒は別に管理しなさい、別に管理した中のその不明者の人数を報告しなさいとなっているんですね。それは入学後ではないですよ。

◎佐藤 教育次長 世田谷区ではその解釈を入学後ととったということでございます。

◆重政 委員 それは合っているんですか。

◎佐藤 教育次長 実はその辺の解釈が、今、これは二十三区でも解釈はばらばらでございます。先ほど十九政令指定都市のうち十七が誤報告というふうに新聞報道はされていますが、これはあくまでも新聞報道、これは産経新聞一社ですからけれども、産経新聞の見解でありまして、文科省はこれについて何が正解かということはまだ示しておりません。お話によりますと、これは近々に文部科学省が統一的な考え方を示すというふうになっておりますので、世田谷区としましては、その統一的な考え方に基きまして、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

◆重政 委員 学齢簿というのは入学後ではないんですね。さっきおっしゃったように、まさに住民基本台帳に基づいてつくるものでございますので、別にその児童生徒が就学するかどうかというもとのもので、就学した児童生徒をベースとするものではないはずなんですね。その辺を多分、これは次長のご答弁によると、文科省の基準がなかなかわかりにくいねというようにお見受けするんですけれども。

この中で、これもごらんになったと思いますけれども、北九州市の場合、こういうコメントをしているんです。あくまで新聞情報でございますけれども、教育委員会の連携が悪く、勘違いしていたと。今年度の居どころ不明者数は報告した二名ではなく三十三名だったというのがあるんですけれども、これは今、学齢簿というものがもと

もと住民基本台帳を基本とするんだということで、これはやり直して三十三名と
っているんですが、やり直すことはできるんですか。

◎佐藤 教育次長 いずれにしましても、新聞報道による報道でございますので、先
ほども申し上げましたとおり、さまざまな解釈が出てしまっていると。統一的な考え
方を示すということでございますので、その統一的な見解が示されて、それに基づい
て適切な対応をしていきたいということでご理解いただきたいと思えます。

◆重政 委員 そうすると、やり直すことはなかなかできないねということですか。

◎佐藤 教育次長 現段階では、それはちょっと明快な答弁はできません。

◆重政 委員 それで、この問題の行方不明ということの中で、就学後把握できるの
は一応区立小中学校ですと。区立小中学校の方々についてどこの学校に行ったのかと
いうのは、区の教育委員会は直接把握されていると思うんです。それ以外ということ
になりますと、例えば私立小中学校に行ったとかいうケースが——当然世田谷区の場合
は多いですけども——考えられると思うんです。あるいは各種学校なんかもある
と思えますが、こういった就学状況というのは、この間もちょっとご質問申し上げま
したけれども、確認というのはどういう形でやっておられるんでしょうか。要するに、
住民票があって学齢期にある、そういう小中学生がどこの学校に行ったのか。間違い
なく学校に行っているんだよね、こういう確認というのはいかがな方法でとられてい
ますか。

◎佐藤 教育次長 区立学校については、当然世田谷区の教育委員会で把握できるわ
けですけども、私立学校等につきましては、これは権限は東京都でございます。し
たがいまして、東京都のほうから私立学校の学校長あてに、入学許可証あるいは入学
承諾書が出た場合には、居住地の教育委員会に届け出るように東京都が指導している

というふうになっております。

世田谷区はそれに基づきまして、届け出があった場合に学齢簿に記録すると。届け出、連絡がない場合には、保護者あてに電話等により確認しているという状況ですけれども、その前に、ちょっと調べた段階では、東京都から私立学校長に居住地の教育委員会に届け出るといふところの徹底がまだ不十分な面があるというふうなお話も聞いておりますので、その辺も今後の課題になるかなというふうに考えております。

◆重政 委員 今お聞きしたのは小中学生で、例えば、親がどこどこに行っているということをおっしゃっていても、実際はそうでなかったりということがあってはいけないなという意味から、間違いなくこの学校に行っているんですよということを、東京都でも、あるいは私立学校でも、そこから確実にとるべきだなというふうに思っております。

その辺については、一方的な通知、学校の通知だったらいいんですけれども、それで通知が来ない場合は、区の教育委員会としてもしっかり確認していくと今おっしゃったということによろしいんですね。

◎佐藤 教育次長 今のお話も再三申し上げますけれども、国がその辺の考え方を出すと。当然それは東京都で説明会を持つということでございますので、それに基づいて、当然これは二十三区の課長会の中でも情報交換しながら方向性を決めていくことになると思います。

◆重政 委員 あと一点、この中で就学中の問題、既に学校に行っていることが確認されている小中学生が例えば居どころ不明になったと。これは一年か二年かわかりません。一年でもかなりの問題になると思いますけれども、そういうところについて、そういう児童生徒がいたといたしますと、教育委員会の体制としてはどのような形で

そういう報告が来るのか。それは一年か、一カ月かわかりませんが、そういった報告というのは実際にあるものなののでしょうか。

◎佐藤 教育次長 先ほどもお話ししましたように、入学後の一年以上の居住不明はゼロということで、幸いにも世田谷区は入学後というところでは、そういった事例、事件等は起きていないというふうに認識しております。

この件につきましては、義務教育を受けている児童生徒が不明になるというのは、これは当然あってはならないことですのでございますから、区教育委員会としましては、従来から学校長に対しまして、万が一児童生徒にかかわる事件あるいは事故が発生した場合には、速やかに教育委員会に連絡するよう指導をしてきております。引き続き校長会など機会があるごとに、こうした指導を行っていくことのルール化についても検討してまいりたいというふうに考えております。

◆重政 委員 幸いにしてゼロということがございますけれども、マスコミ等で子どもの問題もいろいろ言われている中なので、今、次長は速やかにということをおっしゃいましたね。もしそういうことがあった場合は速やかに対処するんだということがございますけれども、基本的には学校長が報告してくれないと、なかなか教育委員会というのはわからないものですよね。行ってどうというわけにもなかなかいかない。

その問題について、これは速やかにという言葉ではなくて、例えばの話でございますけれども、これは基本的には何カ月ぐらいになったら報告するというようなルールづくりは考えられますか。

◎佐藤 教育次長 先ほど言いましたように、校長会など機会があるごとに指導を行っておりますので、その辺を徹底してまいりたいと考えております。

◆重政 委員 あと外郭団体の問題とか聞きたいんですけれども、ちょっと中途半端になりますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

この問題につきましては、実際問題、この間、一般質問でも申し上げましたけれども、全国でこういった小中学生の行方不明が三百二十六人いて、近郊のさいたま市では三十五人いるという異常な事態ということが報告されていますので、この辺につきましては再度、文科省がいろいろという話はあるかもしれませんが、区教育委員会としても大事な問題だと思いますので、しっかりとご対応いただきたいということをお願いして、民主党の総括を終わります。

○山口 委員長 以上で民主党の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、日本共産党、どうぞ。

◆村田 委員 私のほうからは、まず就学援助の拡充の問題について、今、この状況の中でなぜ拡充をしないのかという問題について、もう少しはっきりと議論をしていきたいなと思っております。

まず、代表質問でも申し上げましたが、青少年問題協議会の報告、「総合的な青少年施策について」の報告（素案）ですね。ここには、日本では経済格差がそのまま教育格差に結びついているという現状認識をこの青少年問題協議会そのものが示しております。

まず、教育委員会に、経済格差がそのまま教育格差に結びついている、こういう認識を持っているのかいないのか、その辺の教育委員会の見解をきちっと伺いたいと思います。

◎佐藤 教育次長 区教育委員会といたしましては、今お話がありました子ども・青少年問題協議会、小委員会の段階でございますけれども、その報告書素案で触れられておりますが、平成二十一年度の文部科学白書におきまして、我が国の教育水準と教育費の項目の特集で、経済的な格差が教育機会の格差につながるおそれがあると指摘

していること、また、OECDによる調査結果、その結果に基づく我が国の教育投資水準などについて、新聞の報道などを通してその状況については認識しているということでございます。

◆村田 委員 経済格差は教育格差に結びついている、そういう認識だということによろしいですね。

◎佐藤 教育次長 そういった指摘がある状況については認識しているということでございます。

◆村田 委員 じゃ、教育委員会はそういう認識がないということですか。だから、やれないわけですか。

◎佐藤 教育次長 そういう指摘があることを認識しているということですから、当然そういう状況も一方であると認識しているということでございます。

◆村田 委員 私は、たまたま去年からことしにかけて、地域のひとり親のお母さん二人から、子どもの大学入試の問題について、現在も進行中なので、たまたま重なって相談を受けております。

それで、一人の方は、昨年離婚をされて、何とか蓄えで生活をしながら、今新しい就職先を探しているが、なかなか見つからない。それで、子どもがちょうど高校三年生で受験をして、私立大学に今補欠で入って、それで公立大学の入試を今受けようとしている、そういう話です。それで、私立大学に入学金を入れちゃったら生活費もなくなっちゃうということで、生活保護を含めて世田谷の福祉事務所に相談に行ったそうです。そうしたら、その窓口の方がどう言ったか。私はそのお母さんから聞いたわけですから、事実はわかりませんが、そのお母さんから私のところにどうなっているのかという相談があったのは、生活保護では大学は難しいですね、そう言われ

たと言うんですね。実際にそうなんですか。その辺は、区としてはどうなのかということをもまず一点伺いたい。

それから、もう一つの相談のケースは、やはり同じように、子どもさんがことしの大学の入試で、これはもう受かりまして、それで、お母さんも今就職先を探しているんですけれども、入学金を払う期限が三月八日だったと。二十八日に可否の連絡が来て、これは玉川総合支所ですけれども、それでともかく相談に行ったと。しかし、とてもじゃないけれども、三月八日までには奨学金に間に合うひとり親家庭への貸付金も出ないということで、本当に心配で夜も眠れないということで、そんな相談でございました。

現実問題として、そういう大学の入試の段階で本当に大きな負担が家計にかかっているという現状があると思うんですが、生活保護の問題と大学入試の問題でどういう対応をしているかということについて、改めて明らかにしていただきたいと思います。

◎西澤 玉川総合支所長 生活保護相談の大学進学の問題でございますけれども、生活保護の決定実施の事務につきましては、厚生労働省が示す実施要領等にのっとり実施をしております。その指導によりますと、生活保護世帯では、お子さんが十八歳になりますと働ける年齢、いわゆる稼働年齢に達したものとして、就労していただくことが原則となります。しかし、大学進学を希望する場合には、先ほどお話がありました奨学金等によって就学することを要件といたしまして、世帯分離した上で進学することが実施要領では認められておりますので、そうした指導になっているかと思っております。

支所の生活支援課では、こうした制度を説明いたしまして、相談される方の具体的な状況をよくお聞きした上で、進学したいというご希望も尊重しながら相談等を行っております。

今後とも相談される方の立場に立った相談、助言に努めてまいりたいと考えております。

◆村田 委員 ですから、別にその家庭で大学入試ができるわけですよね。問題は、そこに相談に行った母親が本当にこういう経済的格差と教育の格差をやっぱり生まないようにしていこうという取り組みの中で、現場の窓口でその親の気持ちなり子どもの気持ちを尊重した対応を、より積極的に行っていただくように要望しておきたいと思います。

それで、青少年問題協議会の報告は、近年の調査では親の経済状況が子どもの学習意欲や進路の選択に大きな影響を及ぼしている実態が明らかになったというふうに、改めて先ほどと同じ質問なんですが、子ども部は、これはこういう認識でいいわけですか。

◎堀川 子ども部長 近年、こういう主張が言われておりまして、経済格差が教育格差に直結するようなおそれが出てきているということについては十分認識をいたしておりますけれども、この言葉をそのまま受けとめ切れるかどうかということに関しては、もう少し検討が必要ではないかというふうには思っております。

◆村田 委員 私、代表質問で教育委員会と子ども部に聞きましたけれども、青少年問題協議会のこの素案、最終報告は五月になります。どう受けとめるかといったら、ちゃんと受けとめてやるという答弁だったんですが、今の話だと、そのまま受けとめていいのかという反論みたいに聞こえるんですが、では、これとは認識が違うわけですか、大事な問題ですから。

◎堀川 子ども部長 今申し上げていますのは、青少年問題協議会としてこの見解をおまとめになったと。それをすべてがすべて区として受けとめ切れるかどうかについ

ては、報告書が出たから検討させていただきたいという立場を今説明させていただいたということでございます。

◆村田 委員 何かの課題としてこれをやってくれとか、やろうとかということについての問題じゃないんですよ。現状認識がそもそも青少年問題協議会と区と違っちゃったら、施策の方向性も全然違っちゃうんじゃないですか。私、これからもそこはきちっと見ていきたいと思えますし、今の答弁は、協議会の皆さんともよく相談をしてみたいと思えますね。

さらに、教育委員会の就学援助認定について、青少年問題協議会についてはこういうふうには指摘をしています。「就学援助認定者数の推移」の動向はほぼ二割弱を維持しており、近年大きな変動はないというものの、最近の不況を考慮対象とするならば、現状は、決して等閑視できない」と書いてありますが、ここは教育委員会はどうか受けとめていますか。

◎佐藤 教育次長 区教育委員会としましては、公教育の推進、具体的には義務教育を円滑に推進していくことがその役割であるというふうに認識しております。その意味では、公教育、公立小中学校の基本的な責務というのがあるかと思えますけれども、それは経済状況も含めまして多様な社会状況の中で、さまざまな環境の下で育つすべての児童生徒に対しまして、一人一人の個性を伸ばし、資質、能力をはぐくんでいくことと理解しております。

こうした観点から、区教育委員会としましては、子どもたちがひとしく教育を受けられる機会などを確保していくために、区長部局と連携しながらさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

◆村田 委員 最近の不況を考慮対象にするならば、現状は等閑視できないということについての受けとめを伺ったんですが、等閑視というのは難しい言葉で、私も調べ

ましたよ。それで等閑視を広辞苑で調べたら、こう書いてあります。物事をいいかげんにすること。意を用いないこと。つまり、就学援助の状況で、これは二割がずっとそういう状況だということだけれども、最近の不況を考慮するならば、こういうことについては決していいかげんにするな、ちゃんと意を用いて対処せよというふうに書いてあると思うんですが、それでよろしいですか、そうしていただきたいんですが。

◎佐藤 教育次長 近年の就学援助の受給状況、これは代表質問でもお答えさせていただきましたが、小学生家庭においては微減傾向、中学生家庭についてはほぼ横ばいという傾向です。これが今後どのような動きになっていくかということも含めまして、経済動向、あるいは社会状況の動向を注視しながら支援に努めてまいりたいと思います。

◆村田 委員 文部科学省の白書の中にも具体的に出されていますよ。例えば就学援助の家庭の子どもとそうじゃない家庭の子どもとの学力の問題だとか、さまざまな視点での調査が現実に行われているわけですよ。この問題は社会全体で解決するというのが、今の大きな日本の政治というか、社会の課題としてあると思います。先ほどの答弁を聞いていると、腰の定まらないというか、そういう答弁にしか聞こえないんですが、教育委員会は本当に子どものために頑張ってください。そのことを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、特養ホームの増設の問題について伺います。

代表質問で伺いまして、その答弁では、団塊世代が七十五歳以上となる二〇二五年を見据えながら、特別養護老人ホームの整備の考え方を示してまいりたい、こういう答弁でした。私の質問は、特別養護老人ホームは、いつも地域保健福祉審議会の三年ごとの介護保険事業計画ごとに保険料とのペアでどうするかということを検討するから、いつもせいぜいよくて三年に一回、下手すれば三年で一つもつukらないという時期が前々回はありました。

そういう状況なので、中長期的な整備計画を行うべきだということで伺った答弁が、今読み上げた答弁なんですけど、二〇二五年を見据えながらの整備の考え方ということについて、具体的にどういう中身なのか伺います。

◎堀川 地域福祉部長 特養ホームの今後の整備のあり方について考えるときは、一つは、今後、高齢者、特に七十五歳以上の高齢者、ひいては要介護認定者の人口の増加が見込まれるということがございます。

一方で、在宅サービスの充実により、在宅生活の可能性が高まる部分がございます。すなわち、国においても現在、二十四時間地域巡回型訪問サービスなどが検討されておりますが、こういうような在宅サービス支援の考え方で、より在宅の可能性が高まる。そういうようなところが、今後、中長期的なところで我々考えていかなければならないというところがございます。

すなわち、施設サービスの需要に関しましては、一つはプラス要因あるいはマイナス要因、それぞれさまざまな観点がある。そういう観点を見ながら、二〇二五年に向けての検討をしなければならないのではないかと。そういう意味では、そのようなさまざまな観点についてのご議論を、地域保健福祉審議会の皆様方のご議論をいただきながら検討していきたい、そのような趣旨でございます。

◆村田 委員 わかりにくい答弁ですが、二〇二五年までの中長期の計画について、福祉保健委員会だとか、在宅との関係も含めて、二〇二五年を見据えた施設の整備計画について検討する、そういうことでよろしいですか。

◎堀川 地域福祉部長 今後の地域保健福祉審議会の審議の方向にもよると思いますが、私どもといたしましては、先ほど申しましたような、今後のさまざまな観点からの資料を事務局として提出させていただきまして、そういう中で、審議会で今後の

施設整備のあり方について中長期的な視点も課題として投げかけさせていただきまして、またご議論いただくものだと考えております。

◆村田 委員 審議会にそういう中長期の課題として議論を求めるという答弁でした。

それで、そういう立場で、今の世田谷区の特別養護老人ホームの整備率は、これは代表質問で私は東京二十三区で下から二番目だと言いましたが、これは事実ですか。

◎堀川 地域福祉部長 二十二年一月現在でございますが、こちらは低いほうから二十三区では四番目でございます。

◆村田 委員 下から四番目だと。それから、待機者は現在何人になっていきますか。

◎堀川 地域福祉部長 二十三年二月現在でございますが、入所希望者数は二千四百六十四人でございます。

◆村田 委員 二千五百人近い数が今待機者になっております。

先日、NHKの「ミドルエイジクライシス」という番組がありまして、私も見ました。親の介護のために、ミドルエイジというんですか、三十代、四十代、五十代の方が仕事をやめると。それで、親の十萬円の年金で生活しているという話で、ごらんになった方もたくさんおられると思います。

今、総務省の調査によりますと、平成十八年の段階で介護のために仕事をやめる、そういう調査があるんですね。年間大体何人やめているかご存じですか。

◎堀川 地域福祉部長 申しわけございません。今手元に資料はあれなんですけど、十三万人あたりだったかと存じます。

◆村田 委員 サラリーマンで十三万人だと。それから、自営業者でその自営ができなくなる方を含めると、これは平成十八年から十九年までのちょうど一年間でやめた方が合計約十四万五千人です。これはそのデータを見ますと、その四年前、十四年から十五年までは、同じ調査でやめた方が七万九千人なんですね。これは毎年毎年ずっと足し上げていくと、ちょうど一年間に一万人ずつ、介護のために仕事をやめなきゃいけない人が毎年ふえ続けていくんです。ですから、平成二十一年、二十二年、二十三年といきますと、大体平成二十三年には、恐らく全国で二十万人を超える方が介護のために仕事をやめると。世田谷区役所でそういう方はいましたか。

◎堀川 地域福祉部長 そういうような方が私の知り合いの職員でもいらっしやったことはございます。

◆村田 委員 そういう状態ですよ、どこにでもいるわけですよ。それは、先ほど在宅の介護と言いましたけれども、それがまだまだ不十分だという問題があるから、現実にそういう問題が現に起こっているわけです。また、在宅だけでは対処し切れない、そういう状態もあるから、こういう問題が起こっているわけです。ですから、必要な福祉施設の整備は避けて通れない、この問題だと思います。

それで、私、たまたまきのうの赤旗新聞を読んで知ったんですけれども、（「たまたま」と呼ぶ者あり）知らなかったからね。我が党の山下芳生さんという参議院議員が国会で取り上げているんですけれども、ちょうど一年前の中日新聞、地方紙に載ったそうです。寝たきり専用住宅というのがあるんだけれども、（「見た見た」と呼ぶ者あり）知っているでしょう。

◎堀川 地域福祉部長 報道では寝たきり専用賃貸住宅ということでございますが、新聞報道やインターネットによりますと、口から食事をとれない経管栄養の要介護者を対象として入居させる賃貸住宅で、愛知県、岐阜県で問題となっているもので、厚

生労働省では関西方面にもあるとのことで問題意識を持っているということで聞いております。

◆村田 委員 大体その新聞の取材、調査によりますと、約二百人がそういう寝たきり専用住宅に入っているということですね。それで、その寝たきり専用賃貸住宅の入居する際の承諾書というのがあるんだそうですよね。私はそれを入手して持ってきました。それを読むと壮絶ですよ。大体部屋に、アパートにトイレはないんです。なぜかという、寝たきりだから行く必要がないんです。それから、キッチン、台所もない。それは必要ない。一日三回、看護師が来て、経管栄養ですから、チューブで栄養剤を入れて帰るだけということですね。

それで、要介護五じゃなきゃだめなんです。これが改善して要介護四になったらどうなるかという、負担が上がるんです。高くなるんです。そのことを了解してくださいというふうに、承諾書に「はい」と言わないと入れないんです。だから、元気になって自分で物が食べられるようになるとか起き上がっちゃったら高くなっちゃうんですよ。つまり、何もしないで寝ていてほしい。その人たちだけを集めて、それで住宅でベッドに並べて、朝昼晩三回チューブで入れる、それで終わりなわけです。こういうのが二百人も入っているわけですよ。

私は前に世田谷のお泊まりデイホームの話もここでしたことがありますけれども、本当に今深刻だと思っておりますよね。

そのお泊まりデイホームの話にちょっと戻しますけれども、私が去年質問したときに、連続八カ月ずっとお泊まりの人がいたということを紹介いたしました。その方はまだお泊まりしていますか。

◎堀川 地域福祉部長 引き続き宿泊されていると伺っております。

◆村田 委員 合計どのくらいになりますか。

◎堀川 地域福祉部長 約一年ぐらいだったかと存じますが、ちょっと不確かで申しわけございません。

◆村田 委員 当時八カ月ですから、それから半年たっていますから、大体十四カ月ぐらいかなということになると思いますけれども、これも結局、在宅では困難で、それでそこにずっといるということなわけですよ。この寝たきり専用賃貸住宅って、東京とか関東とか、少なくとも世田谷にはまだないですよ。

◎堀川 地域福祉部長 世田谷区内においてこのような施設が存在するという事は、現在、区では把握しておりません。

◆村田 委員 もし出てきたらどうしますか。

◎堀川 地域福祉部長 まず、この件もそうでございますが、ある意味、宿泊デイサービス、あるいは未届け有料老人ホーム、このようなさまざま今問題のある事業者もございます。私どもといたしましてはさまざまな観点から今指導の方策などを検討しており、例えば宿泊デイサービスについては、現在、東京都のほうで指導の基準をつくるというようなこともございますので、区といたしましても、東京都や国とも連携して、そういうところできちんと指導ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

◆村田 委員 私は、例えばそういう寝たきり専用賃貸住宅が世田谷でできたとしますよ。二千五百人の待機者がいるわけですよ。在宅で介護は本当に困難だという方は、それは別に、ああ、よかったなんて入れる人は当然いませんよ。それから、お泊まりのデイホームだって、何カ月間もそのまま預けっ放しでいいと思っている家族はいないと私は思いますよ。だけれども、現状が在宅での介護が本当に困難な状態で、その結果としてこういう問題も生まれているんだろうと思いますよ。

世田谷に、例えばこういう寝たきり専用賃貸住宅がもしできたとして、世田谷の区民でだれか預ける人がいなきゃ、それは結構なんですよ。私は本当に悲しいかな、やっぱりこれは介護ビジネスなんですから、それでこのビジネスでもうけているわけですから、名古屋のある株式会社なんだけれども、そういう現状を認識して、解決策は一つなんですよ。

在宅で本当に困難な方はちゃんと施設も利用できるという条件を最低限整備するのは、介護保険事業者の世田谷区の責任だと思うんですよね。私は、例えば来年一年とか三年間だというんじゃなくて、これから二〇二五年に向けてますます深刻になるわけですから、そここのところはきちっと財政計画を持って、財政計画を持たないといけないわけだから、どのくらいまで目標を立ててやるのかというのを持って、きちっと整備計画をつくっていただきたい。このことを区民に約束しないと、こういうのは本当に出てきちゃいますよ。ちゃんと目標を持った整備計画を立てていただきたいということで、改めて区民の皆さんにちゃんと答弁してください。

◎堀川 地域福祉部長 お話しいただきましたような未届け有料老人ホームや宿泊デイ、あるいはただいまの寝たきり専用賃貸住宅、そういう利用者の方々については、本当にご家族の状況や要介護度のさまざまご事情があるものと存じますので、区内におきましては特別養護老人ホームやショートステイ、また都市型軽費老人ホームなどの整備が本当に強く求められているものと認識しております。

区といたしましては、冒頭でも申し上げましたように、在宅生活を支援する方策の強化を図るとともに、そういう特養等の施設を今後とも計画的に整備してまいりたいと考えております。お話しの中長期の計画については、先ほどからの繰り返しになりますが、また審議会等のご議論等も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

◆村田 委員 私は、この議会でこの問題、随分長いこと何回も何回も議論してまいりました。それで、今私が一番感じていることは、世田谷区がついに特別養護老人ホームの整備率が下から四番目になったのは、地域保健福祉審議会がちゃんとした答申を出さなかったからですか。そういう具体的な計画を示さなかったからですか。つまり、こんなにどんどん整備率が悪くなっていったのは審議会の責任なんですか、区の責任なんじゃないですか、どっちですか。それはずうっと言うと、審議会の答申を受けてやっています、審議会の答申どおりやっていますと言っているわけですから、下から四番目になったのは審議会の責任だと言っているのと同じじゃないですか、そこはどうですか。

◎堀川 地域福祉部長 申しわけございません。私のご説明の表現がまずかったのかと思いますが、私は決して審議会の責任だと申し上げているつもりはございません。私どもといたしましては、この間、高齢者の問題につきましては在宅介護を重点に取り組んできたところでございます。そういう中で、地域密着型サービスの創設ということで、夜間対応型のサービスや二十四時間のサービスというような、全国的にも注目される事業に取り組んできたところでございます。

一方で、この間、議会からもいろいろご指摘いただきますように、やはり施設の部分の整備も一定程度必要であることについては、この間答弁させていただいておるとおりでございまして、そういうような観点から、今後、従来どおり在宅支援のサービスについては一生懸命取り組んでいくとともに、それにあわせて施設についても、今回、今年度、都市型軽費老人ホームの整備などにも着手させていただきましたが、そういう点についてもしっかり取り組んでいきたい、そういうようなことでございまして、その点については、審議会に責任を転嫁するような表現を私がしたということでございますと、改めて謝罪いたします。失礼いたしました。

◆村田 委員 私が言いたいのは謝罪じゃなくて、区がイニシアチブをとって、審議会にも、やっぱりこれだけ必要だと思う、それでどうかと、イニシアチブをとってやっていかないとだめだということを私は言いたいわけです。だから、長期の計画を区自身がまず持ちなさいと。それを持って、審議会にこう思うからどうだというふうにちゃんと提案しないとだめじゃないですか、そういう区の積極的な対応を先ほどから求めているということでご理解ください。

じゃ、二五年に向けてどのくらいつくったらいいかということなんですよ。さっき言ったように二千五百六十人いる、これからますます高齢者の数はふえ続けるわけです。どのくらい必要なのかということについて、これはやっぱり議論が必要です。問題はどのくらいというけたが、あなたのところの課長さんとも議論するんだけど、なかなかけたが合わないんですが、二千四百六十人いるわけです。

ちなみに、その金という話が当然出ますから、一番直近につくった給田の特別養護老人ホームは施設の整備費が十三億八千万円、今データを持っていますか、ないですか。じゃ、私が言います。十三億八千万円です。それで、そのうち国と都が出した分で七億円、ちょうど約五〇%ですね。法人の負担した分が五億八千万円です。そうすると、区が出した分は幾らでしょうか、これは一億円なんですよ。給田の特養で区が出したお金は一億円ですよ。

それから、土地代、ここは全部で五億七千万円でした。そのうち、都は土地の補助を全部切っちゃったから、ひどい話だよ。でも、ここはたしか都もついていたんだ。国と都で四億一千万円、それから法人が一億二千万円、区は幾らでしょうかといったら、三千四百万円です。だから、給田の特養をつくったときの施設の整備費と土地代で区が負担したお金は約一億四千万円なんですよ。

こういうところでできるんだったら、二五年に向けて少なくとも毎年一カ所、二カ所、そのくらいの整備をきちっと計画的にやっていくことが、区民に対する介護保険

事業者としての責任じゃないかというふうに私は思っておりますけれども、この財
見通しとの関係でどのくらいの規模で今やろうと考えているのかという構想があれ
ば、ぜひお聞かせください。

◎堀川 地域福祉部長 具体的な数ということにつきましては、今後、当然地域保健
福祉審議会でのご議論を踏まえてお示しさせていただきたいと思いますが、ただ、私
どもこの間申し上げておりますように、これまでも各会派の皆様から特別養護老人ホ
ームの整備をこのところで考えられないかというようなご提案をさまざまいただ
きまして、そのたびごとに計画的に整備を図りたいということを重ねて答弁させてい
ただいてきております。次の計画の中ではしっかりとその数字を書き込めるように取
り組んでおるところでございます。

◆村田 委員 私は、保育園もそうですけれども、やっぱり必要な人は待機者はなく
す、そういう目標でちゃんとやる、これが行政の責任だと思いますよ。そういう立場
に立てませんか。必要な人は待たずに入れる、これは当たり前じゃないですか。そも
そも介護保険の理念の出発点じゃなかったんですか。

◎堀川 地域福祉部長 先ほど申し上げました入所の希望者のお待ちいただいでい
る方は二千五百人近くでございますが、ただ、この中ですべての方が今すぐに入る必
要があるかというようなところもございます。ですので、そういう意味では、まだ余
裕のある方もその中の人数にあるということが一つございます。

また、今施設に入りたいという方、入る方で、やはりご本人のご希望で入る方とい
うのは、私は実感として非常に少ないのではないかと。先ほど委員からもお話があった
家族の負担、やっぱりこういうものが多くて、家族に負担をかけるよりも施設を選ぶ
というようなことがございます。

ですので、私どもといたしましては、やはり家族介護の負担の軽減も大きなテーマ

だと思っております。そういうようなところを含めて本当に必要なケース、それについては施設に入所できるような、そういう環境をつくってまいりたいと考えております。

◆村田 委員 何が必要かという議論はあるんですけども、じゃ、必要な方はちゃんとすぐに入れる、それを目標にするというふうに今受けとめていいんですか、そういう答弁だったでしょう。すぐというのとはつかないわけですか。

◎堀川 地域福祉部長 今の現状と、それから、国も申しております地域包括ケアシステム、こちらのところを国でも目標に目指しておるんですが、その実現のゴールといえますか、そのときは二〇二五年という考え方でございます。今すぐに必要な方がすぐに入れる環境づくり、施設をつくれるかという、それは私にとっても難しいものだと思っております。これから当然高齢者住まい法の改正で、サービスつき高齢者住宅等の整備、先ほど申しました二十四時間のサービス、その組み合わせによって代替できる機能とかそういうものも今後出てきますので、そういうところを踏まえて、将来、二〇二五年のころに、どうしても自宅で在宅でできない方については施設入所できる。そのころに施設という概念がまだあるかどうかということはもちろんございますけれども、そういうようなところで取り組んでいきたいと思っております。

◆村田 委員 これからふえますから、二〇二五年に向けては、新たに施設としては二十カ所ぐらい、二千人分ぐらいは必要かなと私は思っているんですよ。

それで、特養ホームを新たに二千人分つくと介護保険の給付がふえますよね。これはどのくらいふえるかというと、全体で年間六十億円ふえます。今の介護保険の給付の人数がほぼ二千人ですから、それが六十億円なんですね。だから、新たに二千人分つくと六十億円分ふえるということになります。そのうちの八分の一が区の負担ですから、ざっと計算すると年間の給付が七億五千万円なんですよ。

これを考えると、私はあっと思ったんですよね。これを見て驚きましたね。前にも取り上げましたが、有料老人ホーム。区はようやく規制するというのをこの間、福祉保健委員会で打ち出しましたけれども、東京全体の有料老人ホームと特別養護老人ホームの比率というのは、有料老人ホームが一で、特別養護老人ホームが二なんです。要するに有料老人ホームの倍、特別養護老人ホームの定員があるわけです。ところが、世田谷は、二十二年度になるのか、二十三年度かな、ついに有料老人ホームが特養ホームを追い越して、実際の介護保険の給付も特別養護老人ホームを追い越しているわけですね。現に特養だけじゃなくて、そういう施設が地域に必要なになっているわけです。

特養ホーム、私はもっとちゃんと整備していくことが、本当にこういう一部の何千万円も払える人しか利用できない、こういうところに入れられない方たちが二千五百人待っているわけですから、こういう方たちの声にしっかりと耳を傾けて、それにこたえる財政運営も含めた区政運営をぜひお願いしたい。区長はもういなくなりますけれども、残された幹部職員の皆さんの奮闘をぜひお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○山口 委員長 以上で日本共産党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時三十三分休憩

午後四時五十分開議

○山口 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生活者ネットワーク、どうぞ。

◆桜井〔純〕 委員 生活者ネットワークの総括質疑を始めます。

生活者ネットワークとしては、平成二十三年度の予算編成に当たって、子どもであっても、高齢者になっても、障害を持って、ライフスタイルの変化があっても、男女の区別なく、だれもが人権を尊重される社会、真の安全安心を感じられる社会の構築に向けた予算編成を求めました。

今回の予算審査では、区民一人一人の事情に配慮した、区民生活を支えるための施策を優先的に展開できるものになっているのかという点について見ていきたいと思っています。

平成二十三年度予算案は、政策検証委員会の提言に基づいた政策点検によってさまざまな政策転換が盛り込まれているものになっています。今回出されました胃がんと大腸がんの検診を有料化する保健センター条例の改正には反対したのも、区民の生命と健康にかかわるものであるということから、慎重にすべきだと考えたからです。

昨年示されました政策点検には、生命、安全安心にかかわる施策については、新たな負担を求めるときには低所得者のデメリット等の効果検証を十分に行うこととあります。また、政策点検方針を見ますと、利用者負担等の導入によって施策事業の目標達成を妨げられることがないかという影響の予測をしますけれども、今回のがん検診の有料化に当たってはどのように影響の予測をしたのかお聞きいたします。

◎西田 世田谷保健所長 受診率への影響につきましては、既に一部自己負担をお願いしている乳がん検診、子宮がん検診などの状況や他の区市の状況などから、今回ご提案申し上げている案で基本的に影響はないと判断いたしましたものでございます。

◆桜井〔純〕 委員 また、がんの撲滅ということに関しましては、特に国を挙げての大命題だというふうに思います。そして、その中でなかなか受診率が上がらない子宮がんなどに関しましては、年齢限定ではありますけれども、無料検診のクーポンを

配布することなどが受診率の向上に寄与すると、その政策を実行したわけです。ということで考えますと、有料か無料かというところには受診率については大きな壁があるのではないかというふうに考えます。

今後、区民へのがん検診の受診率を下げないような施策をどのように展開していく考えなのかお聞きいたします。

◎西田 世田谷保健所長 区民の健康づくりを進めるために、がん検診等の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療は非常に重要なことであると認識しております。二十三年度は女性のがん無料検診事業を継続するとともに、胃がんにつきましては、東京都の十割補助事業を活用して、六十代の二つの年齢層に個別に検診のご案内を送付するなど、受診率の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆桜井〔純〕 委員 今回、区ではがん対策の検証委員会というものをやると思えますけれども、そちらの中でも受診率の向上についてはしっかりと議論をしていって、早期に今考えている以外の施策が本当に展開できないのか、ほかに効果のあるものがあるのではないかということも含めて考えていっていただきたいと思えます。

そして、今後の受診率の状況ですけれども、これについてはしっかりと検証分析をして、その状況によっては有料化のあり方の見直しなどもしていかななくてはいけないのではないかと思いますけれども、この件については、現時点での区の考えはどのようなものなのかお聞きいたします。

◎西田 世田谷保健所長 世田谷区がん対策検討委員会を設置しまして、その中で区民、学識経験者、医療関係者の意見をいただき、現在、実施状況も検証しながら、総合的ながん対策について広く検討してまいりたいと考えてございます。その中で受診率向上策についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

◆桜井〔純〕 委員 私たちは、受診率が低下をして、有料であることからちゅうちょした方々ががんの発見が早期に行われなような状況がこの世田谷の中で起こってしまうのではないかと懸念しています。ですから、受診率について向上させることに取り組むのはもちろんですが、その状況が、もしも有料化した後に悪くなっているのだとしたら、有料化ということに対する検証をもう一度すべきだと考えるんですが、その点に関してはいかがですか。

◎西田 世田谷保健所長 受診率を向上させるということについてはいろいろな考え方がございます。有料化が導入されたから下がった、上がったとかということではない、いろいろな要素があるというふうに考えているところでございます。そういうところも現状を検証しながら、推移も見ながら、この検討委員会の中で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

◆桜井〔純〕 委員 区民の生命と財産を守るということは、区長の大きな政策の一つだと思っています。私たちもその中で賛同することも幾つかあるということでお話しさせていただいたこともありますけれども、このがん検診が今国を挙げての大命題ということと、あと、区民の健康が害されるところで、その過程の中でいろいろな問題も起きてくる、課題が起きてくるということを考えますと、この健康診断も含めた検診、健康にかかわるものの有料化というのは、やはり慎重に行うべきだと思っています。

この状況をどのように分析していくかということについて、私たちは今後も追っていきたいと思いますので、そのことを今回は意見として申し上げておきたいと思えます。

それでは、人権政策について質問いたします。

一人一人の人権が守られる社会をつくるということは、あらゆる差別や暴力をなくすための第一歩だと思います。男女の区別なく、子どもから高齢者、障害者などあら

ゆる人が対等なパートナーであるという認識が、基本構想にある「人間尊重のまち」をつくる大前提だというふうにも思っています。

そのためにも、まず、さまざまな暴力や差別の根絶に向けた取り組みが全庁的なものとして着実に積み上げられていくことが求められると思います。障害者に対する理解ということに関しまして考えますと、親亡きあと対策ということですが、これは障害当事者や家族にとって大きな課題であります。そしてあわせて、親が元気であっても、障害者自身が地域で自立して暮らしていけるということも、一人一人の人生を大切に考えていくということに関して、とても重要なことだと思います。そのことに関しては、さまざまなサービス支援が用意されていくことが大事だと思います。また、精神障害者の政策としても、今後、病院から地域へと移行を進めようという政策にも取り組みが進んでいる中、地域社会における障害の理解を促進していくことがとても急務な課題になってくるのではないかと思います。

まず、この障害理解の促進ということについては、子どもころから障害についてしっかりと理解をしていくこと、差別意識をなくしていくことが大事だと思いますけれども、教育現場での取り組みについてお聞きいたします。

◎萩原 教育政策部長 子どもたち一人一人がその違いを認め、すべての人は個人として尊重されるということを理解し、みずからの行動につなげていくことは大切でございまして、そのために学校の果たす役割は重要であるというふうに認識しております。

区教育委員会では、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ちまして、児童生徒の一人一人の特別な教育のニーズを把握し、その能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進しております。

特に交流活動につきましては、例えば特別支援学級を設置している学校では、遠足や移動教室などの学校行事に特別支援学級の子どもと通常学級の子どもが一緒に出

かけたりしております。また、音楽や体育の授業で一緒に学習したり、給食を一緒に食べたりするなど、お互いの理解を深め、社会性を高める取り組みを進めております。さらに、近隣の都立の特別支援学校との交流活動を積極的に行いまして、一緒に歌やゲームを楽しむ会などを行って、障害者への理解を深めている学校もございます。

区教育委員会では、子どもたちが学校段階からお互いを正しく理解し、ともに助け合って生きていくことの大切さを学ぶ教育のより一層の充実を進めてまいります。

◆桜井〔純〕 委員 子どものころからの教育というのはまず大事だと思いますけれども、しかし、大人になっている私たちがどのように障害を理解していくのかということについては、本当に地域の中での差別の根絶のためにはすごく重要なことだと思います。この点に関して、地域での障害理解に対する取り組みというのはどのように行っているのかお聞きいたします。

◎藤野 保健福祉部長 障害の理解ということは、障害に対して正しい知識を持つ、それから、障害の有無にかかわらず、地域でともに暮らし、ともに支えあうという意識を持つというふうに考えております。この障害の理解を深めるということが、せたがやノーマライゼーションプランの基本理念の実現につながっていくというふうに考えております。

区では、新しい障害と言われております高次脳機能障害の講演会の実施など、広く区民の方を対象に障害に対する正しい知識の普及啓発に努めております。また、区民ふれあいフェスタでは、学生ボランティアと障害者の方とが触れ合う機会や、避難所運営訓練では障害者の参加などを促すということで、地域でともに暮らし、地域全体で障害者を支える意識の醸成に努めているところでございます。ただ、そうは申しましても、具体的に区民の方々の障害理解が十分浸透しているかということ、言いがたい面もあるというふうに思っております。

国では現在、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を初めとする制度改革に

向けての検討を行っております。国の改革における考え方として、障害の有無にかかわらず、国民が相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指すというふうにしております。

区といたしましても、これら国の動きを踏まえまして、身近な地域での区民と障害者との交流の促進を初めといたしました障害理解を深める取り組みを一層進め、ノーマライゼーションプランの基本理念を実現するべく目指してまいりたいと存じます。

◆桜井〔純〕 委員 今おっしゃっていた中でも、やはり地域の中での理解がなかなか進んでいない部分もあるということですが、私自身も本当にそのようなことを実感します。例えばグループホームなど福祉施設の建設に対して、地域住民の反対などが起きてくるということで、それが障害に対する無理解だなというふうを感じるときもあるんですけれども、こういったことが起こらないように、どのように地域に障害理解を深めていくのかということが課題だと思っています。これについてはさまざまな施策を工夫して進めていかなくてはいけないと思っています。

その一つとして、例えば障害者の仕事のことについても、障害者を雇用する障害者雇用という考え方から少し発想を転換してみることもあるのではないかと思います。このことについて提案をします。

以前にも何回か触れたことはあるんですけれども、例えば学校の建設などの入札にも見られますが、幾つかの企業が一緒に事業提案をする共同事業体をつくるという方法があります。こういったことを障害者団体がほかの民間団体と一緒にやっていく、公共事業などの仕事を得るときに使うということも一つの方法だと思っています。例えば障害者団体がシルバー人材センターやサービス公社などと一緒に事業提案をして、公共施設の施設管理や運営などをする、例えば指定管理者になっていくということも考えられるのではないかと思います。

これは、例えば自転車駐輪場には高齢者の雇用促進という大命題があり、使命があ

るということで、シルバー人材センターが当たっているということもありますけれども、こういったところに、シルバー人材センターと障害者団体が双方対等な事業を担うパートナーとして事業提案を一緒にしていく、それで共同事業体として指定管理者をとる、そういったことをしていくことも、一つ障害者の雇用促進という面もありますけれども、障害理解、一緒に仕事をするパートナーとして、仕事を得るためのさまざまな話し合いをする対等なパートナーとして、障害者が私たちの地域にいるということを経験して、私たちのいろいろな考え方が変わっていくというきっかけになるのではないかと思います。

こういったことも含めて指定管理者制度の中で、先ほど申し上げましたように、例えば高齢者の雇用のために指定管理者制度を運用しているということもありますけれども、新たな視点として、障害者団体が自分たちの施設を担うということだけではなくて、ほかの事業もほかの民間団体と一緒にジョイントしてとっていくという考え方、それを条件づけるということなども考えられるかもしれません。

私はこのことを、世田谷区は障害者雇用の促進と障害理解のために進んでいくべきだと思います。今後、例えば基本構想や基本計画などにも位置づけることや、また、こういう新たな取り組みを通して、障害者差別、障害者理解を進めようということで、指定管理者制度なども使っていくということがあると思うんですが、区の考えをお聞きいたします。

◎金澤 政策経営部長 現在、区からの業務委託の中では、例えば区民センターなどの施設維持管理業務において、世田谷サービス公社が障害者雇用に取り組んでおりまして、また、世田谷文学館、砧図書館、三軒茶屋の産業プラザ等におきましては、館内の軽食、喫茶コーナーを障害者団体が運営している、そういった実績がございます。サービス公社は、それによって国のほうから報奨金というのを大変多額いただいているといった状況がございます。

今ご提案の指定管理者の問題で、高齢者、例えばシルバーと障害者団体だとか、あるいは民間企業さんと障害者の方々とか、そういったジョイントで指定管理者もやっていくというご提案でございますけれども、いろいろ手法はどうやっていいかというのは考えなきゃいけないところがあると思うんですが、今お話に出ている障害者の方々の理解ということは、身近にそういう方々がいらっしやって、いつもおつき合いしているというのは非常に大きいだろうと思うんですね。したがって、今後の手法等を検討しながらちょっとやっていきたいなと。まだ研究段階だと思いますけれども、やっていきたいと思います。

◆桜井〔純〕 委員　さまざまな手法をとって一緒に何かをつくり上げていくということが大事ですし、やはり経済活動を一緒にしていくということは、さまざまな議論も生まれてくると思うんですね。そこにやっぱり対等なパートナーとしての歴史も積み上がっていくと思います。今、検討のための研究とおっしゃいましたので、ぜひ世田谷型の障害者の施策として、仕事を自分自身で作り出していくということを支援していただきたいと思います。

そして、人権の政策の中でもう一つ私から質問したいのがデートDVの防止の取り組みです。

DVの防止については、これまで何回も質問させていただいていますが、早い時期からのDV防止教育がとても重要だということ。そして、特に若い世代の恋人同士で起きている、いわゆるデートDVというものを防止していくことが重要だということは何回も指摘をさせていただいてきたところです。

早くからデートDV防止教育に取り組んでいますNPO法人アウェアの調査によりますと、五人に一人の割合でデートDVが起きているということがわかっています。また、昨年、内閣府ではデートDV防止プログラムを作成して、全国の教育委員会などにも配布をしています。

DV根絶に向けた取り組みが全国的に進み始めている、こういった状況にあるんですが、世田谷区では平成二十二年度、今年度、デートDVの防止のための出前講座というものに取り組みましたけれども、その成果についてまずお聞きいたします。

◎城倉 生活文化部長 デートDVにつきましては、恋愛感情があるということで、被害に対する認識が顕在化しにくいといった特色があります。

それで、若い世代に向けまして理解を深めることのための啓発が大事であるという認識から、本年度、今委員おっしゃいましたけれども、区内の高校なんです、三校でデートDVの学校出前講座を実施しております。それで、その際、デートDVに関するアンケートを実施しました。講座前にデートDVを知らなかった生徒が七割以上だったという状況があります。それからまた、講座の前と後で実施したアンケートの比較なんです、ひどい言葉で傷つけても、直接たたいたりしなければ、これは暴力にならないとか、あるいはメールチェック、それから友達づき合いの制限は、好きな証拠だから仕方がないといったような考えがあったわけなんです、講座後には、精神的な暴力もDVであるととらえる、あるいはまた相手のことを大切にすることも重要だと考える生徒がふえまして、デートDVに対する理解も深まったというふうに考えております。

また、講座を実施しました学校からも、講師の方が実際のDV被害者の支援に当たっている人であったものですから、デートDVの実態であるとか、あるいは一人一人が尊敬されるように、お互いを思いやる関係を築くためのコミュニケーションの確保の仕方、これらが講座の内容として非常に具体的だったという話がありまして、また、生徒の関心も非常に高かったということから、今後もこうした企画を行ってほしいという意見が寄せられておりました。

◆桜井〔純〕 委員 すごく成果があったのかなというふうに思いますけれども、今度、その成果をやっぱり来年度に生かしていかななくてはいけないと思うんですが、今後の取り組みはどのように進めていくのか、それをお聞きします。

◎城倉 生活文化部長 今申し上げましたように、デートＤＶの啓発は重要と考えておりまして、来年度につきましてもデートＤＶの学校出前講座を実施して、若い世代に対しまして直接啓発できる機会を設けてまいりたいというふうに考えております。また、本年度実施しましたデートＤＶの出前講座の成果を踏まえまして、啓発用のわかりやすいリーフレットを作成して、これを活用していきたいというふうに考えております。あわせまして、デートＤＶに関しましても、区のＤＶ防止電話相談などの相談窓口で対応しておりますので、その旨のＰＲもしていきたい。

それで、ＤＶ根絶に向けましては、一般的に男女の固定的な性別役割分担意識の解消が重要だというふうに考えております。小さいころからの人権教育によりまして、相手を思いやる気持ちを醸成していくことも必要だと考えておりまして、教育委員会や関係所管とも連携して、教職員向け研修を行うなどのデートＤＶ防止のための取り組みを一層進めてまいりたいというふうに考えております。

◆桜井〔純〕 委員 このデートＤＶというのは、被害者が別に女性に限ったことではなくて、男性からの相談というのかなり深刻なものが届いていますので、取り組みをしっかりと続けていっていただきたいというふうに思います。

第三回定例区議会でデートＤＶ防止についてということでお聞きしたんですが、生活者ネットワークの質問に対して、教育長は学校教育における重要なポイントとして二つ指摘をされています。一つは男女平等教育などの人権教育、そして、二つ目が教員の研修であるということをお答えいただいていますけれども、デートＤＶ教育を始める年齢としてぎりぎり十四歳という調査もございます。対等なパートナーシップに基づく人間関係、人権を尊重し合える人間関係を築くためにも、義務教育段階での

デートDV防止教育の取り組みはとても重要だというふうに思います。

今後の学校現場におきますデートDV防止の取り組みについてお聞きいたします。

◎萩原 教育政策部長 学校教育において、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される、男女平等の理念を子どもたちに理解させ行動につなげていくために、男女平等教育を初めとする人権教育を推進することは大変重要なことであるというふうに認識しております。

各学校では、保護者の理解を得ながら、例えば道徳において、発達段階に応じて男女が互いに相手の人格を尊重することや暴力は絶対に許されないことを指導するなどしております。また、区教育委員会では、今年度の管理職研修において、初めてデートDVの防止に向けた学校の役割をテーマとした研修を実施いたしました。研修会では、研修の成果を生かし、各学校の職員会議や校内研修で、男女平等教育を含めた人権教育の推進に努めるよう指導したところでございます。

来年度は、管理職研修に加えて、人権教育の推進にかかわる、教員を対象としたデートDVにかかわる研修の実施を検討しております。

区教育委員会としましては、関係所管と一層連携いたしまして、先ほどお話にあった本年度の高等学校への出前講座の成果なども踏まえつつ、発達段階に応じた男女平等教育等を含めた人権教育の推進に努めてまいります。

◆桜井〔純〕 委員 先ほど生活文化部長からもお答えいただきましたけれども、子どもたちにとって、子どもたちはまだまだいろんなことを吸収していく力がありますから、早い段階でデートDVの防止の教育をしていくことがすごく重要だと思います。来年度はリーフレットもできますし、出前講座も続けていくということですから、ぜひこれは区内で、区の取り組みでありますので、教育委員会はこういうものもしっかりと活用して、デートDVの防止の教育ということで、男女平等教育、人権教育というのを推進していただきたいというふうに思います。

それでは次に、区民自治の推進についてお聞きいたします。

世田谷区の基本計画には、「区民が創るまち」ということで、それを世田谷区の将来像として掲げています。区政運営において、区民の参画の推進は不可欠な要素だと思います。

まずお聞きしますけれども、区は現在の世田谷区における区民参画について、現状と課題をどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

◎金澤 政策経営部長 地方自治の中で、世田谷区もそうでございますけれども、市民参画、区民参画ということは基本だというふうに考えております。そういった意味で、それを基本に進めてまいります。もちろん議会の議員の方々は住民代表ですから、それはもう大前提のことになります。

◆桜井〔純〕 委員 世田谷区では、例えばパブリックコメントをやったりとか、いろいろな手法で区民の参画というのは取り組んでいるということでは、まだまだ私たちは足りないというふうに思っています。新しい公共とは世田谷区発のものだと思っています。これは新しい行政運営の視点であって、本来であれば、新しい公共ということに対しては、世田谷区は今以上に先進自治体であるというふうになっていなくてはいけなかったと考えますけれども、現時点では区民参加のまちづくりということにおいては、周回おくれのトップランナーと言われるほどに後退をしまっているという感じが否めません。

政策検証委員会の指摘の中にも区が目指すべきこととして、地方自治の原点、住民、事業者等と協働・連携して、地域の課題の解決というふうにあります。こういったことをしっかりと取り組んでいくためには、やはり区民の参画の仕組みを保障していくことが不可欠だと思っています。

今後、区が策定する新たな実施計画とか、将来想定される基本計画、基本構想の策定においても、区民参画、そして区民自治ということを明確に位置づけていくことは

欠くことができないテーマだと思っています。

こういった視点から、区政に対する区民参画について、今ではなくて今後、区はどのように世田谷の将来像の中に盛り込んでいくのか、そして実施計画の中にどのように位置づけていく考えでいらっしゃるのかお聞きします。

◎金澤 政策経営部長 今もお話ししましたように、区民参画は地方自治の基本だと申し上げました。新たな基本計画等の検討に当たりましたが、引き続き区民参画の視点は多様な分野において施策を進めていく上での基本的な考え方になるというふうに認識してございます。

今後、策定過程においても住民総意での策定を基本に、住民代表である議会を初め、より多くの区民の方々の意見をいただきながら、世田谷区の将来像を検討していくべきものと考えております。

今後も活力ある豊かな地域社会の発展に向けて、地域活動の支援等を行ってまいりたいと思っております。

◆桜井〔純〕 委員 これまで私たち生活者ネットワークは、区民自治をしっかりと保障するためには、その仕組みを支える条例が必要だということで、自治基本条例の策定ということを主張してきました。今後の世田谷区、財政が厳しいということもありますけれども、やはり区民がもっともっと主役になっていかななくてははいけませんし、その意思を支えるということをしっかりと区が宣言して、そして、その担保ができるような仕組みをつくっていかなくてははいけないと思っています。

これまで主張し続けてまいりましたが、自治基本条例の制定は、やはり早急に手をつけていくべきものだと私たちは思っていますけれども、改めて区の見解をお聞きいたします。

◎金澤 政策経営部長 自治基本条例につきましてはご提案をいただいております。分権改革や区民自治の推進の動きの中で、これについては、議会や区民等の方々との十分な議論の中で検討していくべきものだというふうに考えております。

先ほど基本計画のお話をさせていただきましたが、実は基本計画の上にある基本構想、これは議会の議決をいただいて、要するに世田谷区総意でつくるものですが、平成六年の九月に基本構想ができてございます。策定からもう十六年がたっておりまして、経済のグローバル化、あるいは少子・高齢化、さまざまな社会経済環境が変わっていく中で、そろそろ改定ということが区の検討課題になってくるというふうに考えてございまして、こうしたことを踏まえて、幅広い議論の中でご検討されていくのがいいのかなというふうに思っております。

◆桜井〔純〕 委員 これまで自治基本条例についての質問には、私たちは満足のいく答えをいただけていませんでしたけれども、基本構想についての議論が近々というふうなお答えの中に、近い将来始めましょうという、そういった言葉だというふうに私たちはとります。近い将来、私たちは自治について、この議会の中でもそうですけれども、しっかりとした議論を進めていきたいというふうに思います。

次に、福祉政策の推進についてお聞きします。

第三回定例区議会の決算特別委員会の中で、住宅の確保について、私たちの健康で文化的な生活を営むためには必要だということで、住まいサポートセンターの事業を拡大して、DV被害者や犯罪被害者の方たちのサポートを対象にすることを求めました。その後の検討はどうなっているのかということをお聞きします。

◎板垣 都市整備部長 今お話しがありました住まいサポートセンターの各事業をDV被害者や犯罪被害者が利用できるようにとのご提案が、昨年、決算特別委員会でもございまして、現在、関係各課、信用保証会社や関係団体と検討、協議を進めてございます。特にDVや犯罪被害者につきましてはケースごとに個別性が高く、中には心

のケア、プライバシーの保護や安全の確保等についても特別な配慮やサポートが必要となる方もありますことから、職員の専門知識の習得のみならず、保健福祉領域や警察などとの連絡体制の構築も不可欠であると考えております。

また、住まいサポートセンターの事業は、何よりも賃貸住宅のオーナーの理解や協力を得ながら実施していますので、対象者の拡大につきまして慎重な対応を求められ、引き続き関係各課との調整、関係団体との協議を進めているところでございます。

◆桜井〔純〕 委員 第三次住宅整備方針の中でとてもすぐれていると思うのは、やはり住宅に対して福祉的な視点を持っていこうというふうに立ったことだと思えます。そのことを受けて、住宅課自身もしっかりと福祉的な視点と力をつけていくための工夫が必要だと思えます。この点についてどのようにお考えなのか、一言お願いします。

◎板垣 都市整備部長 今ご指摘のありましたように、人材の確保、育成というのは大変重要だと考えておりますので、引き続きそのようなことで取り組んでまいりたいと思えます。

◆桜井〔純〕 委員 以上で生活者ネットワークの質問を終わります。

○山口 委員長 以上で生活者ネットワークの質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、社会民主党、どうぞ。

◆羽田 委員 きょうは、財政状況と地域経済の活性化という観点から幾つか質問したいと思います。

区の財政状況は、歳入の根幹と言うべき特別区民税の減収による影響が大きく左右しているかと思えます。財政状況が厳しいから、事業の見直しだとか人件費の削減を

という対応がこの間とられてきたわけですが、この点も含めて、地域経済の現状だとか、あるいは課題から考えてみたいと思っています。

そもそも財政悪化の背景なのですが、長期にわたる経済不況と平成十九年度から実施された税のフラット化、この変更によって減収が著しくなったということが言えるかと思います。

来年度予算では、特別区民税の歳入に占める割合が四三・一％ということで、ちょうど十二年前に十一年度の決算があったんですが、このときは四二・六％という数字が出ておりました。

一方、歳出のうちで、今年度は子ども関連経費、生活保護給付等に充てられる民生費、これが四〇％という数字にありますように、厳しい経済状況のもとで、保育園の増設や生活保護世帯の支援など、その財政需要にはこたえなくてはならないという状況があるかと思っています。

こうした中で、来年度予算では積立基金から百三十三億円の取り崩しを行うことで財源確保をするということなのですが、この基金をどのようにこの間位置づけてきたのか。つまり、区は財政状況のよいときにお金を積み立てておいて、厳しい財政状況のときに積立基金、お金を活用するというを行っているというふうにもとれるんですが、このこと自体は、決して不自然な対応ではないかと思いますが、この点についても含めて見解を伺います。

◎金澤 政策経営部長 まず、財政状況、構造的な問題ではないかというご指摘についてご答弁を申し上げます。

この間の財政状況は、平成二十一年度に財調交付金が単年度でマイナス百億円となるなど急激な景気の悪化が生じたこと、また一方で、この三カ年の扶助費は、子ども手当を除いても百十六億円増加していることなど、歳入減と少子・高齢化の進展に伴う社会保障費の増加が重なっている状況でございまして、世田谷区のみならず、多く

の自治体が直面している問題であると考えております。

近年の世田谷区の税や財調の歳入構造を見ますと、先ほどお話がございましたが、平成十九年度に国からの財源移譲として、個人住民税のフラット化、個人住民税所得割の一〇％比例税率化が実施されましたが、多くの自治体と違いまして高額所得者の多い世田谷区は、財源移譲とは別には、逆に大きなマイナスの影響を受けたものでございます。

一方、この税制改正に伴い、都区財政調整制度による特別区への交付割合が五二％から五五％に引き上げられまして、世田谷区の歳入に占める財調交付金の構成比は、平成十八年度では一〇・二％だったものが、平成二十三年度予算では一五％と変化をしております。法人住民税を主な原資とする財調交付金の依存度が相対的に高まり、世田谷区の歳入がより景気の変動を直接受けやすい構造に変化した面もあると分析をしております。

こうした状況を踏まえつつ、世田谷区は中長期を見通して、政策課題に対応できる財源基盤を確保することが必要でございまして、従来型の行政サービスが区民ニーズに持続的にこたえるものになっているかという観点から、さまざまな見直しに取り組んでいく必要があるという認識でございます。

それから、景気がよいときに基金の積み立てを行い、歳入が落ちたときに事業の進捗に合わせて基金を使うということではないか、基金の取り崩しは問題であると区は考えているのかというお話でございますが、基金には、経済状況の変動により年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく財政調整基金や大規模事業などの年度計画を見通して計画的な財政運営を行うための特定目的積立基金がございます。区では、こうした基金活用の基本を踏まえまして、平成十五年度から二十年度の六年間に三百二十二億円の増額を図ってまいったところでございます。

こうした意味で、歳入減や学校改築経費などの増大に対応するための一定の基金の

活用は、財政運営上適切なものと考えております。しかしながら、平成二十一年度以降は運用利子以外の基金積み立てをすることはできず、また、例えば平成二十二年度では学校改築に百十六億円が必要とされる中、一般財源の状況から、義務教育基金で単年度で八十億円を繰り入れている、計上しているという状況がございます。

また、財政調整基金につきましても繰り入れの抑制を基本としておりますけれども、歳入不足を補うため、平成二十三年度では十六億円の繰り入れを計上してございまして、今後の行政需要を考えますと、基金残高確保の面から課題があると考えております。

お話しのとおり、適切な基金の活用は必要であると認識してございますが、一方で、今後の歳入や政策課題を見通し、基金残高の可能な限りの確保を図っていく必要があると考えております。

◆羽田 委員 長期にわたる厳しい経済状況によって、区民の所得が引き下げられてきたというふうに思うんですね。そのままそれが特別区民税にはね返るという構造になっているかと思うんですが、特に特別区民税の納税義務者数の課税標準額を段階別に見ますと、年間二百万円以下の区民の方が増加傾向にあるということがこの数字でも明らかになっているかと思えます。

先ほどの説明にもありましたように、もともと世田谷の場合は一千万円を超える方が多いとか、構造上からいっても高額所得者が多かったことから、フラット化によってその影響が出たという話がありましたけれども、そういう面と、それから、課税標準額が年間二百万円以下にある方が増加したと。特に平成十七年度と比較しますと、その二百万円以下は、今回の平成二十二年度の七月期の数字ですけれども、三万人ぐらい増加しているということがわかっているかと思えます。そのぐらい現在の状況は、例えば年間五十万円ぐらいの賃下げになるとか、ボーナスやさまざまな諸手当が削減されるというような状況が相次いでいるかと思えます。こうした状況を含めて考えて

いくということが問われているかと思います。

その中で、じゃ、今後どういう対応がとられる必要があるかということなんですが、先ほどの区長の話ではありませんけれども、特に景気回復ということを考えていくしかないわけですね。それはもちろん国の経済政策が大きな力を占めるわけですが、同時に、世田谷の地域経済の活性化に向けた取り組みというのは、これはこれで重要だというふうに私は思っているんですね。ですから、そういう視点からの対応が今後必要ではないかということです。

その中で、特に地域経済の活性化に向けた取り組みということで言いますと、社民党としては幾つか、福祉だとか、環境だとか、教育分野、言いかえれば、ここの成長可能な産業への支援ということが必要だと言ってきたんですが、この点について、地域経済の活性化に向けて区はどのような対応をしてきたのかということ、改めてどこを重点に取り組んできたのかということをお聞きしておきたいと思います。

◎杉本 産業政策部長 地域経済の活性化に向けましては、区では、厳しい経済状況の中におきまして、区内中小企業の支援としまして世田谷区緊急総合経済対策を、平成二十年度から二十三年度の四年間に向けて約四百億円をかけて行っているところでございます。また、販路拡大や経営体質強化を目指しまして、経営相談やアドバイザー等の産業団体へのビジネスマッチングなど幅広い支援を行っているところでございます。

また、雇用につきましては、国の緊急雇用創出事業を活用しまして、区を挙げて雇用創出事業を実施しまして、平成二十一年度から二十三年度の三カ年で合計三十二事業、延べ十五万人日の雇用の成果を上げる予定でございます。

地域経済の担い手であります区内中小企業の経営を活性化するためには、国の景気回復を待つことなく、区としましても、今後も積極的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

◆羽田 委員 それで、福祉産業とかいろいろ、介護だとか保育事業を含めて、そこが成長産業だということも言ってきたかとは思うんですね。ただ、問題は、今議論になっておりますけれども、高齢者施設だとか保育園等の福祉分野で働く方々の賃金や労働条件が必ずしもよくないと。そのこの定着率の問題もありますけれども、そういうふうに考えますと、成長分野というふうに言えるのかということも一方でとらえることができるのではないかと。

そういうふうに考えますと、その現状を踏まえて、今後、区はその辺はどういうふうに対応していくのか、ここも非常に重要なところだと思いますが、お答えいただきたいと思います。

◎杉本 産業政策部長 今回の地域経済成長につきまして、現在の産業の振興は当然でございますけれども、新たな産業の芽といいますか、産業の種をまいておいて、情報も育てていくという考え方が必要かと思っております。そのため、世田谷らしい都市型産業、今ご指摘のような住宅都市にマッチしました住環境、区民生活を支える福祉・医療分野への人材確保など、成長分野というのか、世田谷らしい産業のあり方についての支援も図っていかねばいけないと思っております。そういう面で、区内産業の今までの産業のさらなる振興と新たな産業の育成という両方のバランスを持ちながら進めていく必要があるかと思っております。

今後とも積極的な産業振興の雇用環境の向上とともに、新たな産業の育成を含めまして、さらに幅広い産業政策を行ってまいりたいと思っております。

◆羽田 委員 雇用の安定ということが非常に重要だということをつけ加えておきたいと思っております。

次に、環境分野への取り組みなんですけど、午前中からさまざま指摘がございますが、エコ給湯器の普及啓発の課題ということで、地球温暖化防止対策ということで非常に力を入れていきたいという話がありました。

この点で、区内事業者の育成と活用という視点、これも午前中少し答弁があったようですけれども、改めてお聞きしておきたいと思います。

◎田中 環境総合対策室長 今回の事業ですけれども、区民の方々が買い換えを行うということが主眼となると思います。既存の住宅への高効率給湯器の導入ということが想定できるわけですけれども、その段階では、身近な工務店などに設置工事を依頼することが期待される、こういうふうにある意味期待しております。これらの工務店などが区民から安心して依頼を受けられるためには、工務店自身としての最新技術の取得や信頼性の向上が求められ、さらには区民の方々への効果的な周知も必要と思われると思います。

これらのことにつきまして、関係団体などと十分にお話を持たせていただき、工務店等のネットワーク化や学習の機会づくりなどの方策を連携する、これからまずやってみたいと思います。

◆羽田 委員 それからもう一つは、地球温暖化防止対策として、最近、エコ塗装という考え方が出ているようですけれども、遮熱塗装への対応は、ある意味では注目されているということなのですが、これは車だとか屋根の塗装剤によって太陽熱を遮断する効果が期待できるというような内容です。

この点については、二十三区の中で既に助成事業みたいなことを行っている区があるようですが、この点についての区の考えをお聞きしておきたいと思います。

◎田中 環境総合対策室長 既に他自治体においては、私たちのほかに燃料電池やお尋ねの高反射率塗装など、さまざまな補助事業を行っているところもございます。実際には、国、都道府県、市町村、それぞれでさまざまな支援策がある中で、区民が選んでいただく、こういうことになろうと思います。

一方で、区民におかれましては、補助制度がいっぱいあるわけですけれども、全体

像がつかみにくくて、何をやってよいかかわからないという状況の中にもあると思われます。私どもとしては、エコ住宅づくりにつきましては、区民みずからが積極的に取り組んでいただく、そのようなところを、区としては区民にエコ住宅に関して意識を高めていただくことにまず全力を注ぎ、一方で、区の支援の方策といたしましては、これらのさまざまなメニュー、今委員のおっしゃられたものも含めまして、そのうち限られた財源で効果的かつ波及効果の大きいものを見定めて、支援制度全体を考えていきたいと思っております。

◆羽田 委員 これも午前中だったかと思えますけれども、今後、公共施設における省エネ化という話がありましたが、この課題等も含めて、今後検討されることを要望しておきたいと思えます。

もう一つ質問を準備しておりましたが、質問の時間がなくなりましたので終わりにしますが、その内容は区内バス路線の拡充の課題ですね。

以上で質問を終わります。

○山口 委員長 以上で社会民主党の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、みんなの党・世田谷行革一〇番、どうぞ。

◆大庭 委員 私、質問通告していませんし、ほとんど取材もいろいろとやっていませんので、きょうの意見、皆さんの意見を聞きながら質問を組み立てていきたいと思えます。

一般質問の続きになりますけれども、国が九十二兆円という予算を組んで、そのうち四十一兆円しか税収がない、それで四十四兆円の国債を発行している、こういう状況がもうずっと続いている、これは皆さんご存じだと思います。

国の借金も地方と合わせて一千兆円を超えるということ、個人の金融資産があるか

ら大丈夫だと言われても、実際には一千四百兆円ぐらいの個人金融資産があって、そのうちの住宅ローン等を除けば、やはり一千兆円ぐらいしかないというような状況なわけですね。そうすると、国の毎年毎年国債を発行する収入というもの、これがどこまで当てになるかということを見ると、今の国の制度、または国の制度に依存している地方自治の制度というものも非常に不確かなものだと僕は思うわけですね。

基本的には、世田谷区の財政のことは、身の丈に合ったサイズ、身の丈に合ったような行政に撤するということが、これは原則になってくるだろうと思うし、簡単にいえば、一般質問で申し上げたとおり、税収の範囲で予算を組むということに撤しない限り、これは大きな穴があくわけですよ。

その意味では、百三十三億円の取り崩しをしていくということと言っても、これは毎年毎年取り崩しということをしたって、いつかそれは破綻するわけですよ。お隣の目黒区では、朝日新聞等で盛んに目黒ショックということで特集を組まれて、来年度でもうだめじゃないかということで、そういうことで来ているんですけども、それに対して、どうも真剣な取り組みというか、常識的な、区民感覚ですよ。要するに身の丈に合わせた税収の範囲で予算を組むように無理やりしなくちゃいけないというのはもう普通の常識だと思うんですけども、どうも何とかなるみたいな、またはそういうふうにならないようにしますみたいな答弁で来ているわけですよ。どうもその辺が僕は非常に疑問でならないということなんです。

それで、きょうは総括ということなんですけれども、なぜか福祉保健常任委員会のメンバーがずうっと総括に立っているということを考えても、やはり世田谷の福祉について、皆さん、相当真剣に考えているんだろうということじゃないかと思うんですよ。まさに予算イコール、本質的には世田谷区の福祉をどうするかというようなことが最大のテーマなんですよ。

そこで、私は一つ伺いたいんですけども、どうも世田谷区の福祉に関して、もち

ろん福祉についていろんなことに困っている。だから、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいということは、これまで議論がずうっとありました。でも、やはり福祉というのは財源が確保できなければできないということなんです。ですから、今の政権もそうですけれども、まず財源があって、その財源があってこそ福祉を考えるということをしなければ制度そのものが破綻する。僕は制度そのものが破綻することこそ福祉における悲惨な実態はないと思いますよ。やはり制度を維持させることを大優先で考えるべきだというふうに僕は思います。

そこで、他党派のお話を聞いていると、お金がいっぱいあるようなお話も聞くんですけども、例えば、これは福祉保健常任委員会でがん検診のときに、共産党の村田委員が福祉の財政状態について答えろといったときに、福祉保健常任委員会でだれも答えなかったんですよ。僕はそのとき、非常に憤りを感じて、審議が終わった後に一言二言申し上げて、委員会で委員長の責任が問われるような話になって物議を醸したんですけども、僕が言いたいのは、福祉こそ本当に財源の見通し、または財源を担保するような議論をしていかないとやはりだめだということなんです。

ということは、福祉の中に、福祉の財源とか福祉の財政事情についてわかる人たちが全員入っていないとちゃいけないということを僕は言いたいわけですよ。多分これから言うところも、政経部長が答えるんだろうと思いますよ。でも、政経部長は政経部長で答えて、福祉は福祉の領域で、それは政経部長が仕切っていることだから、うちらは与えられた予算の中でしっかりやればいいというような考え方で済まなくなってきたということを僕は言いたいんですよ。

そのとき、もし僕が担当だったら言いたかったのは、例えば財源の問題についても、一般会計から介護保険に繰り入れしているわけですよ。要するに介護保険が介護保険料収入では成り立っていないので、それに基づいて一般会計から入れているわけですよ。それが率でいくと、例えば平成十二年度から、約十一年前から比べて二・五倍

ですね。この十二年間で一般会計から介護保険に投入する税金というのが二・五倍ふえているんですよ。それに対して介護保険の被保険者の数というのはたった二割しかふえていないんです。この十一年間で二割しかふえていないのに、要するに介護保険の投入量というのは二・五倍。それから、経費からいくと二・三倍ぐらいふえているんですね。

つまり、高齢者がふえる割合よりも介護保険に足りない分のお金がどんどんふえているということなんですけれども、まず、その数字の確認をしたいと思います。僕が一方的に言っていると、いいかげんなことを言っていると思われるので、まず、今のことを確認します。

◎金澤 政策経営部長 介護保険ではおっしゃるとおりだと思います。民生費全体で、子どもなんかも含めると、例えば平成元年を一〇〇としますと、平成二十三年で二五四です。ですから、二・五倍、今おっしゃられた数字はほぼ合っていると思います。

◆大庭 委員 実数でいくと、要するに新年度予算で見ると、例えば介護保険だけをとっても一般会計からの繰り入れというのが六十九億円あるわけですよ。そうすると、この比率で、要するに高齢者がふえる率よりももっと上回る率で財源投入が必要だという実態がこの十年間の実態なわけです。このことをさらに十年後に伸ばすと、当然団塊の世代が高齢者にどんどん入ってきますので、高齢者の数そのもののふえ方というのが相当急激にふえていくわけです。それに伴ってこの介護費の投入量というのも当然ふえていくんですね。単純に今の率で計算しても、十年後でいくと、これは六十九億円が百七十二億円に投入量がふえるんです。もちろんその間に介護保険料を上げざるを得ないという状況もありますけれども、恐らく上げて、それは低所得者とかいろいろいますから、上げ方にも限度があるということになると、一体こういう部分をどうするんだと。つまり、今から比べると百十億円ぐらいふえるわけですよ。

これは介護保険の分の限られた部分だけを見ても、要するに高齢者がふえるという

ことに伴って、その社会福祉費というものはどんどんふえていくという実態があるんです。もちろん団塊の世代が峠を越してさらにいけば、だんだんもとに戻っていくんですけれども、それまでの間をどうしのぐかというのは一つの問題なんですよ。そのことは、財源の問題を余り論じないで、これが簡単にできますからという初期費用だけ掲げて、いろんな施設をつくれればいい、つくればいいということは、それはできればいいですよ。できればいいですけれども、総コストというか、かかる費用の数字を出していないんですよ。

何で現場の福祉保健ではそういう数字をつくらないんですか。僕はそういうことを議論すべき時期だと思いますよ。これから福祉はやはりちゃんとした財源の裏打ちの議論をしていかなければ、区民の皆さんだって納得できないと思うんですよ。どうですか、担当。

◎堀川 地域福祉部長 今委員からご指摘いただきましたように、まさに高齢者人口の伸びよりも介護保険料給付費の伸びが大きくなっている。それは特に七十五歳の人口がこれから上がると、さらに大きくなっていくわけでございます。

そういうことも含めまして、以前に福祉保健常任委員会の皆様のほうには資料提供という形で、その際にはちょっと単純な形でございましたけれども、将来の推計の数字を出させていただいたのでございますが、今後、第五期の計画策定の審議会での議論の際に、そういうようなデータも含めて議論していきたいと考えておるところでございます。

◆大庭 委員 だから、単純にそのことだけを考えたって、財源手当てをどうするのと。今回、百三十三億円の基金を取り崩して、来年が七十億円だか六十億円、二、三年切り崩すだけだ、そういう話じゃないですよ。その後でどんどんお金をどこかから用立てなくちゃいけない、その見通しが立っていないじゃないですか。だから、どうするかといったときに、やはり人件費の問題にも切り込まざるを得ないんじゃないか

ということを、僕は冒頭というか、一般質問からずうっと申し上げているわけですよ。

僕の一般質問に対して、区側はほとんど答弁しなかったんですよ。そのことはどうしてそういうことになったかということの説明すると、要するに、区側が言うには、熊本区長は今の人事委員会制度というのを認めて尊重しているので、人事委員会が決めているものについては一步も譲らない、そこで考え方を変えないということが背景にあって、ほとんど答弁にならなかったんですけども、でも、人事委員会制度も限界に来ているということを僕は申し上げているわけですよ。

何度も申し上げているように、人事委員会の給与の決め方というのは、世田谷区の財政事情や目黒区の財政事情、または港区の財政事情、いろいろ違うわけです。違うのに同じような形で決めている。これだったら、財政のやりくりなんかできやしないでしょうということを僕は再三申し上げているわけですよ。

ですから、人事委員会制度というのは、これはいいですよ。公務員の皆さんにスト権を付与して、国のほうはスト権なんか付与しない方向で行っちゃいましたけれども、やるんだったら、堂々とやればいいですよ。公務員というのはどういうものか。地方の現場でストなんかやっている職員は、それは目に見えるところで全部、区民がいろいろ判断すればいいわけですよ。

だから、僕は、そういう意味では、今の公務員制度というのはもう変えていかなくちゃいけないということを申し上げるとともに、これは国の国債の評価とかいろんなものがあって、恐らく経済はうまくいかないでしょう。四十一億円の税収を見積もっていますけれども、今の政府のやり方を見ていると、恐らく新年度だって四十一億円を割りますよ。首相は何か食欲だけあるので、グルメだけは伸びるかもしれませんが、それ以外はもうめためたですよ。

その意味からいって、僕が申し上げたいのは、どこかのコラムに書いてありましたけれども、これからは辛抱強さの時代、それから貧乏強さの時代、貧乏に強くなると

というような覚悟をしないと、これからの時代は生きていけないというふうに書いてあったんです。今の生活を維持しようなんて公務員の皆さんが思ったり、または議員も今の状況を維持しようなんていうのはなかなか受け入れられない時代だと思いますよ。

かといって、三割、四割、五割減のそういうような減税とか、またはそういうことというのは、僕はそれもうまくいかないと思います。実際問題、例えば昔、マクドナルドとか吉野家が安売り戦争をやったけれども、結局、一時的にわあっと人気があったけれども、続かないんですよ。やはりこれは、一体公務員の給与はどういうことであるべきか、地元の地域で働く人たちの給与体系はどうあるべきか、そういうことを大きな形で議論することが必要であって、今のように飯田橋のどこか、飯田橋の東京区政会館の一室で議論するような話じゃない。

それから、区長はずうっと言っていらっしゃいますけれども、報酬審の議論というのも、報酬のメンバーの方は皆さん優秀な方ですよ。しかし、報酬審を僕はずうっと傍聴していたんですけれども、実はあの決め方はおかしいですよ。各委員がいろんなことを言っているんですよ。いろんなことを言って、最後に委員長なる人が、ともかくいろいろな意見がありますけれども、私はこういうふうに決めさせていただきますという形で議論にはなっていないんです。ガス抜きをやって、最後は委員長の意見を押しつけて終わりということなんですよ。ですから、報酬審のあり方も、これはまた検討しなくちゃいけないと思うんですけれども、どうでしょうね。

区長、最後ということなので、今後のことについて余りいろいろ伺ってもあれだと思わんですが、恐らく今のような区役所のあり方では、この大きな財政的な不況というか、財政的な問題については改革できないだろうと思うんですけれども、副区長、どうですか。

◎平谷 副区長 お答えするのに十六分ぐらい必要なんですけれども、簡潔に申し上げますと、問題意識が共通する部分もあれば、またなかなか今後議論させていただくようなものもあるだろう、こんなふうに思います。

おっしゃるように、これから持続可能な自治体をつくるということになりますと、当然改革が迫られます。その際に、言うなれば、先ほどおっしゃっていただいたような人事の委員会制度等は、これは法制度のもとですから、熊本区長がどうするということとはまた別の角度の問題ともリンクすると思います。

もう一つ、福祉の問題は、当然おっしゃるような問題意識でやっていかなきゃいけないんですが、当然社会設計としての国との連関性の部分がありますね。ですから、そういう意味において、ポイント的に言うと、委員おっしゃるように財源なくして政策なし、この観点は私どももそのように思っておりますし、そういう意味では、二元代表制ですから、今後とも首長の意思と議会総体のご意思が一致するような時代が望ましい、こんなふうに思います。

◆大庭 委員 時間がないんですけれども、とにかく大きな決断と改革はこれから迫られると思いますので、今後ともやっていきたいと思います。

以上で終わります。

○山口 委員長 以上でみんなの党・世田谷行革一〇番の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、無党派市民、どうぞ。

◆木下 委員 今、福祉で財源問題が議論になりましたけれども、一番やはりお金の問題でいけば、公共事業、土木費、そういったものについてどうするのかという議論になると思うんですね。

それで、京王線の連続立体交差事業ですが、在来線の高架と特急線の地下化で二千

二百億円と言っているんだけど、これは地下化でやると、東京都が言っているのは幾らでしたっけ。

◎工藤 交通政策担当部長 地下化といっても、八幡山付近は在来線を使う、それから笹塚付近も在来線を使うという前提のもとで、三千億円というふうに説明していたと思います。

◆木下 委員 今おっしゃったように、八幡山が高架になっているわけですね。それで、四線地下案についてまともな計測はしていないわけですよ。つまり、二線を高架にして特急線を二線地下にするというのが二千二百億円、四線地下だけでも、八幡山で上に上げるやつが三千億円と。そうすると、全線地下化する、つまり、八幡山を使わずに幾らになるかという計測はしていないわけだけども、それについては、区民から聞かれたらどういうふうに答えるんですか。

◎工藤 交通政策担当部長 八幡山の部分について、在来線は上を通しながら、その重たいものを支えながら地下にするということは非常にお金がかかるというふうに東京都が説明していますので、数百億円単位のお金が余分にかかるというふうに考えております。

◆木下 委員 東京都が説明したのは、八幡山が高架になるという線形をそのままに、地下にしたらどうなるだろうかと。そういったことで三百億円ぐらいかかる、そういうふうに言っているのであって、全線をシールドで地下にした場合、つまり、八幡山を使わない場合には幾らになるか、これはだれが考えたって合理的な比較だと思うんですけども、その数字が出てこないことについてどういうふうに考えますか。

◎工藤 交通政策担当部長 三百億円という説明をしているというふうには記憶にございません。それから、先ほど申しましたように、在来線を上で八幡山の駅を通し

ながら、電車というのとはとめるわけにはいきませんので、上に乗せながら下に地下を掘るといふことは、シールドで行うにしても相当な金額がかかるということも合理的にわかるところでございます。

◆木下 委員 小田急線ではやっていますよね。つまり、小田急線では高架と地下を比較した場合には、高架よりも地下のほうが高い、一・六倍かかると当初言われていたんですよ。それがそうじゃなくて、地下のほうが五十億円ぐらい安いということになって、それで地下化を選択したわけですね。ですから、いかに行政が前に言っていたことがいいかげんであるかということは区民もみんな知っていますよ。

そうすると、比較をきちっとしないと、それは二千二百億円というような莫大なお金をかける公共工事について本当はどうなのか、そういったことをきちっとしないとよろしくないと思うんですよ。地下にすると、これは割合で言ったけれども、七百億円で特急線はできるわけですね。特急線が七百億円でできるということになれば、シールドで二線やれば、単純に考えても一千四百億円ですよ。一緒にやれば、それよりもっと安くできるでしょう。そうすると、駅にかかるお金を百億円としたって、それは二千百億円ぐらいできちゃうと。それは非常に合理的な言い方だと思いますけれども、そういうことについて反論できますか。

◎工藤 交通政策担当部長 今おっしゃったのは木下委員の独自のお考えだと思います。東京都はもっとお金がかかるというふうにお答えしていると思います。

◆木下 委員 だったら、そういう方式でいって一体幾らかかるのか、それを出せばいいじゃないですか。つまり、普通に考えて、こうしたらどうなんだという疑問について答えられない。それをそのままにして、もう公示・縦覧が始まっていますけれども、これからそういったことで進むということについていいんですか。区長、どう思いますか。

◎工藤 交通政策担当部長 委員のご意見として承りますけれども、全線を地下にするということについては、先ほど申しましたように、三千億円よりさらに数百億円余計にかかるというふうに理解しております、そのことについては合理性があるというふうに考えております。

◆木下 委員 さっき言ったようなロジックで高くなるということなんだけれども、しかし、福祉の問題で、皆さん、あれだけうなずいていた。しかし、これだけでかいプロジェクト、二千二百億円かかると言われているものについて本当はどうなのかということについて、だれもちゃんと検証しようとしないうん、こんなことでいいんですか。東京都を世田谷区に呼んできて、きちっとその辺を説明してくれというのは、委員会でも再三要請しているはずなんだけれども、そういったことすら東京都は履行しようとしていない。そのことについてどう評価しますか、区長。

◎工藤 交通政策担当部長 委員会のご意思につきましては、東京都にお伝えしているところでございます。

◆木下 委員 それから、都市高速鉄道一〇号線の都市計画線について、根拠になる文書を持ってきてくれと言ったことに対して、それは履行していないですよ。それで、区の担当者は東京都に言ったけれども、くれないと。それはそのとおりですね。

◎板垣 都市整備部長 昭和四十四年の都市計画図書等につきましては、東京都の都市整備局の都市計画所管において縦覧、閲覧をしているということでございます。

◆木下 委員 だったら、それについて示せばいいじゃないですか。私が何回かそれについて見せてくれと。そうしたら、担当者は、幾ら言っても根拠になるものは出してくれないんだ、そういうことを言っているわけですよ。根拠になる文書、三点セットみたいなものについて、それは見せてもらったんですか。

◎板垣 都市整備部長 今申しましたように、東京都のほうで管理をしてございますので、そちらのほうで閲覧ができるということでございます。

◆木下 委員 前に言っていたことと違うじゃないですか。それがきちっとした範囲について示されているかどうか、そのことについて聞いたところ、その根拠はないということについて、この前答弁もしているわけですよ。それは旧法のとときには違うんだと。新法になってから、いつ計画決定、範囲について決定したんですか、それはいかがですか。

◎工藤 交通政策担当部長 昭和四十四年の都市計画変更につきましては、旧都市計画法に基づき国が行ったものです。それから、図面につきましては、都市計画法に基づき、都市計画決定権者である東京都が作成したものでございます。

◆木下 委員 東京都が作成したものについての根拠がどうなのかということについて、それは明確に説明ができなかったわけですよ。それについて、この前は、それを言ってもなかなか持ってきてくれないんですよと言った。

○山口 委員長 以上で無党派市民の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、新風 21、どうぞ。

◆小泉 委員 時間の関係上、総括質疑で基本的な答弁をいただき、個別の内容については、あす以降にいたします。

公明党の代表質問で、地域力を高める中心としての行政の役割とは何かということに対して、副区長の答弁は、今回の高齢者見守りネットワークモデル実施の観点から、区の各部門が連携し、コーディネーターの役割を果たすとのことでした。区は連携連携とよく言われますが、連携だけでは責任の所在がはっきりしません。実際にはどの

組織が取りまとめるのでしょうか。この取りまとめこそ、地区のまちづくりセンターが担うべきです。

今回区が示したモデル実施のイメージ図においても、あんしんすこやかセンターは明確に位置づけられているのに対して、まちづくりセンターには何の役割も見えません。基本的なビジョンがないのです。

さらにこの高齢者見守りネットワークについては、民主党の代表質問への副区長答弁で多様な見守り施策を重層的に展開していくとされました。多様な施策を重層的に展開とは本当にきらびやかな言葉ですが、そんなきらびやかな施策が必要でしょうか。きちんとしたシンプルな施策が一つあれば十分なはずです。情報共有をしっかりとやっていくとも言われましたが、物事を複雑にしているだけではないでしょうか。区民に対して一見手厚いようですが、関係機関を動かしていくのに大きな努力が必要になります。

八十五歳以上の区民に対して、既に民生委員が訪問しているのではという重政議員の質問に対して区は、訪問している場合としていない場合があり、まだ訪問がなされていない人に対しては、今回の新たな仕組みで訪問していくとされました。

まず、現在の仕組みでどうして訪問ができないのか、現在のシステムの問題点を探り、その後に的確な解決策を効果的に組み立てていくべきです。今回の多様な施策の重層的な展開にはこのようなきめ細かな検討が見えず、まことに残念です。

さらに問題があります。畠山議員の質問に対し区は、地区高齢者見守りネットワークモデル事業については、参加していただく区民の負担が大きくなるよう配慮していく、こうされました。ここに問題があります。本来、区民同士、お隣同士、地区でみんなで見ずからやるべきことを行政が支援すると言ったばかりに、区も区民も新たな仕事のように思え、言われたほうの負担感が増えていく、このようなことになってしまうのです。

熊本区長の言われる地域のきずなづくりは本当によい言葉です。しかし、でき上がったきずながしっかりと区民自身のものとなっている、自立していることが大切なはずですが、最初の段階からおんぶにだっこのような形で、とても途中から自立自立といっても自立できるものではありません。

そこで、実務の責任者である平谷副区長に二つお伺いいたします。

どのような課題であれ、区の本来担当する組織がきちんと決められたことを行うことで、組織全体が効率よく動いていく、それを副区長は目指していたはずです。一見新たな課題のようでも、よく整理してみると、従来からの問題点が明確になり、そして、本来担当すべき所管が見えてくる。このような行政の基本的姿勢を貫く、それが平谷さんの流儀であったはずです。

しかし、先ほどの地区での高齢者の見守りについてはその手法をとらないで、施策をどんどん積み重ねていく重層的な施策をつくり、組織も事業も複雑になっていく、そのせいで、情報共有になお努力することが必要となってしまうのです。これはこれまで平谷副区長が思い描いていた行政の姿とは逆のように思うのです。率直にお考えを聞かせてください。

さらにもう一つ質問します。区民が自主的にやるべきことと行政が行うべきことはしっかりと区別するということ、これが平谷副区長の、もう一度言います、流儀のはずです。特にコミュニティーづくりなどについては、原則として区民が取り組むことと思われていたはずです。区民の自立ということを尊重することが行政の基本であるというお立場のはずです。そのことからすると、地域の支えあいであったり、高齢者見守りネットワークであれ、最終的に区民の自立ということが基本であるはずなのに、今の区の姿勢はやればやるほど依存の方向に進んでいるようです。平谷副区長の常日ごろ考えている区民と行政の関係とはかなり違ってきているように思うのです。

私は、区民が自立できるかどうか、とても心配になってしまうのですが、お考えを聞かせてください。

◎平谷 副区長 これはご案内のとおり、区内に十五万人以上のご高齢者がお住まいでいらっしゃるしまして、その中でおひとり暮らしですとか高齢者のみの世帯が半数を超えているという中で、家族あるいはご親族、友人との交流が少ない方も数多くいらっしゃいます。

昨年度実施しました全高齢者実態把握調査の中で、これは議員ご案内と思うんですけども、見守りを希望される方がまず一〇・四%、一万人いらっしゃるんですね。それで、今後は希望するかもしれない、こうおっしゃっている方が六六・二%ですから、六万九千人いらっしゃる。合わせますと、およそ八万人の方がそういった希望をお持ちなんですね。

一方、見守り事業で訪問を受ける場合にどなたの訪問を希望されるかというときに、例えばお医者さんがいいです、あるいは区の研修を受けた方がいいです、さらには民生児童委員の方がいいですというようなデータもあるんですね。そういう中で、私どもとしてはそういうニーズをとらえて考えますと、四つの重点施策にまとめていったわけです。したがって、それぞれの所管が連携をとらざるを得ないということです。そういう意味においては、組織原則上に照らしても、私は正しいと思っております。

一方、委員ご懸念の住民の主体的な活動は決して損なわないような形で、むしろ、そういったご意見、ご提案をいただいて、行政が責任を持ってやらせていただくということでございます。

時間の関係でここで切りますけれども、何とぞご理解を賜りたいと思います。

◆小泉 委員 しっかりと平谷さんのお考えを聞きたいと思っておりましたけれども、私も時間がなくなりました。済みません、引き続き各委員会で伺います。きょうはこれでおしまいいたします。

○山口 委員長 以上で新風 21 の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、減税世田谷、どうぞ。

◆あべ 委員 それでは、減税世田谷の質問をしまいにしたいと思います。

きょうは総括質疑ということで、区長がいらっしゃいますから、区長に伺ってまいりたいと思います。

まず、区長は今般、今限りで引退をすると表明されているわけでありまして。平成十五年から就任以来二期八年にわたり、区政のリーダーシップをとってこられたわけでありましてけれども、この間の区政運営の成果について、ご自身はどのように評価をされているのか、公明党の委員さんもお聞きになりましたが、改めてちょっと伺いたいと思います。

◎熊本 区長 先ほど答弁申し上げましたけれども、私は区長に就任するときに、区民の生命と財産を守ることを区政の最優先課題として、安全安心のまちづくり、世田谷の実現ということを掲げて区長に就任させていただき、この八年間、その目標に向かって、職員の方々の理解と協力をいただきながら、一〇〇%とは言えないまでも、私はそうした政策が実現し得たと思っているところでございます。

よく言われますけれども、土木事業だと。私は区長になる前から、都議会議員のときからですけれども、世田谷区は基盤整備がおくれているということをよく耳にしていたわけで、まさにそういう点はあったわけですので、そういう基盤整備をするために、それはやっぱりスピード感が必要だろうというようなところから、道路整備のスピード感を上げていただいております。事ほどさように、子どもの問題にしましても、医療費の問題等を掲げながら、そうした保護者の方々の負担も軽くして、教育に熱が入るだろうというようなことも実現しております。

ただ、待機児の問題は、やっぱりこれからもまだ尾を引くと思いますけれども、これがなかなか区民の方のニーズにこたえられないというところ。だんだんこたえてきてはいますが、それが十分でなかったということ等はございますけれども、私の政策実現についてはなし得たなという思いを持って、今回勇退を決意しているわけです。

◆あべ 委員 区長は今なし得たということでありましてけれども、常に行政も動いて、時代も動いているという中で、なかなか完成形というのをなし得て区長を引退されるのは難しいことだと思うんですね。

その上で、区長は今完成をされたと言っていますけれども、この二期八年の中でなし得なかった部分、その部分を次の区長にバトンタッチしていかなくちゃならないんですが、その点については、課題としてどういうふうな認識をされているのかということ伺いたいと思います。

◎熊本 区長 私が勇退するに当たっては、後継者の方という思いで実際取り組んでおりますけれども、なかなかそれが実現し得ないことも現実でございますので、諸行無常、日々、毎日変化している中ですから、それに対応しながら、まずは八十八万区民の方々の生命と財産を守ることを継承していただきたいという思いでおります。

◆あべ 委員 こちらが伺いたいこともすべてお答えをいただいてしまったんですね。課題だけじゃなくて、熊本区長がこの二期八年で熊本イズムというのかな、やってこられたことを継承してもらいたいことは何かというふうにあとを聞いたかったんですが、今、安心安全ということを施策でやってきたということを受け継いでほしいということでありましたので、ご回答をいただいてしまったので。

それと次に、たまたまきょうはほかの会派で区長の退職金の問題も触れられましたので、私も四年前のこの予算委員会で、区長にいろいろ、区長の退職金の問題については、ほかの自治体の首長さんが返上するというような動きがあって、それについて

区長はどういうふうに考えるかというご質問をさせていただいたと記憶しております。その上で、やっと私に時代が追いついてきたのかなというふうな感じがしまして、この議会の中でも特別職のという話がきょう出てまいりました。

その上で、まず、特別職という話がありましたから、特別職の方の中で退職金などの改定の提案ができるのはどなたということなんでしょうか、お答えをいただけますか。どなたが提案をできるんですか。

◎堀 総務部長 条例改正案ですので、私どものほうでは執行機関の長として、区長を中心に意思決定するという段階でご提案する形になると思います。

◆あべ 委員 ということは、区長ということでもいいんですよね。そうすると、区長は今後、いろんな日本の自治体の流れの中で退職金を返上して、財政も厳しい折、そういう動きがあるんですけれども、ご勇退をされるということですから、今般、また改めて伺いたいんですが、そういった首長の動きについてはどのようにお考えになっているのか、そこをちょっと伺いたいなと思います。

◎熊本 区長 先ほど平谷副区長からお話のございましたように、これは私どもで決めることではないわけです。今総務部長がお答えしたように法律で定められてきていることの問題ですから、個々、いろいろ意見はあると思いますよ。思いますけれども、私がそうだと言ったからって変わるものでもないということの思いを持っております。

区長会の中でもいろいろな意見がありますよ。それは大田区のほうから言われていまして、それについては、大田区も意見があったし、それを聞いている他の区長からもいろいろな意見があります。そんな中で進められていくことだと思っております。

◆あべ 委員 お考えがお聞きできて大変よかったですと思います。ありがとうございます。

質問を終わります。

○山口 委員長 以上で減税世田谷の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、未来せたがや、どうぞ。

◆稲垣 委員 午前中、また先ほども区の財政状況について幾つか質問があったわけでありましてけれども、私のほうからも、今の財政状況について何点か質問をさせていただきたいというふうに思っております。

世田谷区の財政状況を見ますと、確かにバブルが崩壊後、何とか財政を建て直してきている状況でありますし、また、熊本区長は就任以来、いろんな取り組みをされてきたということも十分理解をさせていただいております。

しかしながら、このリーマンショック以降、例えば、去年の平成二十二年度の予算では百六十七億円の基金の取り崩し、そして、今年度の予算では百三十三億円、こうして貯金をおろさないと予算が組めない状況であるわけですね。こういったことを含めながらどのような形で、持続可能な区政運営とは今言いがたい、例えば財源がなければ、それだけ切り詰めた予算にしなければならないというふうに思います。

この中で、区長就任以来、さまざまな政策点検、または全事業の点検などを行ってきて、今年度は五十五億円の削減効果を上げてきたわけですがけれども、これから先のことを考えると、いつまでも貯金、基金があるわけではないわけですから、このことを考えていくと、やはり政治的な判断が必要になるというところがいつか必ず出てくるわけですね。

こういったことを含めながら、区の歳出構造に大なたを振るっていくことが必要で

あるというふうに私は考えますが、区はこの行財政改革に、今後どこまで本気で取り組んでいくのかお聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 リーマンショックのお話でしたが、バブルの崩壊のときと比べまして、リーマンショックのときには特別区税と財調の落ちる時期が非常に似通ってしまっていて、単年度で百億円落ちたというようなこともございます。したがって、私ども申し上げている、これまで区が経験したことのない前例のないものだったというようなご説明をさせていただいています。

今お話しのとおり、けさほどからいろいろお話ししているような状況がございます。区といたしましては、今般の政策点検において中長期の課題としたものについてさらに検証を重ね、広く議会の議論をいただきながら、従来型の事業を、これからの区民ニーズに持続的にこたえられるものであるかという観点から、幅広く更新していくことが大変重要であるということで、そういう認識でいるところでございます。

◆稲垣 委員 先ほども質問が出ましたけれども、区の福祉、例えば民生費というのは、かなり急激に伸び率というか、伸びていかなければならない状況でありますね。その間に、土木費などは落として削減する傾向があったわけですがけれども、今、国のほうでも社会保障制度、政策、どういうふうにしていくのかということを議論している中で、区のほうでは最大で、平成十年、一千四百六十九億円の区債残高があって、平成二十三年度三月末では七百五十八億円というふうな状況になっていると思います。

基金のほうも、平成二十年度がピークで七百二十二億円、平成二十三年末には、この二年間で急激に落ちてきまして、四百二十四億円の予測になっているわけですがけれども、区長が就任されてこの八年間の間にかなり行財政改革をやってきたから、今、目黒ショックとかいろいろ言われていますが、起債残高をまず五百五十億円減らし、基金を三百億円も増加させた実績、これは本当に評価するところですから、今の状況

で何とか予算組みすることができるんだらうなというふうに思います。

先ほどもあべ委員から出ましたけれども、こういった思い切った改革をしてきた区長はこの八年間の取り組みを、ご自分で言うのもなんですけれども、どのように評価されているのかお聞かせください。

◎熊本 区長 先ほども言いましたけれども、この八年間、私が掲げた政策につきまして、職員の皆さんがそれを理解して協力していただいたおかげで、一〇〇%とは言えないまでも実現できたと思っております。次の方にどうするんだという質問はございませんけれども、先ほど申し上げましたように、まずは区民の生命と財産を守ること、安全安心なまちづくりをすること、これを継承していただきたいと思っております。

◆稲垣 委員 区長、もう一点なんですけれども、道路の事業を二倍のスピードでということでおやりになってきたわけですが、その辺は十分達成できたのかどうかというのをお聞かせいただければと思います。

◎熊本 区長 道路整備というのは相手様がいらっしゃるわけで、恵泉通りのことだって、国が裁判で勝訴してから、まさに何年かかったでしょう。そのように、行政側だけでこれをやりたいからといって、できるものでないということ。この間、職員から伺いましたけれども、恵泉通りが今都市計画道路になったということの標示板をあそこに張りに行ったら、今ごろ何をしているんだと言われたと。区民はそういう見方をしているわけです。だから、私がやりたいということはパーフェクトではないと申し上げておるのは、やっぱり相手様のいらっしゃることも現実あるわけですので、全部が全部完全にできたとは言いませんけれども、この程度なら、私は自分も納得することができるなということで、勇退の決意をしているわけです。

◆稲垣 委員 確かにそういった道路をつくっていくとか、整備していくのは大変なことだと思っていますし、世田谷区の場合は、まだまだ狭隘道路の解消ということも取り組みとしてはやっていかなきゃならない課題だというふうに私も思っております。

次に、一般質問で質問させていただきました子ども手当なんですけれども、二十三区では二十一区が国の方針どおり、区の負担分を予算計上しているという報道がありました。

こういったところで、区は今後どのような考え方で、まず子ども手当の予算計上をしたのか。それと、今、国のほうで法案のいろんなことで協議がされていますけれども、仮にこの法案が通らなかった場合、いろんな事務事業はどういうふうになっていくのかお聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 国会で今、予算案の法案が審議中でございますけれども、原案で可決された場合には、法の定めにより、区は速やかに手当を支給する責務が生じることから、今回、予算案に基づきまして経費を計上したところでございます。

今後につきましては、仮に修正等がされた場合につきましては、区としても予算上の措置が必要なのかどうか、その時期や内容を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

◆稲垣 委員 時間がないので、私からの質問は以上で終わります。

○山口 委員長 以上で未来せたがやの質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、レインボー世田谷、どうぞ。

◆上川 委員 本日は、区の主催事業における耳の不自由な方々に対する知る権利の保障、情報保障について伺います。

まず端的に伺います。区の新年度予算案で手話通訳や要約筆記者等、聞こえに不自由のある方々への情報保障が予算化されているイベントはどれくらいあるでしょうか。手話通訳、要約筆記等情報保障の手段別にその数を、また、保健福祉部以外に所管するイベントがそのうちどれだけあるのかも含めてお答えいただければと思います。

◎藤野 保健福祉部長 現時点で把握できている範囲でございますが、手話通訳者派遣が三十六件、要約筆記者派遣が五件、手話通訳者と要約筆記者の両方を予定しておりますのが五件でございます。所管の点についてでございますが、保健福祉部以外が所管するイベントは三十一件となっております。

◆上川 委員 情報保障の手段が手話通訳に偏っておりますし、要約筆記が非常に少ないというのが気になりました。また、この二つの方法以外の手段が想定されていないというのも課題だと私は思います。障害者手帳の有無にかかわらず、耳の不自由な方々にできるだけ知る権利を保障していこうと考えますと、区の現状は非常に足りない部分が多いのではないかと私は考えます。

問題の第一は、情報保障の行われるイベントそのものが極めて限られている。その上に、手段が手話通訳に偏っていることです。無論、手話通訳は大切な手段ですし、その必要性は疑うところではありません。しかし、聴覚障害者とされる方々のうちでも手話がわかる割合は一般に一〇%台と言われておりますので、現状の区の情報保障というのは、聴覚障害者に限って見ただけでも、その一部に対応したものでしかないと思うんですね。

また、第二に区の現状は、難聴者の存在、特に手帳の取得につながらない高齢難聴者の方々をほとんど無視していると感じます。四十代以降、私たちも程度の差こそあ

れ、だれでも聴力は衰えていくそうです。結果として、七十代以降、半数が難聴者ということだそうです。これを当てはめると、国内に難聴者は一千万人以上いるとも言われていますし、世田谷区にこれを置きかえると六万人弱という計算になります。

加えて、高い技術レベルの補聴器の処方ができる認定補聴器専門店というのは非常に限られていまして、区内には四店舗しかありません。つまり、逆に言うと、大多数の高齢者が耳に合わない補聴器をつけたり、つけなかったりして暮らしているということで、当然のことながら、こういった高齢者に手話はわかりません。ところが、こうした数万人いる高齢者に対する区の情報保障の手だてというのがないんですね。そう考えると、今後は聴覚障害者はもちろん、より広く難聴の高齢者も視野に入れたユニバーサルな情報発信というものをそれぞれの部課で心がけていただく必要があると私は考えています。

そこで、本日はユニバーサルな情報発信を図っていく有力なツールとして、パソコン文字通訳というものを提案したいと思っています。

パソコン文字通訳というのは、文字どおりパソコンで文字を書き起こして通訳するものです。パソコン要約筆記と呼ばずに文字通訳と呼ぶことが多いのは、パソコン入力なら、要約するのにとどまらず、話し言葉すべてを入力表示、つまり、通訳することが可能だからです。

一方、従来のOHPやノートを使った要約筆記は、人は一分間に三百文字話すそうですが、これを五分の一の六十文字に置きかえて書き起こす必要があります。当然内容は要約をする必要がありまして、話の枝葉はどうしても落としてしまわざるを得ないということで、できるだけ健聴者も耳に不自由がある人も平等に情報を発信していこうと思ったら、パソコン文字通訳のほうが優位性が高いと私は思っているんですね。

また、パソコン文字通訳は文字表示であるために、電子表示ですから、字にくせがなく読みやすい。また、会場の音声をマイクで拾って電話回線に流すと、通訳者が

その会場にいる必要もないということで、私が伺ったグループは、東京の会場にいな
がら沖縄の会場の文字通訳をしていらっしやいました。さらに、スクリーンに映し出
す以外にも、携帯端末などに文字を送ることが可能で、必要とする方に的を絞って情
報提供もできるというすぐれものです。

以上のように、パソコン文字通訳、使い勝手が非常によいスキルなんですけど、区内
でこの人材も育っているのに、世田谷区の取り組みは非常に遅いんですね。

先月五日、ようやく地域整備課のユニバーサルデザインフォーラムというところで、
初めてこの文字通訳を入れていただいたと伺っているんですけども、当日の状況や
評判はいかがだったでしょうか、お聞かせください。

◎板垣 都市整備部長 今お話がありましたように、先月の二月に開催しましたユニ
バーサルデザインフォーラムにおきまして、ユニバーサルデザインのサービスを実践
されている企業の方から、視覚や聴覚、身体に障害のある方に対する接客のマナーや
サービスについて講演をしていただきました。その際、聴覚に障害のある方のために、
講師の話を伝える手話通訳とともに、プロジェクターに接続したパソコンを使用し、
講演内容を逐次スクリーンに提供するパソコン要約筆記、今のお話だとパソコン文字
通訳というほうが正しいかもしれませんが、それを試行したところでございます。

従来の手話通訳とともに情報量が多いパソコン要約筆記を利用したことによりま
して、情報が複数の手段で得られたことから、フォーラム参加者には好評であったと
理解しております。

◆上川 委員 ご答弁ありがとうございます。ご好評ということで意を強くしました。

既に板橋区では、平成十四年からパソコン文字通訳を活用した生涯学習事業を行っ
ているようで、現在のところ、区と区内五大学で共催している高度な内容の連続公開
講座、また、教育委員会が主催する生涯学習講座のすべてでこのパソコン文字通訳が
入っているんだそうです。

所管課に電話して伺ったところ、当初は耳の不自由な方に情報を保障しようという発想だったんだそうですが、今では健常の受講者を含めて理解を助けるツールとして定着しているそうでして、耳の不自由な方だけではなく、聞き取りにくかったときなどに理解を助けるツールとして評判もいいそうで、特にアンケートでは高齢者の方に評判がいいそうです。

こうした事例を参考に、世田谷区でもぜひ積極的な導入を図っていただきたいと考えるんですけども、いかがでしょう。

◎藤野 保健福祉部長 お話しのパソコンを活用した通訳も含めまして、手話がわからない中途失聴の方、高齢者の方に有効であるというふうに考えます。区といたしましても、新しい手段、それを使える団体等について、各所管に十分情報を周知して、聴覚障害者に限らず、高齢者なども含めて情報保障を一層進めてまいりたいと考えております。

◆上川 委員 この問題は、保健福祉部の問題だけではありませんで、事務を所管するすべての課がどういった区民がいるのかを想定して、ぜひ踏まえていただきたい配慮だと思imasるので、それを踏まえて、これからの進展を期待して待ちたいと思imas。

以上で終わります。

○山口 委員長 以上でレインボー世田谷の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、世田谷無所属の会、どうぞ。

◆ひうち 委員 まず、自転車専用レーン、いわゆるブルーゾーンの整備について伺います。

信号無視など交通ルールを守らない自転車が多くあり、改めて自転車の安全利用のあり方について、利用者一人一人のルール、マナーが問われていることは周知の事実であります。区民の方からも、自転車の信号無視は重大な事故につながりかねない、本当に恐ろしいので、何とかならないかという声を多くいただきます。

自転車利用の安全対策については、ルール、マナーに対する一人一人のモラル意識の向上というソフト面と、一方で自転車が安心して通行できる環境の整備というハード面の両面からのアプローチが必要であることは以前から申してまいりました。ハード面の整備では、特に自転車専用レーンの設置、ブルーゾーンの設置箇所をふやすことが不可欠であると考えます。また、世田谷区には歩道と車道が分離された道路が少ないことから、生活道路におけるブルーゾーンの整備が特に有効と考えます。

そこで、区は平成二十一年の三月に成城富士見橋通りにおいてブルーゾーンのモデル整備を行い、自転車の通行位置をブルーでカラー舗装化しました。私も実際に何度か通っておりますし、また、利用者の方からは整備後走りやすくなったというご意見を耳にしましたが、モデル整備の実施後の整備効果について、区はどのように把握しているのか、また、調査結果の評価について伺います。

◎吉田 土木事業担当部長 成城富士見橋通りのその後の効果検証の方法でございますが、成城富士見橋通りでは、ブルーゾーンを設置した約一週間後に交通量と自転車の通行位置の調査を実施し、自転車が進行方向左側のブルーゾーンを通行する比率、いわゆる遵守率により効果を検証しております。さらに、ブルーゾーンという新しい自転車走行ルールの定着状況を検証するために、設置から約一年経過した後に、再度交通量と自転車の通行位置を調査いたしました。

調査結果でございますが、整備直後のブルーゾーンの遵守率につきましては、両方向平均で約四〇%、それから、整備後約一年を経過した平成二十二年の三月の調査では約六九%に向上しており、モデル整備の効果があらわれているものと評価しております。

ます。

また、整備直後よりも遵守率が向上した要因といたしまして、自転車走行位置を誘導するために設置した看板の効果が徐々にあらわれたものと考えられますが、モデル整備の地域周知とブルーゾーンの通行の奨励に、地元の成城自治会のご協力をいただいたことが新たな自転車走行レーンの定着につながったというふうにも考えております。

◆ひうち 委員 整備後一年を経過した平成二十二年三月の調査では約六九%ということで、このような生活道路へのブルーゾーンが効果的ということで、今後、他の生活道路への整備が必要であると考えます。このモデル整備の検証結果をどのように生かしていくとお考えでしょうか、区の見解を伺います。

◎吉田 土木事業担当部長 これまでの調査結果からしまして、ブルーゾーンなど新しい自転車走行ルールの遵守率向上と維持のためには、カラー舗装だけではなく、わかりやすい標識や標識類による誘導を継続的に行うことが重要であると考えております。

成城富士見橋通りの調査では右側通行する自転車が約一三%存在していることも踏まえ、今後、わかりやすくという視点でブルーゾーン等の標識類の改善を検討し、自転車走行環境整備に反映してまいりたいというふうに考えております。

また、ブルーゾーンなどの整備に際しましては、先ほども申し上げましたように、沿道にお住まいの皆様だけではなくて地域全体のご理解をいただけるように、地域への十分な情報提供ときめ細かな説明を行い、交通管理者とも協力連携いたしまして、自転車通行のルール遵守を促進してまいります。

◆ひうち 委員 今後もきめ細やかな説明を行い、また、他の生活道路への設置の検討もしていただきたいと思います。

次に、全事務事業の政策点検の実施について伺います。

本日、他の会派の方からもさまざま取り上げられましたが、今年度、区は予算を構成する千七百四十五全事務事業の政策点検を実施し、二十三年度当初予算に反映できるものについては、予算案とともに具体的な取り組みを示し、直ちに対応が難しい課題については、二十四年度以降の取り組みの方向性を整理しました。

ここで、二十四年度以降の取り組みについては、例えば生涯学習講座の民間移行や子どもの医療費助成の手直しなど、区民への影響が極めて大きい課題があります。現在の財政状況を考えると、これからも確実に進めていくべき施策もありますが、しかし、影響の大きさを考慮すると、時間をかけて段階的に見直し、慎重かつ十分に検討して見直しを進めることが必要だと考えますが、いかがでしょうか、区の見解を伺います。

◎金澤 政策経営部長 ご指摘のとおり、二十四年度以降の取り組みとして整理しました施策事業の中には、今後、具体化に向けた課題整理が必要なものや、区民への説明責任を果たし、各方面との調整を図りながら段階的に取り組んでいくべきものもございます。点検結果をもとに具体的な改善手法や見直しの緊急性を明らかにしながら、計画的に取り組んでいくことが必要であるという認識であります。

具体的には、平成二十四年度からの実施計画、行政経営改革にこれらの取り組みを位置づけていくわけですが、区といたしましては、それぞれの取り組みに多少の時間を要する場合も想定されますが、慎重に、しかしながら、着実かつ抜本的な行財政改善の取り組みを進めていくべきものと存じております。

◆ひうち 委員 ここで、全事務事業の点検結果とともに、三十項目にわたる当面の政策課題もあわせて示され、当面の課題として梅ヶ丘病院跡地の利用の検討や区役所本庁の整備など大きな財政負担を行うものもあります。今後の財政状況の見通しを踏

まえ、課題の優先順位や先送り課題の見きわめを行い、柔軟に対応していく必要もあると考えますが、区の見解を伺います。

◎金澤 政策経営部長 大きな財政負担を伴う事業も踏まえております。したがって、持続可能な自治体経営の方針の観点から、区政全体のあり方と個別課題の方向性を一体的にとらえて、そういったものも検討していかなきゃならない、かような認識でとらえております。

◆ひうち 委員 今後もしっかりと財政状況を見て検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○山口 委員長 以上で世田谷無所属の会の質疑は終わりました。

○山口 委員長 引き続きまして、無所属、どうぞ。

◆青空 委員 昨年、私は決算特別委員会の総括質疑に、キンビールの女性管理職の倍増計画を取り上げて、キャリア形成の観点を取り入れた研修への取り組みやメンター制度の考え方の研修の導入などについて、区の所見をお伺いしました。第一回定例会に引き続き、女性管理職の増加に関する区の認識をただす質問でしたが、その後もこの課題には大いに関心を寄せてまいりましたところ、また先日、女性管理職を育てるというタイトルの新聞記事に目が引きつけられました。

欧米各国ではさまざまな分野において女性の幹部登用が進んでいる一方、日本は取り残されぎみであるという状況の中、女性管理職の増加に積極的に取り組んでいる企業の実態を取り上げた新聞内容でした。

折から昨年末、こうした取り組みを一層促す内容を含んだ、国の策定による第三次

男女共同参画基本計画が発表されました。そこでは、二〇二〇年までに指導的地位に占める女性の割合を三〇%という大目標をにらんだ上の現実路線として、平成二十七年までに課長相当職以上に占める女性の割合を六・五%から一〇%に引き上げるという、民間企業における目標が示されています。

また、先ごろ区で取りまとめられた区内企業に対する男女共同参画に関する意識実態調査報告によれば、係長相当職以上の管理職に女性の占める割合は一八・三%となっていますが、これが課長以上となれば一けたに近い割合なのではないでしょうか。こうした民間の状況に比べ、区の女性管理職の割合はかなり高いと伺っていますが、まだまだ増加に努める必要があると思います。

そこでまず、女性管理職を育てるということについて、研修という観点からどういう認識をされているのか、区の考えをお伺いします。

◎野澤 研修調査室長 世代交代が進む中、計画的に人材を育成し、多様な人材を活用していくことが、今後ますます重要になってくるものと考えております。今委員が触れられました国の第三次男女共同参画基本計画におきましては、政策方針決定過程への女性の参画の拡大は喫緊の課題であり、そのため、地方公共団体には女性職員のキャリア形成への支援と女性の管理職への登用を強力に推進するよう要請するとしています。

区におきましても、既に世田谷区男女共同参画プランにおいてお示ししていますように、庁内の管理監督的立場への女性の登用を進めることは重要であると考えており、そのための環境整備を進め、人事担当所管を初め関係所管との連携を図っているところでございます。

女性の管理職への登用の推進のため、今後も研修の機会の充実を図るとともに、研修の中で女性が活躍するロールモデル等を示してまいりたい、かように考えております。

◆青空 委員 この新聞記事の中では、キャリア育成会議の設置や育成担当の配置、意識改革を促す研修、やる気を引き出す工夫など、本腰を入れてさまざまに取り組んでいる様子が紹介されています。

さまざまに取り組んでいるこうした積極的な姿勢の背景には、男女を問わず、多様な人材のぶつかり合いが組織を活性化する、あるいは能力がある女性を活用しないのは組織にとっても損失であるなど、考え方の広まりもあるようです。組織という意味では、民間も公共も変わりはなく、こうした考えは当然区にも当てはまるのではないのでしょうか。

区としても女性管理職の育成に向けた取り組みに当たり、新たな創意工夫が求められていると思いますが、区の考えをお伺いします。

◎野澤 研修調査室長 多様な人材の切磋琢磨が求められる中で、女性の能力を一層活用していくことが組織の活性化につながるものと認識しております。ご紹介された民間での取り組みにもありますように、女性が活躍するためには、上司の支援や職員自身の意識改革などが重要と考えております。

区の研修では、みずからの職業人生を考え、それぞれの目標達成に向け意欲を高めるとともに、具体的な行動計画を立て実践するというキャリア研修を実施しております。また、主任主事や係長級を対象とした研修でも、組織の中の自分の役割を認識した上で、自分自身の目標を設定し実践していくという内容で研修をしております。

こうした研修では、内部講師として女性管理職を積極的に登用し、自身の経験や職員への期待を込めた熱意に満ちた講義がなされることにより、職員が目標の一つとして、管理職として区政に貢献したいという、そういう意識を持つことを目指しております。

今後も意識啓発のために、職員研修の中にさまざまな工夫を取り入れてまいります。

◆青空 委員 ありがとうございます。

最後に、これまで答弁いただいたように、女性管理職をふやすことに研修が果たす役割は非常に重要かつ大きいと思いますが、基本的には人事施策という側面があり、研修調査室という一組織のみでは対応し切れない課題であると思います。

そこで、今後課題にどう取り組んでいくのか、庁舎内の関係所管との連携のあり方を中心にお伺いします。

◎野澤 研修調査室長 女性が管理職として活躍するには、女性が働きやすい環境や支援する仕組みが確立されること、管理職として働くことへの魅力を感じることに、そして何よりも本人のやる気が大事なことに認識しております。そのためには、それぞれの職場が一体となり環境整備に取り組まなければならないと考えております。多様な人材の活用は重要でありますので、女性が管理職として活躍することはその第一歩という認識のもとで、関係所管や各職場と連携して計画的な人材育成を進めてまいります。

◆青空 委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○山口 委員長 以上で無所属の質疑は終わりました。

○山口 委員長 以上をもちまして本日の質疑はすべて終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後六時五十三分散会